

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち 電気工事

徳島県県土整備部営繕課



課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事

連番	図面番号	図面名称	連番	図面番号	図面名称	連番	図面番号	図面名称	連番	図面番号	図面名称
001		表紙	062	E-060	非常照明・誘導灯設備 3階平面図	122	E-120	自動火災報知設備 1階平面図(2)	182	E-180	ナイター照明 ビット階平面図
002	E-000	図面リスト	063	E-061	コンセント設備 1階平面図(1)	123	E-121	自動火災報知設備 1階平面図(3)	183	E-181	ナイター照明 1階平面図
003	E-001	電気設備工事特記仕様書(1)	064	E-062	コンセント設備 1階平面図(2)	124	E-122	自動火災報知設備 2階平面図(1)	184	E-182	ナイター照明 2階平面図
004	E-002	電気設備工事特記仕様書(2)	065	E-063	コンセント設備 1階平面図(3)	125	E-123	自動火災報知設備 2階平面図(2)	185	E-183	ナイター照明 配置図
005	E-003	電気設備工事特記仕様書(3)	066	E-064	コンセント設備 2階平面図(1)	126	E-124	自動火災報知設備 2階平面図(3)	186	E-184	自動制御設備 計装図(1)
006	E-004	電気設備工事特記仕様書(4)	067	E-065	コンセント設備 2階平面図(2)	127	E-125	自動火災報知設備 3階平面図(1)	187	E-185	自動制御設備 計装図(2)
007	E-005	電気設備工事特記仕様書(5)	068	E-066	コンセント設備 2階平面図(3)	128	E-126	自動火災報知設備 3階平面図(2)	188	E-186	自動制御設備 1階平面図(1)
008	E-006	電気設備工事特記仕様書(6)	069	E-067	コンセント設備 3階平面図(1)	129	E-127	自動火災報知設備 3階平面図(3)	189	E-187	自動制御設備 1階平面図(2)
009	E-007	電気設備工事特記仕様書(7)	070	E-068	コンセント設備 3階平面図(2)	130	E-128	自動火災報知設備 4階平面図	190	E-188	自動制御設備 1階平面図(3)
010	E-008	配置図・案内図	071	E-069	コンセント設備 3階平面図(3)	131	E-129	雷保護設備 1階平面図	191	E-189	自動制御設備 2階平面図(1)
011	E-009	構内配電・通信線路図	072	E-070	コンセント設備 4階平面図(1)	132	E-130	雷保護設備 2階平面図	192	E-190	自動制御設備 2階平面図(2)
012	E-010	受変電単線結線図	073	E-071	コンセント設備 4階平面図(2)	133	E-131	雷保護設備 3階平面図	193	E-191	自動制御設備 2階平面図(3)
013	E-011	電気室詳細図	074	E-072	コンセント設備 4階平面図(3)	134	E-132	雷保護設備 4階平面図	194	E-192	支障物件図
014	E-012	配電盤負荷表・幹線系統ブロック図(1)	075	E-073	総合盤姿図・端子盤リスト	135	E-133	雷保護設備 屋根伏平面図	195	E-193	
015	E-013	配電盤負荷表・幹線系統ブロック図(2)	076	E-074	構内交換設備・構内情報通信網設備 系統図	136	E-134	雷保護設備 立面図	196	E-194	
016	E-014	非常用発電設備 仕様・配線取合表・配管系統図	077	E-075	構内交換設備・構内情報通信網設備 ビット階平面図(1)	137	E-135	雷保護設備 機器詳細図	197	E-195	
017	E-015	非常用発電設備 機器外形図	078	E-076	構内交換設備・構内情報通信網設備 ビット階平面図(2)	138	E-136	スタジアム音響設備 特記仕様書	198	E-196	
018	E-016	非常用発電設備 断面配置配管図	079	E-077	構内交換設備・構内情報通信網設備 ビット階平面図(3)	139	E-137	スタジアム音響設備 機器仕様書	199	E-197	
019	E-017	非常用発電設備 平面配置配管図	080	E-078	構内交換設備・構内情報通信網設備 1階平面図(1)	140	E-138	スタジアム音響設備 システム図	200	E-198	
020	E-018	太陽光発電設備 特記仕様書	081	E-079	構内交換設備・構内情報通信網設備 1階平面図(2)	141	E-139	スタジアム音響設備 機器姿図(1)	201	E-199	
021	E-019	太陽光発電設備 機器姿図	082	E-080	構内交換設備・構内情報通信網設備 1階平面図(3)	142	E-140	スタジアム音響設備 機器姿図(2)	202	E-200	
022	E-020	太陽光発電設備 システム系統図-機器配置図	083	E-081	構内交換設備・構内情報通信網設備 2階平面図(1)	143	E-141	スタジアム音響設備 中継設備	203	E-201	
023	E-021	太陽光発電設備 平面図	084	E-082	構内交換設備・構内情報通信網設備 2階平面図(2)	144	E-142	スタジアム音響設備 ビット階・1階平面図	204	E-202	
024	E-022	太陽光発電設備 パネル取付参考図	085	E-083	構内交換設備・構内情報通信網設備 2階平面図(3)	145	E-143	スタジアム音響設備 2階平面図	205	E-203	
025	E-023	幹線系統図	086	E-084	構内交換設備・構内情報通信網設備 3階平面図(1)	146	E-144	スタジアム音響設備 3階平面図	206	E-204	
026	E-024	動力制御盤標準結線図・接地線系統図	087	E-085	構内交換設備・構内情報通信網設備 3階平面図(2)	147	E-145	スタジアム音響設備 4階平面図	207	E-205	
027	E-025	動力制御盤結線図	088	E-086	構内交換設備・構内情報通信網設備 3階平面図(3)	148	E-146	スタジアム音響設備 配置図	208	E-206	
028	E-026	電灯分電盤標準結線図	089	E-087	構内交換設備・構内情報通信網設備 4階平面図(1)	149	E-147	スタジアム音響設備 調整室機器配置図	209	E-207	
029	E-027	電灯分電盤結線図(1)	090	E-088	構内交換設備・構内情報通信網設備 4階平面図(2)	150	E-148	大型映像装置設備 仕様書(1)	210	E-208	
030	E-028	電灯分電盤結線図(2)	091	E-089	構内交換設備・構内情報通信網設備 4階平面図(3)	151	E-149	大型映像装置設備 仕様書(2)	211	E-209	
031	E-029	電灯分電盤結線図(3)	092	E-090	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 系統図・姿図・システム図	152	E-150	大型映像装置設備 システム系統図	212	E-210	
032	E-030	電灯分電盤結線図(4)	093	E-091	音声誘導設備 システム図・機器姿図	153	E-151	大型映像装置設備 スコアボード正面立面図(改修後)	213	E-211	
033	E-031	幹線・動力設備 ビット階平面図(1)	094	E-092	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 ビット階平面図(1)	154	E-152	大型映像装置設備 スコアボード正面詳細図(改修後)	214	E-212	
034	E-032	幹線・動力設備 ビット階平面図(2)	095	E-093	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 ビット階平面図(2)	155	E-153	大型映像装置設備 スコアボード1階-2階平面図(改修後)	215	E-213	
035	E-033	幹線・動力設備 ビット階平面図(3)	096	E-094	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 ビット階平面図(3)	156	E-154	大型映像装置設備 スコアボード3階平面図・束伏図(改修後)	216	E-214	
036	E-034	幹線・動力設備 1階平面図(1)	097	E-095	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 1階平面図(1)	157	E-155	大型映像装置設備 スコアボード屋根平面図(改修後)	217	E-215	
037	E-035	幹線・動力設備 1階平面図(2)	098	E-096	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 1階平面図(2)	158	E-156	大型映像装置設備 スコアボード取付鋼材輪結図(改修後)	218	E-216	
038	E-036	幹線・動力設備 1階平面図(3)	099	E-097	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 1階平面図(3)	159	E-157	大型映像装置設備 スコアボード断面詳細図(改修前)	219	E-217	
039	E-037	幹線・動力設備 2階平面図(1)	100	E-098	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 2階平面図(1)	160	E-158	大型映像装置設備 スコアボード1階-2階平面図(改修前)	220	E-218	
040	E-038	幹線・動力設備 2階平面図(2)	101	E-099	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 2階平面図(2)	161	E-159	大型映像装置設備 スコアボード3階平面図・束伏図(改修前)	221	E-219	
041	E-039	幹線・動力設備 2階平面図(3)	102	E-100	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 2階平面図(3)	162	E-160	大型映像装置設備 スコアボード屋根平面図(改修前)	222	E-220	
042	E-040	幹線・動力設備 3階平面図(1)	103	E-101	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 3階平面図(1)	163	E-161	大型映像装置設備 スコアボード取付鋼材輪結図(改修前)	223	E-221	
043	E-041	幹線・動力設備 3階平面図(2)	104	E-102	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 3階平面図(2)	164	E-162	大型映像装置設備 スコアボード機器姿図(1)	224	E-222	
044	E-042	幹線・動力設備 3階平面図(3)	105	E-103	TV共同受信設備・時刻表示設備・誘導支援設備 3階平面図(3)	165	E-163	大型映像装置設備 スコアボード機器姿図(2)	225	E-223	
045	E-043	幹線・動力設備 4階平面図	106	E-104	放送設備 機器姿図・システム図	166	E-164	大型映像装置設備 スコアボード機器姿図(3)	226	E-224	
046	E-044	電灯設備 照明器具姿図	107	E-105	放送設備 系統図	167	E-165	大型映像装置設備 音声・映像操作室機器配置図	227	E-225	
047	E-045	電灯設備 1階平面図(1)	108	E-106	放送設備 ビット階平面図	168	E-166	大型映像装置設備 サブスコアボード設置位置	228	E-226	
048	E-046	電灯設備 1階平面図(2)	109	E-107	放送設備 1階平面図	169	E-167	大型映像装置設備 メインスタンドビット階・1階機器配置・配線図	229	E-227	
049	E-047	電灯設備 1階平面図(3)	110	E-108	放送設備 2階平面図	170	E-168	大型映像装置設備 メインスタンド2階機器配置・配線図	230	E-228	
050	E-048	電灯設備 2階平面図(1)	111	E-109	放送設備 3階平面図	171	E-169	大型映像装置設備 メインスタンド3階機器配置・配線図	231	E-229	
051	E-049	電灯設備 2階平面図(2)	112	E-110	放送設備 4階平面図	172	E-170	大型映像装置設備 配置図	232	E-230	
052	E-050	電灯設備 2階平面図(3)	113	E-111	I T V設備 機器姿図・システム図・系統図	173	E-171	中央監視設備 システム構成図(1)	233	E-231	
053	E-051	電灯設備 3階平面図(1)	114	E-112	I T V設備 1階平面図	174	E-172	中央監視設備 システム構成図(2)	234	E-232	
054	E-052	電灯設備 3階平面図(2)	115	E-113	I T V設備 2階平面図	175	E-173	中央監視設備 システム構成図(3)	235	E-233	
055	E-053	電灯設備 3階平面図(3)	116	E-114	自動火災報知設備 凡例・特記・運動表	176	E-174	中央監視設備 中央監視点一覧表1	236	E-234	
056	E-054	電灯設備 4階平面図(1)	117	E-115	自動火災報知設備 系統図・点致表	177	E-175	中央監視設備 中央監視点一覧表2	237	E-235	
057	E-055	電灯設備 4階平面図(2)	118	E-116	自動火災報知設備 ビット階平面図(1)	178	E-176	中央監視設備 ビット階・1階平面図	238	E-236	
058	E-056	電灯設備 4階平面図(3)	119	E-117	自動火災報知設備 ビット階平面図(2)	179	E-177	中央監視設備 2階平面図	239	E-237	
059	E-057	非常照明・誘導灯設備 照明器具姿図	120	E-118	自動火災報知設備 ビット階平面図(3)	180	E-178	中央監視設備 3階平面図	240	E-238	
060	E-058	非常照明・誘導灯設備 1階平面図	121	E-119	自動火災報知設備 1階平面図(1)	181	E-179	ナイター照明 仕様・機器姿図・システム系統図	241	E-239	
061	E-059	非常照明・誘導灯設備 2階平面図									

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	設計者 西山 浩司	法適合確認 一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 寺田 庄作	設計番号 17992	特記	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事	●図面番号 E-000	●縮尺 1 : NS (A1) 1 : NS (A3)	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪 (〒) 732-2248	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県鳴門第11020号
----------------------------	---------------------------	--------------	----------------------------------	--------------	---------------	----	-------------	------------------------------------	----------------	-----------------------------------	---	---

図面リスト

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																								
一章 一般 共通 事項	1. 工事概要	<p>徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事</p> <p>鳴門市撫養町立岩四枚61番地</p> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>R C造一部S造 地上4階</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>261,079.98 (m2)</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>21,704.35 (m2)</td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第1の区分</td> <td>1項 イ</td> </tr> </table> <p>4. 工事種目</p> <table border="1"> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> <tr> <td>建築工事(第1工区)</td> <td>内野スタンドのうちバックネット裏スタンド</td> </tr> <tr> <td>建築工事(第2工区)</td> <td>内野スタンドのうち1塁側スタンド、ブリッジ</td> </tr> <tr> <td>建築工事(第3工区)</td> <td>内野スタンドのうち3塁側スタンド、ブリッジ</td> </tr> <tr> <td>電気設備工事</td> <td>電気設備工事</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>給排水衛生設備工事</td> </tr> <tr> <td>空調工事</td> <td>空調設備工事</td> </tr> <tr> <td>外構工事</td> <td>外構工事</td> </tr> <tr> <td>屋外管工事</td> <td>浄化槽工事</td> </tr> </table> <p>5. その他</p> <p>本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。</p>	建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」	構造・規模	R C造一部S造 地上4階	敷地面積	261,079.98 (m2)	延床面積	21,704.35 (m2)	消防法施行令別表第1の区分	1項 イ	種目	工事概要	建築工事(第1工区)	内野スタンドのうちバックネット裏スタンド	建築工事(第2工区)	内野スタンドのうち1塁側スタンド、ブリッジ	建築工事(第3工区)	内野スタンドのうち3塁側スタンド、ブリッジ	電気設備工事	電気設備工事	管工事	給排水衛生設備工事	空調工事	空調設備工事	外構工事	外構工事	屋外管工事	浄化槽工事	<p>7. 下請負人の選定</p> <p>受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>8. 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)</p> <p>(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>9. 電気保安技術者等</p> <p>電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>10. 施工中の安全確保</p> <p>電気設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p> <p>工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>	<p>受注者は、高さが2m以上の箇所として作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。</p> <p>既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。</p> <p>事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。</p> <p>給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。</p> <p>輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある <p>発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3)産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。</p> <p>(4)建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。</p> <p>(5)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。</p> <p>(6)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。</p> <p>(7)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>アスベスト</p> <p>(1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>(2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 <p>(3)表示、掲示は次のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
	建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」																														
構造・規模	R C造一部S造 地上4階																															
敷地面積	261,079.98 (m2)																															
延床面積	21,704.35 (m2)																															
消防法施行令別表第1の区分	1項 イ																															
種目	工事概要																															
建築工事(第1工区)	内野スタンドのうちバックネット裏スタンド																															
建築工事(第2工区)	内野スタンドのうち1塁側スタンド、ブリッジ																															
建築工事(第3工区)	内野スタンドのうち3塁側スタンド、ブリッジ																															
電気設備工事	電気設備工事																															
管工事	給排水衛生設備工事																															
空調工事	空調設備工事																															
外構工事	外構工事																															
屋外管工事	浄化槽工事																															
II. 営繕工事共通仕様書	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> <tr> <td>1. 適用基準</td> <td> <p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ・木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。) ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。</p> <p>建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。)</p> <p>建築改修工事監理指針(令和4年版)</p> <p>電気設備工事監理指針(令和4年版)</p> <p>機械設備工事監理指針(令和4年版)</p> </td> </tr> <tr> <td>2. 優先順位</td> <td> <p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>質問回答書(からに対するもの)</p> <p>補足説明書</p> <p>特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)</p> <p>図面</p> <p>公共建築工事標準仕様書等</p> </td> </tr> <tr> <td>3. 工事実績データの登録</td> <td> <p>(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a)受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c)しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d)訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> </td> </tr> <tr> <td>4. 工程表</td> <td> <p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>5. 工事の着手</td> <td> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td>6. 施工計画書等</td> <td> <p>施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p> </td> </tr> </table>	項目	特記事項	1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ・木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。) ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。</p> <p>建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。)</p> <p>建築改修工事監理指針(令和4年版)</p> <p>電気設備工事監理指針(令和4年版)</p> <p>機械設備工事監理指針(令和4年版)</p>	2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>質問回答書(からに対するもの)</p> <p>補足説明書</p> <p>特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)</p> <p>図面</p> <p>公共建築工事標準仕様書等</p>	3. 工事実績データの登録	<p>(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a)受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c)しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d)訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	4. 工程表	<p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。</p>	5. 工事の着手	<p>受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。</p>	6. 施工計画書等	<p>施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>	<table border="1"> <tr> <td>設計者</td> <td>法造合確認欄</td> <td>検証者</td> <td>設計番号</td> <td>特記</td> </tr> <tr> <td>一級建築士 第286776号 渡邊 和幸</td> <td>設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明</td> <td>寺田 庄作</td> <td>17992</td> <td>徳島県県土整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 電気設備工事特記仕様書(1)</td> </tr> </table>	設計者	法造合確認欄	検証者	設計番号	特記	一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	寺田 庄作	17992	徳島県県土整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 電気設備工事特記仕様書(1)	<table border="1"> <tr> <td>図面番号</td> <td>E-001</td> <td rowspan="2">   </td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>1 : NS(A1) 1 : NS(A3)</td> </tr> </table>	図面番号	E-001	 	縮尺	1 : NS(A1) 1 : NS(A3)
項目	特記事項																															
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ・木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。) ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。</p> <p>建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。)</p> <p>建築改修工事監理指針(令和4年版)</p> <p>電気設備工事監理指針(令和4年版)</p> <p>機械設備工事監理指針(令和4年版)</p>																															
2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>質問回答書(からに対するもの)</p> <p>補足説明書</p> <p>特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)</p> <p>図面</p> <p>公共建築工事標準仕様書等</p>																															
3. 工事実績データの登録	<p>(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a)受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c)しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d)訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>																															
4. 工程表	<p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。</p>																															
5. 工事の着手	<p>受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。</p>																															
6. 施工計画書等	<p>施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>																															
設計者	法造合確認欄	検証者	設計番号	特記																												
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	寺田 庄作	17992	徳島県県土整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 電気設備工事特記仕様書(1)																												
図面番号	E-001	 																														
縮尺	1 : NS(A1) 1 : NS(A3)																															

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項												
一章	一般共通事項	<p>建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者に支給することとする。</p> <p>資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーヅ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」に記載品を指すものとする。</p> <p>県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>	<p>14. 化学物質を発散する建築材料等</p> <p>15. 施工</p>	<p>製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>16. 建設機械等</p> <p>排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>低騒音・低振動型建設機械 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>特定自主検査 本工事に使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</p> <p>工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>-</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>-</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	-	1回	3千万円以上5千万円未満	-	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																		
3千万円未満	-	1回																		
3千万円以上5千万円未満	-	2回																		
5千万円以上1億円未満	1回	2回																		
1億円以上	2回	3回																		
一級建築士 第286776号	一級建築士 第384579号				法適確認権 設備設計一級建築士 第6211号	検証者 寺田 庄作	設計番号 17992	特記	徳島県県土整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 電気設備工事特記仕様書（2）	図面番号 E-002 縮尺 1：NS(A1) 1：NS(A3)	 									
渡邊 和幸	浅山 明	西山 浩司			浅山 明															

Table with 2 columns: 一般事項 (General Items) and 建築概要 (Building Overview). It contains detailed project information including location (徳島県), site area (261,079.98 m²), building area (200%), and various technical specifications for construction and equipment.

Table with 2 columns: 設計水平震度 (Design Horizontal Seismicity) and 設計垂直震度 (Design Vertical Seismicity). It details seismic design parameters, including building classification (第3種地域), and provides tables for horizontal and vertical seismicity levels across different building parts.

Table with 2 columns: 区分 (Classification) and 項目 (Items). It lists various construction and equipment items, such as piping, electrical systems, and structural elements, categorized by their location and type.

Table with 2 columns: 区分 (Classification) and 項目 (Items). It lists various construction and equipment items, such as piping, electrical systems, and structural elements, categorized by their location and type.

Table with 2 columns: 設計者 (Designer) and 図面番号 (Drawing Number). It contains administrative information including the design firm (徳島県土木整備部営繕課), drawing title (電気設備工事特記仕様書), and drawing number (E-004).



電気設備工事種目									
注：○のついたものを適用する。									
番号	工 事 種 目	①	2	3					備 考
1	電灯設備	○							
2	動力設備	○							
3	電気自動車用充電設備								
4	電熱設備								
5	雷保護設備	○							
6	受変電設備	○							
7	電力貯蔵設備								直流電源装置 交流無停電電源装置 電力平滑化用蓄電装置 分電盤(別注)の設置
8	発電設備								自家発電(原動機) 太陽光発電装置 燃料電池発電装置
9	構内情報通信網設備	○							
10	構内交換設備	○							
11	情報表示設備								マルチサイン装置 出表示装置 時刻表示装置
12	映像・音響設備	○							
13	拡声設備	○							
14	誘導・案内設備								音声誘導装置 インターホン トイレ等呼出装置 受付呼出装置
15	テレビ共同受信設備	○							
16	監視カメラ設備	○							
17	駐車場管制設備								
18	防犯・入退室管理設備	○							入退室管理装置
19	火災報知設備	○							
20	中央監視制御設備								
21	医療関係設備								非接地電源用分電盤 ナースコール設備
22	構内配電線路	○							
23	構内通信線路	○							
24	テレビ電線障害防除設備	○							
25	スタジアム音響設備	○							
26	大型映像装置設備	○							

電気設備工事特記仕様書

注：項目及び特記事項は○印のついた物を適用する。

特記事項

一般共通事項

項目	特記事項
① 共通仕様	E-001図による。
② 特記事項	a 特記事項で「図示」とあるは、設計図面記載事項を意味する。
③ 適用基準等	
④ 設計図書の優先順位	すべての設計図書は、相互に補充するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次による。 1) 質疑回答書(補足訂正追加事項を含む) 2) 現場説明書(現場説明に対する議事録、見積り事項を含む) 3) 特記仕様書 4) 図面(上記「3」)で示す特記仕様書以外の図面) 5) 設計説明書(設計意図伝達) 6) 標準仕様書(「共仕」、「標準図」を含む) 7) 国土交通省大臣官庁官庁庁務部監修 電気設備工事監理指針 令和4年版 ○登録する。(公共工事実績データ)
⑤ 工事実績情報システム(CORINS)への登録	
6. 契約	本工事の契約は民間(七会)連合協定工事請負契約約款による。 民間(七会)連合協定工事請負契約約款に規定する工事取扱いが発生した場合は、すみやかに修補する。
7. 建設工事保険等	受注者は本工事の全ての物件に対して、建設工事保険等に加入し、それらの証書の写しを契約後すみやかに監督者を経由して建築主に提出する。 建設工事保険会社 ○工事費見積り事項による。
⑧ 工事区分等	図示によるほか、工事区分による。但し、疑義を生じた場合は工事着手前に質疑応答書をもって確認する。 建築工事など他の工事との取合わせ部分は、補強納まり仕上げなどを検討できる施工図を提出して監督者の承認を受ける。
9. 起工式、上様式等に要する費用	○工事請負金額に含む ○含まない
⑩ 官公署その他への届出手続き等	関係官署その他の機関への必要なすべての届出手続き等の名称、届出先、届出予定日を一覧表にして発注者に遅滞なく報告すること。

工事関係図書	工事現場管理
① 施工計画書 品質計画書 施工報告書	① 電気保安技術者 ② 電気主任技術者 3. 施工条件 ④ 発生材の処理等
② 着工時、中間期の提出書類	○資格者を選定する ○資格者を選定しない 着工から引渡まで必要となる電気主任技術者の費用は工事請負金額に含む(主任技術者を選定する)○含まない 施工時間 時 - 時 感染症等の拡大防止の為、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(最新版)」等を参考に、工事場所、現場事務所、及び休憩所などにおける感染防止対策を実施し、工事関係者に体調不良者が発生した場合の連絡体制を整備し、工事開始前までに監督員の承諾を得ること。 ○発生期の処理等は、共に従い行う。 ○産業廃棄物は、種類毎に次の処理場を指定する。
③ 総合図等	種 類 処分許可業者の会社名 優良 所在地 処分地 運搬距離(km) 処分費(税抜・円) 単位 7x7x7 四国(竹)社(株) 〇 名西郡石井町高川原字高川原1696-1 〇 徳島県松茂町富久字朝日6番の地先 板野郡松茂町富久字朝日6番の地先 8.4 1,000 t 汚泥 (財)徳島県環境整備公社(徳島県) 〇 板野郡松茂町富久字朝日6番の地先 板野郡松茂町富久字朝日6番の地先 8.4 12,800 t 3x7x7(黒箱) (有)川上組神石(中関区分) 〇 徳島市下町本丁92-1 〇 徳島市下町本丁92-1 6.9 640 t 金属(処分) (株)旭金属 〇 徳島市東沖洲1丁目12 17.0 0 t 腐ブラ (財)徳島県環境整備公社(徳島県) 〇 板野郡松茂町富久字朝日6番の地先 板野郡松茂町富久字朝日6番の地先 8.4 35,000 t ○上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増減変更の対象としない。 また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として有料産業処分業者に変更すること。ただし、該場の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート、アスファルト類の搬出先には、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
⑤ 工事の記録等 会議・打合せ記録 工事写真	作成図面の種別 種 類 ○平面図 ○天井伏図・天井内伏図 ○縦断面図 ○総合図 ○1/50 ○1/50 ○1/50(指定室) ○1/50(指定室) ○総合施工図 ○1/50 ○1/50 ○1/50(指定室) ○1/50(指定室) 躯体開口について建築、構造、設備間の整合確認を目的として総合図調整時に「開口確認会議」を実施する。 各工期間の相互調整完了後の総合図、総合施工図(詳細寸法等を記述した図面)の監督者による取扱い ○確認を行う ○承認を行う ○総合図作成時に主要室の照度分布図を提出すること。 a 総合会議・分科会及び監督者等と協議した結果についての記録を整備する。 b 実施工程表、週間・月間・工種別工程表を整備する。 c 工事の施工に際し試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 d 隠蔽される等、後日の目視による検査が容易でない部分の施工は工事写真を整備する。
⑥ 騒音規制基準	騒音規制対象機器について、施工に先立ち品質計画書を作成し監督者の承認を得ること。 竣工時、敷地境界にて騒音測定を行い、規定騒音値以下を確認し報告書提出すること。 7. 現場情報の電子的な情報交換 8. 停電作業 9. 気密保持 10. 放射線防護 11. 機器の性能確認
⑦ 現場情報の電子的な情報交換	工事着手前に停電作業計画書を監督者に提出し承認を受けること。 下記のクリーンルーム仕様室に設置する電線管、ボックスについて室内への汚染空気の流れを防止するシール材充填・防塵パッキン等の施工計画書を監督者に提出し承認を受ける。 (クリーンルーム)
⑧ 停電作業	測定する機器は、設計の性能が確保されているか以下の検討、計算書により性能を確認し、監督員に提出すること。 ○照度分布図 ○在/不在センサ・感知範囲図(動作時間含む) ○電路計算書(幹線、分岐) ○変圧器容量計算書、変電設備換算計算書 ○短絡電流計算書 ○保護協調計算書 ○高調波電流出計算書 ○自家発電機計算書(容量計算、換算計算、騒音計算) ○太陽光発電設備計算書 ・電力貯蔵設備(直流電源装置)容量計算書、機器発熱量 ○テレビ共同受信レベル計算書 ・監視カメラ画角検討書 ・モニタ・画面視認検討書 ・情報通信機器(ネットワーク機器及びUPS)・テレビブスタ機器発熱量 ○機器取付強度計算書(仕様基準によるものは除く。屋外設置する設備は耐風計算を含む) ○機器荷重条件書(受変電設備、発電設備、電力貯蔵設備、ケーブルとケーブルラック)
⑨ 気密保持	竣工引き渡し後に発注者等が設置(新設及び移設)を予定している主要な機器について、以下に示す仕様書の調査、確認を行い一覧表にまとめて監督員に報告し、施工に反映させること。 ○電源(電圧、負荷容量、接続方法、コンセントプラグ形状、発電機回路の必要性) ○通信(TEL、LANの必要数量)
⑩ 放射線防護	エネルギー計量(検計)が正しく機能することを確認するために以下の事項を実施すること。 ○工事施工前に計量確認計画書を作成し発注者及び監督者に提出すること ○工事完了後計量確認計画書に基づきその施工状況を照らし、その判定結果を計量確認書に記載し提出すること。 注記) ○計量確認実施計画書には、確認項目、確認負荷、確認方法、確認時期、確認者をわかりやすく記載する。 ○確認項目は、計量範囲、逆相結線、自動検針装置等のデータ設定状況及びメータ機器の設定(倍率)状況等に区分し明確に記載すること。 ○計量確認は原則として全数行うこと。 ○積算計器(○検定付き ○無検定)
⑪ 機器の性能確認	竣工引き渡し後に発注者等が設置(新設及び移設)を予定している主要な機器について、以下に示す仕様書の調査、確認を行い一覧表にまとめて監督員に報告し、施工に反映させること。 ○電源(電圧、負荷容量、接続方法、コンセントプラグ形状、発電機回路の必要性) ○通信(TEL、LANの必要数量)
⑫ 設置機器の仕様確認	竣工引き渡し後に発注者等が設置(新設及び移設)を予定している主要な機器について、以下に示す仕様書の調査、確認を行い一覧表にまとめて監督員に報告し、施工に反映させること。 ○電源(電圧、負荷容量、接続方法、コンセントプラグ形状、発電機回路の必要性) ○通信(TEL、LANの必要数量)
⑬ 計量メータの確認	エネルギー計量(検計)が正しく機能することを確認するために以下の事項を実施すること。 ○工事施工前に計量確認計画書を作成し発注者及び監督者に提出すること ○工事完了後計量確認計画書に基づきその施工状況を照らし、その判定結果を計量確認書に記載し提出すること。 注記) ○計量確認実施計画書には、確認項目、確認負荷、確認方法、確認時期、確認者をわかりやすく記載する。 ○確認項目は、計量範囲、逆相結線、自動検針装置等のデータ設定状況及びメータ機器の設定(倍率)状況等に区分し明確に記載すること。 ○計量確認は原則として全数行うこと。 ○積算計器(○検定付き ○無検定)
⑭ 他工事との取合	他工事及び別途で設置する機器の位置、仕様等を確認の上施工図・承認図等を作成し、監督者の承認を受ける。 機材、施工が設計図書に適合しない場合、その責は受注者であり、それらについての施工図、製作図に対する監督者の承認ならびに監督者による検査・試験は受注者等の責任を軽減するものではない。 また、施工に用いられ、または工事的に組み込まれた製品の欠陥またはこれに類する原因による品質上、性能上、安全上の不具合がある場合、その責は受注者であり、当該部位についての施工図、製作図に対する監督者の承認ならびに監督者による検査・試験は受注者等の責任を軽減するものではない。
⑮ 監督者の承認・検査・試験	1. 施工の検査等 見本施工の実施() 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンの濃度を測定し、監督者に報告すること。測定はバツシブ型採取機器により行う。 測定対象室 図示 測定箇所数 図示 2. 化学物質の濃度測定 受注者は当該工事の施工管理にあたり、日常工事に直接関係する現場作業職員の構成とは別に、施工品質の管理を目的とする自主施工管理者を選任し、この者を含めた施工管理体制を組織し、品質管理を徹底すること。当該自主施工管理者は、品質計画書の作成及び施工品質の確保のための確認、立会、検査、指導、監督等を行い、実施内容について報告書の提出を行う。

機器及び材料	共通工事
1. 化学物質を拡散する建築材料等	① 監督者事務所 ○随時監理のため、可能な範囲で下記スペース、備品の準備、共有をすること。 ○設ける 規模 ・10㎡ ・20㎡ ・35㎡ ○65㎡ ・100㎡ ・㎡程度 ・設けない
2. 機器及び材料の品質等	② 監督者事務所の備品 備品 ○机、椅子、書棚、黒板、製図板、掛時計、寒暖計 ○ゴム長靴、雨合羽、防寒服、保護帽、懐中電灯、安全帯、安全靴 ○電話機、ファクシミリ、コピー機(通信費、複写費、工事連絡便を含む) ○衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 ○パソコン機器一式(○外付け記憶装置 ○アプリケーションソフト ○印刷装置 ○LAN設備 ○インターネット設備 ○web会議一式を含む) 数量 ○監督者人数と必要に応じた数量とする。 ③ 工事用仮設物 構内につくることが ○できる ○できない ④ 仮設計図書 建物位置と敷地との相対関係、搬出方法及び敷地内外の条件、足場の危険防止、衛生、安全計画書等を作成し監督者に提出する。(建設省官監第13号(平成7年5月25日)「建設工事安全施工技術指針」、建設省建設第1号(平成5年1月12日)「建設工事公衆災害防止対策要綱」を厳守すること。) ⑤ 工事用水 構内既存の施設 ○利用できる ○利用できない(有償・無償) ⑥ 工事用電力 構内既存の施設 ○利用できる ○利用できない(有償・無償) ⑦ 残土処分 ○構外に搬出し適切に処理(残土処理業務許可通知書の写しを提出すること) ・構内指定の場所に数均す ・構内指定の場所に堆積する ○指定された処分場以外へ搬出する場合は監督員の承諾を得ること。 なお、増減変更の対象としない。 ○民間の残土処分場へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生の発生場所ごとに、かつ4,000㎡までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。ただし、建設発生の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。 ○土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。 ○最終処分場の指定 排出土:普通土 会社名:松浦開発興業(株) 所在地:徳島県徳島市木津字イケヤ谷1449番6ほか10番 処分単価:3,400円/㎡ 運搬距離:鳴門総合運動公園から処分場までの距離 7.1km ⑧ 埋戻し及び盛土 ○概切り土中の良質土を使用し、締固める。 () ⑨ 金属管の塗装箇所 下記の露出配管・ボックスは塗装を行う。(但し、消火栓箱メッキは除く) ○屋上及び屋外・倉庫・駐車場・工場・電気室・機械室・EPS ○指定色 ⑩ 屋内の施工時に行う塗料 ○F とする。()とする。 ⑪ 塗装箇所の塗料の種類・塗り回数 ○標準仕様書による。() ⑫ スリーブの材料及び仕様 ○標準仕様書による。() ⑬ インサートの許容引張荷重 ○標準仕様書による。() ⑭ インサート及びアンカー あと施工アンカー(吊下げ部分には使用しない)を使用する場合は事前に施工計画書を提出し、監督者の承認を受ける。 ○あと施工アンカーの選定・施工は、あと施工アンカー協会資格者によること。 ・性能確認試験()行う ・製造者試験成績表による ・施工確認試験は施工単位ごとに3本以上の引抜き試験を行う。 ・穿孔前の埋設配管の有無の調査は、非破壊検査とする。 ・あと施工アンカーの構造基準は、あと施工アンカー協会構造基準による。 ⑮ 障害物の処理 現場説明事項によるほか、工事前撤去移設を要する軽微なものは本工事の範囲とする。

設計者		法適合確認欄	検証者	設計番号	特記
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	寺田 庄作	17992	

徳島県土木整備部管轄課	工事名	図面番号
徳島県土木整備部管轄課	徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事	E-005

縮尺	図面番号
1 : NS(A1) 1 : NS(A3)	E-005

 AZUSA SEKKEI 株式会社 阿蘇建設 株式会社 阿蘇建設 阿蘇支社 一級建築士事務所登録 大塚(フ)第2234号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県事務所登録第11050号
--	--

電力設備工事																																																																																																																																													
<p>耐震施工</p> <p>① 耐震施工</p> <p>「官庁施設の総合耐震計画基準・対津波計画基準」に準ずることとし、耐震措置の計算及び施工方法は、「共住」「標準園」ならび次によるほか「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人 建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監理者に提出し、承認を受けるものとする。</p> <p>1) 設計用水平地震力 (K_h)</p> <p>機器の重量 [kgf] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用水平震度 (K_h) は電気設備工事特記仕様書 (1) による。但し、高さ60mを超える建築物、免震構造及び制振構造の建築物の場合は、構造体の地震応答解析等による床応答加速度に基づき設計用標準水平震度 (K_h) を算出すること。</p> <p>重要機器</p> <p>○配電盤 ○発電装置 ○特別高圧機器 ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置 ○交換機 ○総合盤 ○通信情報設備架 ○火災受信機 ○中央監視装置</p> <p>2) 設計用鉛直地震力 (F_v)</p> <p>設計用鉛直震度 (K_v) は、設計用水平震度 (K_h) の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>3) 機器の耐震性能も同等以上とする。</p> <p>4) 屋外に設置する機器についても適用する。</p> <p>5) 盤内の耐震性能</p> <p>地震時における盤内の揺れに対応した余長及び可とう性を持った配線とする。</p> <p>6) 3kg以下の器具は、脱落が防止できる構造とする。3kgを超える器具はスラブ、その他構造体からボルト等により単独に支持を行う。天井下地に器具支持材を取付ける事は原則不可とする。</p> <p>7) 躯体より直接支持されていない器具及び、天井面に設置する器具はワイヤー又はチェーン等で脱着対策を施すこと。</p> <p>8) 形鋼用吊ボルト支持金物は、全て外れ防止補強金物付きとすること。</p> <p>② 機器等の振れ止め</p> <p>吊下げ固定する機器等は、上部躯体よりの吊下げ金物による支持の他振れ止めを設ける。</p> <p>③ 引込配管</p> <p>建物への配管の引込部の耐震処置及び建物のエキスパンションジョイント部の配線</p> <p>○建物への配管の引込部には、標準図の配管類 9、10「配管引込部の地盤変異への対応例」にある以下の施工を行うこと。</p> <p>○変位量 0.2m以下 (FEP管の場合：Fs 鋼管の場合：Ps)</p> <p>○変位量 0.6m以下 (FEP管の場合：Fm 鋼管の場合：Pm)</p> <p>○変位量 1.0m以下 (FEP管の場合：FL 鋼管の場合：PL)</p> <p>○免震建物導入部の引込配線は、「標準図」の「配管類 11」の対応例に準ずる施工を行うこと。</p> <p>4. 免震層内に設置する配管類</p> <p>○配管、ケーブル、配管用設備架台は免震建物の振動で衝突による損傷、機能不全が発生しないように以下の離隔距離を確保する。</p> <p>一般 水平変位 ± 600mm 鉛直変位 0 ~ -40mm</p> <p>重要管路 水平変位 ± 600mm × 1.414 鉛直変位 0 ~ -40mm × 2</p> <p>注) 重要管路 電力引込管路、通信引込管路、電力幹線管路</p> <p>離隔距離の確認は目視ではなく実測による。</p> <p>配管関係の施工要領書は構造監理者に承認を得ること。</p> <p>⑤ エキスパンションジョイント部の配管</p> <p>○エキスパンションジョイント部の配線は、標準図の配管類 12 の対応例により施工すること。</p>	<p>耐塩害措置</p> <p>① 耐塩害仕様</p> <p>○下記の全金属材料を有するものについて、必要に応じて耐塩害仕様を設定する。製造者標準による、耐塩害塗装を施す。</p> <p>重耐塩仕様 ○溶融亜鉛メッキ (HDZ35)・SUS304・スーパーダイヤ ZAM等</p> <p>耐塩仕様 ○溶融亜鉛メッキ (HDZ35)・SUS304・スーパーダイヤ ZAM等</p> <p>○沖線エリア等でSUSを使用する場合は、SUS316とし防錆処理を実施する。</p> <p>重耐塩仕様 ○溶融亜鉛メッキ (HDZ35)・SUS304・亜鉛照射 (ZnTS50)+塗装</p> <p>○塗装 (外面塗装膜厚100µm内面塗装膜厚50µm以上)</p> <p>耐塩仕様 ○溶融亜鉛メッキ (HDZ35)・SUS304</p> <p>○塗装 (外面塗装膜厚60µm内面塗装膜厚40µm以上)</p> <p>○沖線エリア等でSUSを使用する場合は、SUS316とし防錆処理を実施する。</p> <p>重耐塩仕様 ○溶融亜鉛メッキ (HDZ35)・SUS304</p> <p>○溶融亜鉛メッキ鋼板塗装 (外面塗装膜厚100µm内面塗装膜厚60µm以上)</p> <p>耐塩仕様 ○溶融亜鉛メッキ (HDZ35)・SUS304</p> <p>○溶融亜鉛メッキ鋼板塗装 (外面塗装膜厚80µm内面塗装膜厚50µm以上)</p> <p>○重耐塩仕様 ○耐塩仕様</p> <p>○仕様は、日本照明工業会 ガイド117:2000「照明器具及び照明用ボールの耐塩害に関するガイド」に準ずる。</p> <p>④ 照明器具</p>	<p>分電盤・制御盤</p> <p>① 遮断容量</p> <p>電灯分電盤、動力制御盤及び受変電設備等に設置する配線用遮断器の定格遮断容量は当該配線用遮断器の必要とする遮断容量以上の定格とする。</p> <p>② 屋外キャビネット</p> <p>盤類・その他、屋外に設置する機器キャビネットは図面に記載のない場合は次による。</p> <p>○ステンレス製鋼板 (焼付け塗装)</p> <p>○鋼板製 (溶融亜鉛メッキ) ○鋼板製 (焼付け塗装)</p> <p>地中埋設配管・配線</p> <p>① 地中埋設深さ</p> <p>地中埋設深さは、原則として下記による。</p> <p>道路下部分 FEP管 路盤下面より -300以上、鋼管類 路盤下面より -300以上</p> <p>道路以外部分 FEP管 GLより -600以上、鋼管類 GLより -600以上</p> <p>② 地中線路の余長</p> <p>マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を見込む。</p> <p>直埋式の道路横断面所は管路とし、その両端は約1mの余長を見込む。</p> <p>③ 埋設票</p> <p>地中管路出入口、曲折部には埋設票を設ける。 ○コンクリート製 ○鉄製</p> <p>④ 埋設標識シ-ト</p> <p>○全ての地中配線にはケーブル埋設標識シ-ト (2倍長以上) 等を設ける。</p> <p>⑤ 地中引込み管路の管路口防水装置</p> <p>⑥ 地中箱</p> <p>⑦ ハンドホール</p> <p>ハンドホール鉄蓋の鍵は以下とする。</p> <p>○ボルトロックス</p> <p>雷保護設備</p> <p>① 突角部の保護</p> <p>水平導体をパラベットなどへ施設する場合は、可能な限り外側端部に近く施設するとともに、導体をコナ-突角部より突き出すか、追加の受雷部を設けること。</p>	<p>構内交換設備</p> <p>① フロア・プレ-ト</p> <p>○水平高低調整形 (空転防止リング付) ○水平調整形 ○簡易形</p> <p>② ロ-テンション</p> <p>○一般用 個 ○ボタン電話用 個 ○取付けを含む ○納入する</p> <p>3. 番号計画</p> <p>電話機の外線番号計画、内線番号計画、その他サービス機能 (グループリング、短縮ダイヤル、転送機能、発信制限等) の設定は監理者と協議の上、承認を得る事。</p> <p>情報通信設備</p> <p>① 機器、配管配線</p> <p>○機器 (○ 本工事 ○ 別途工事)、配線 (○ 本工事 ○ 別途工事)</p> <p>○配管 (○ 本工事 ○ 別途工事)</p> <p>② アンテナの設置位置</p> <p>○原則、Wi-Fiアンテナは天井内に設置しない。天井下、又は壁面に設置すること。但し、止むを得ず設置する場合は、天井内がメーカーの保証する動作環境であるか、電波強度が低下しないか (Wi-Fiの機能に影響が無いか) 検討の上、設置すること。</p> <p>テレビ共同受信設備</p> <p>① 電界強度測定及び受信調査</p> <p>受信可能な全てのチャンネルについて、測定及び調査をする。</p> <p>テレビ電波障害防除装置</p> <p>1. 電波障害事前調査</p> <p>調査箇所数 箇所</p> <p>調査チャンネル :</p> <p>映像・音響設備の試験</p> <p>① 映像・音響設備の試験</p> <p>映像・音響設備の試験は、動作試験のほか以下の試験を行う。</p> <p>○インビ-ダンス試験 ○残響時間 ○伝送周波数特性 ○音圧分布 ○残響時間</p> <p>中央監視制御設備工事</p> <p>① 機能試験</p> <p>「標仕」の機能試験による他、停電時の総合運動試験において、表示、動作等の機能確認をし、記録に残すこと。</p> <p>その他</p> <p>① 点検口</p> <p>点検口類の裏面には、点検箇所を明記する。</p> <p>② 屋外設置の架台等</p> <p>○屋外及び屋上の機器類のチャンネルベ-ス・架台及びケーブルラック・ワイヤリングダクト・ボックス類・ボルトは、溶融亜鉛めっきまたはSUSとする。</p> <p>○あと施工アンカーを使用する場合は、監督員及び監理者との協議によること。</p> <p>使用する場合は、耐震計算書に基づき、全数引き抜き試験を行うこと。</p> <p>標準機器取付高さ基準</p> <p>① 取付高さ</p> <p>壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>測 点</th> <th>取付高 [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ブラケット (一般)</td><td>床下-中心</td><td>2,100</td></tr> <tr><td># (踊場)</td><td>#</td><td>2,500</td></tr> <tr><td># (路上)</td><td>#</td><td>150</td></tr> <tr><td>避難口誘導灯</td><td>床上-下端</td><td>1,500以上</td></tr> <tr><td>廊下通路誘導灯</td><td>床上-上端</td><td>1,000以下</td></tr> <tr><td>スイッチ (一般)</td><td>床下-中心</td><td>1,300</td></tr> <tr><td># (多機能トイレ)</td><td>#</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>コック、電話用7x7mm、直列コック (一般)</td><td>#</td><td>300</td></tr> <tr><td># (和室)</td><td>#</td><td>150</td></tr> <tr><td># (台上)</td><td>#</td><td>150</td></tr> <tr><td>コック (自販機用)</td><td>床上-中心</td><td>2,200</td></tr> <tr><td>コック (冷蔵機用)</td><td>床上-中心</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>コック (車庫)</td><td>床上-中心</td><td>800</td></tr> <tr><td>引込開閉器箱 (低圧)</td><td>床上-中心</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>分電盤、OA盤、制御盤、実験盤</td><td>床上-中心</td><td>1,500 (上端1,900以下)</td></tr> <tr><td>開閉器箱</td><td>#</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>電磁開閉器用押しボタン</td><td>#</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>接地用端子箱</td><td>地上、床上-中心</td><td>500</td></tr> <tr><td>雷保護用接地端子箱</td><td>床上-下端</td><td>800</td></tr> <tr><td>接地機埋設機</td><td>地上-中心</td><td>600</td></tr> <tr><td>給油ボックス</td><td>地上-給油口</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>端子盤 (EPS-電気室)</td><td>床上-中心</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>壁付電話機</td><td>床上-中心</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>アクセスポイント</td><td>床上-中心</td><td>(天井高) × 0.9</td></tr> <tr><td>鏡時計</td><td>#</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>子時計、スピーカ</td><td>#</td><td>(天井高) × 0.9</td></tr> <tr><td>アツチネータ</td><td>#</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>出退表示盤</td><td>#</td><td>(天井高) × 0.9</td></tr> <tr><td>発信器 (出退表示用)</td><td>#</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>インターホン</td><td>#</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>外部受付用インターホン機</td><td>#</td><td>標準図による</td></tr> <tr><td>呼出ボタン (多機能トイレ)</td><td>#</td><td>900</td></tr> <tr><td>復帰ボタン (多機能トイレ)</td><td>#</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>廊下表示灯 (多機能トイレ)</td><td>#</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>テレビ機器収容箱</td><td>#</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>火報受信機 (複合盤)</td><td>床上-操作部</td><td>800~1,500</td></tr> <tr><td>副受信機</td><td>床上-中心</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>機器収容箱</td><td>#</td><td>800~1,500</td></tr> <tr><td>発信機</td><td>#</td><td>800~1,500</td></tr> <tr><td>警報ベル</td><td>#</td><td>(天井高) × 0.9</td></tr> <tr><td>表示灯</td><td>#</td><td>(天井高) × 0.8</td></tr> <tr><td>運動制御器 (自動閉鎖)</td><td>#</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>ガス漏れ検知器 (LPガス)</td><td>上端</td><td>300</td></tr> <tr><td># (都市ガス)</td><td>天井面-中心</td><td>(天井面) - 200</td></tr> <tr><td># (壁面取付の場合)</td><td>#</td><td>#</td></tr> </tbody> </table> <p>(備考) (天井高) × 0.9 及び (天井高) × 0.8 は天井高が 2500 ~ 3000mm の場合に適用する。</p>	名 称	測 点	取付高 [mm]	ブラケット (一般)	床下-中心	2,100	# (踊場)	#	2,500	# (路上)	#	150	避難口誘導灯	床上-下端	1,500以上	廊下通路誘導灯	床上-上端	1,000以下	スイッチ (一般)	床下-中心	1,300	# (多機能トイレ)	#	1,100	コック、電話用7x7mm、直列コック (一般)	#	300	# (和室)	#	150	# (台上)	#	150	コック (自販機用)	床上-中心	2,200	コック (冷蔵機用)	床上-中心	1,800	コック (車庫)	床上-中心	800	引込開閉器箱 (低圧)	床上-中心	1,500	分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床上-中心	1,500 (上端1,900以下)	開閉器箱	#	1,500	電磁開閉器用押しボタン	#	1,300	接地用端子箱	地上、床上-中心	500	雷保護用接地端子箱	床上-下端	800	接地機埋設機	地上-中心	600	給油ボックス	地上-給油口	1,000	端子盤 (EPS-電気室)	床上-中心	1,500	壁付電話機	床上-中心	1,500	アクセスポイント	床上-中心	(天井高) × 0.9	鏡時計	#	1,500	子時計、スピーカ	#	(天井高) × 0.9	アツチネータ	#	1,300	出退表示盤	#	(天井高) × 0.9	発信器 (出退表示用)	#	1,300	インターホン	#	1,300	外部受付用インターホン機	#	標準図による	呼出ボタン (多機能トイレ)	#	900	復帰ボタン (多機能トイレ)	#	1,800	廊下表示灯 (多機能トイレ)	#	2,000	テレビ機器収容箱	#	1,800	火報受信機 (複合盤)	床上-操作部	800~1,500	副受信機	床上-中心	1,500	機器収容箱	#	800~1,500	発信機	#	800~1,500	警報ベル	#	(天井高) × 0.9	表示灯	#	(天井高) × 0.8	運動制御器 (自動閉鎖)	#	1,500	ガス漏れ検知器 (LPガス)	上端	300	# (都市ガス)	天井面-中心	(天井面) - 200	# (壁面取付の場合)	#	#
				名 称	測 点	取付高 [mm]																																																																																																																																							
ブラケット (一般)	床下-中心	2,100																																																																																																																																											
# (踊場)	#	2,500																																																																																																																																											
# (路上)	#	150																																																																																																																																											
避難口誘導灯	床上-下端	1,500以上																																																																																																																																											
廊下通路誘導灯	床上-上端	1,000以下																																																																																																																																											
スイッチ (一般)	床下-中心	1,300																																																																																																																																											
# (多機能トイレ)	#	1,100																																																																																																																																											
コック、電話用7x7mm、直列コック (一般)	#	300																																																																																																																																											
# (和室)	#	150																																																																																																																																											
# (台上)	#	150																																																																																																																																											
コック (自販機用)	床上-中心	2,200																																																																																																																																											
コック (冷蔵機用)	床上-中心	1,800																																																																																																																																											
コック (車庫)	床上-中心	800																																																																																																																																											
引込開閉器箱 (低圧)	床上-中心	1,500																																																																																																																																											
分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床上-中心	1,500 (上端1,900以下)																																																																																																																																											
開閉器箱	#	1,500																																																																																																																																											
電磁開閉器用押しボタン	#	1,300																																																																																																																																											
接地用端子箱	地上、床上-中心	500																																																																																																																																											
雷保護用接地端子箱	床上-下端	800																																																																																																																																											
接地機埋設機	地上-中心	600																																																																																																																																											
給油ボックス	地上-給油口	1,000																																																																																																																																											
端子盤 (EPS-電気室)	床上-中心	1,500																																																																																																																																											
壁付電話機	床上-中心	1,500																																																																																																																																											
アクセスポイント	床上-中心	(天井高) × 0.9																																																																																																																																											
鏡時計	#	1,500																																																																																																																																											
子時計、スピーカ	#	(天井高) × 0.9																																																																																																																																											
アツチネータ	#	1,300																																																																																																																																											
出退表示盤	#	(天井高) × 0.9																																																																																																																																											
発信器 (出退表示用)	#	1,300																																																																																																																																											
インターホン	#	1,300																																																																																																																																											
外部受付用インターホン機	#	標準図による																																																																																																																																											
呼出ボタン (多機能トイレ)	#	900																																																																																																																																											
復帰ボタン (多機能トイレ)	#	1,800																																																																																																																																											
廊下表示灯 (多機能トイレ)	#	2,000																																																																																																																																											
テレビ機器収容箱	#	1,800																																																																																																																																											
火報受信機 (複合盤)	床上-操作部	800~1,500																																																																																																																																											
副受信機	床上-中心	1,500																																																																																																																																											
機器収容箱	#	800~1,500																																																																																																																																											
発信機	#	800~1,500																																																																																																																																											
警報ベル	#	(天井高) × 0.9																																																																																																																																											
表示灯	#	(天井高) × 0.8																																																																																																																																											
運動制御器 (自動閉鎖)	#	1,500																																																																																																																																											
ガス漏れ検知器 (LPガス)	上端	300																																																																																																																																											
# (都市ガス)	天井面-中心	(天井面) - 200																																																																																																																																											
# (壁面取付の場合)	#	#																																																																																																																																											
<p>電線類・電線管保護物他</p> <p>① ケ-ブル、電線</p> <p>○エコケ-ブル 一般</p> <p>② ケ-ブル表示札の取付け</p> <p>各階EPSにおいて、ケ-ブルラック上の配線には、下記の内容を表示した表示札を取付けること。</p> <p>○用途 ○幹線番号 ○ケ-ブル種別、サイズ ○電原種別、電圧 ○出先-行先</p> <p>○工事名称 ○施工年月日 ○施工者名</p> <p>③ 配線本数、管路等</p> <p>配線経路、電線サイズ、配線本数、管路サイズなど機能を満足すれば、図面と多少相違しても請求金額の変更はない。</p> <p>④ 埋設配管、ボックス</p> <p>最上階天井スラブ (屋上スラブ) には埋設配管は行わないこと。</p> <p>鉄筋コンクリート造の柱には原則として打込みボックスは行わないこと。</p> <p>⑤ 結露防止</p> <p>結露するおそれのある壁、天井にボックスを埋込む場合は結露防止断熱カバー取付等の結露防止処置を行う。</p> <p>⑥ 防火区画貫通処理</p> <p>防火区画の貫通部には、国土交通大臣認定工法による貫通処理を行うこと。</p> <p>⑦ 中空防火区画壁の防火措置</p> <p>中空防火区画 (114条区画含む) 壁内に設置する配線器具等のアウトレットボックスは、鋼製ボックスを使用し国土交通大臣認定工法による防火措置を行うこと。</p> <p>⑧ ケ-ブルラック保護カバー</p> <p>屋外のケ-ブルラック及び屋内に露出する垂直ラックの床上1.8mまでの部分に設ける。(EPS内の低圧配線・通信配線は除く。材質はケ-ブルラックの材質と同じ)</p> <p>屋外に設置する保護カバーは、風圧力に十分配慮して取り付けること。カバー止めボルトはトルクレンチにより適正締めトルクにて確実に締め付けること。</p> <p>人が乗るおそれのある床上のケ-ブルラックの保護カバーは、ノンスリップタイプとする。</p> <p>⑨ 屋上階のケーブルラック</p> <p>屋外の床上に設置するケ-ブルラックは、近隣の機械基礎等から振れ止めを取ること。</p> <p>⑩ バスダクトの敷設</p> <p>○直線部の距離 mに1箇所エキスパンションバスダクトを設けること。</p> <p>⑪ 用途表示</p> <p>各機器収容箱等の前面には銘板取付け、又は用途表示を行う。</p> <p>プルボックス、ジャンクションボックスには用途表示を行う。</p> <p>表示内容は図面に記載の無い場合、監理者の指示による。</p> <p>⑫ 盤類の鍵</p> <p>各種盤類、機器収容箱は原則鍵付きとし、鍵の仕様は設計図による他、機器仕様決定前に鍵リストを作成し、発注者の承認を得ること。</p>	<p>配線器具</p> <p>① ランプの光源色</p> <p>LED電球の光源色は、各室の色温度施工計画書を提出し監理者の承認を受ける。</p> <p>② ランプの予備</p> <p>○不要</p> <p>○各種総個数の %</p> <p>照度は、各室2ヶ所 (中心、隅) 以上測定し、記録表を提出する。</p> <p>体育館のアリ-ナ、サブアリー-ナの照度測定は、3mピッチの棋目状に測定する。また、鉛直照度 (FL+1500) も測定する。</p> <p>③ 照度測定</p> <p>照度センサーによる照明制御回路は、照度及び入力電力を測定し測定表を提出する。</p> <p>照度及び入力電力測定 (100%点灯時) ○夜間 ○昼間</p> <p>(調光制御点灯時) ○夜間 ○昼間</p> <p>④ 照明制御の照度測定等</p> <p>測定箇所は、各室2ヶ所以上とし、測定記録表を提出する。</p> <p>⑤ 非常用の照明装置の照度測定箇所数</p> <p>⑥ 照明設備の仕様確認</p> <p>○照明設備の納入仕様書には、器具記号、照明器具名称、台数、ランプ名称または種類、消費電力、消費電力の試験方法を一覧表にて記載し、添付すること。</p> <p>(一覧表において設計図書との比較を行うこと。)</p> <p>動力設備</p> <p>① 機器への接続</p> <p>② 電動機の接地</p> <p>本工事制御盤より別途電動機への配線の接続は本工事とする。</p> <p>○金属管接地 (7.5kwを超えるものは専用接地線式とする。)</p> <p>○専用接地線式</p> <p>特殊コンセントはプラグ付とする。</p> <p>三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率率は、次の数値以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>0.4</th> <th>0.75</th> <th>1.5</th> <th>2.2</th> <th>3.7</th> <th>5.5</th> <th>7.5</th> <th>11</th> <th>15</th> <th>18.5</th> <th>22</th> <th>30</th> <th>37</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバータ効率(%)</td> <td>85.0</td> <td>87.0</td> <td>88.5</td> <td>89.5</td> <td>90.0</td> <td>90.5</td> <td>91.0</td> <td>91.5</td> <td>92.0</td> <td>92.5</td> <td>93.0</td> <td>93.5</td> <td>94.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) (1) 電動機の供給電圧は200V又は400Vとする。</p> <p>(2) インバータ効率は、100%負荷時の値とする。</p> <p>接地工事</p> <p>① 接地極</p> <p>接地極の材料は下記による。なお、接地極EB(14)の長さは1500mm以上とし、10はW=30、L=900、14は、W=40、L=1200としても差し支えない。(雷保護用を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗値</th> <th>接地極</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○共同接地</td> <td>E_{A,D}</td> <td>10以下</td> <td>EB(14) × 3連-組</td> </tr> <tr> <td>○共同接地</td> <td>E_{C,D}</td> <td>10以下</td> <td>EB(14) × 3連-組</td> </tr> <tr> <td>○A種接地</td> <td>E_A</td> <td>10以下</td> <td>EB(14) × 3連-組</td> </tr> <tr> <td>○B種接地</td> <td>E_B</td> <td>10以下</td> <td>EB(14) × 3連-組</td> </tr> <tr> <td>○C種接地</td> <td>E_C</td> <td>10以下</td> <td>EB(14) × 3連-組</td> </tr> <tr> <td>○D種接地</td> <td>E_D</td> <td>100以下</td> <td>EB(10) × 1 (L=1000mm)</td> </tr> <tr> <td>○D種接地</td> <td>E_D(ELB回路共用)</td> <td>2以下</td> <td>EB(14) × 3連-組</td> </tr> <tr> <td>○高圧避雷器</td> <td>E_{LH}</td> <td>10以下</td> <td>EB(14) × 3連-組</td> </tr> <tr> <td>○雷保護用</td> <td>E_{LA}</td> <td>10以下</td> <td>EB(14) × 連-1組</td> </tr> <tr> <td>○交換機用</td> <td>E_t</td> <td>10以下</td> <td>EB(14) × 3連-組</td> </tr> <tr> <td>○本配線盤の保安装置用</td> <td>E_{AI}</td> <td>10以下</td> <td>EB(14) × 3連-組</td> </tr> <tr> <td>○拡声用増幅器</td> <td>E_{DI}</td> <td>100以下</td> <td>EB(10) × 1 (L=1000mm)</td> </tr> <tr> <td>○測定用</td> <td>E₀</td> <td></td> <td>EB(10) × 1 (L=1000mm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 接地抵抗測定</p> <p>○構造体利用とした接地極、環状接地極、網状接地極、または基礎接地極の場合の接地抵抗測定は、電圧降下法により行い、測定時期及び回数には以下による。</p> <p>(○ 接地極設置時1回 ○ 躯体上棟時1回 ○ 竣工検査前1回)</p> <p>○大地抵抗率を着工前に測定すること。</p> <p>照明器具</p> <p>① ランプの光源色</p> <p>LED電球の光源色は、各室の色温度施工計画書を提出し監理者の承認を受ける。</p> <p>② ランプの予備</p> <p>○不要</p> <p>○各種総個数の %</p> <p>照度は、各室2ヶ所 (中心、隅) 以上測定し、記録表を提出する。</p> <p>体育館のアリ-ナ、サブアリー-ナの照度測定は、3mピッチの棋目状に測定する。また、鉛直照度 (FL+1500) も測定する。</p> <p>③ 照度測定</p> <p>照度センサーによる照明制御回路は、照度及び入力電力を測定し測定表を提出する。</p> <p>照度及び入力電力測定 (100%点灯時) ○夜間 ○昼間</p> <p>(調光制御点灯時) ○夜間 ○昼間</p> <p>④ 照明制御の照度測定等</p> <p>測定箇所は、各室2ヶ所以上とし、測定記録表を提出する。</p> <p>⑤ 非常用の照明装置の照度測定箇所数</p> <p>⑥ 照明設備の仕様確認</p> <p>○照明設備の納入仕様書には、器具記号、照明器具名称、台数、ランプ名称または種類、消費電力、消費電力の試験方法を一覧表にて記載し、添付すること。</p> <p>(一覧表において設計図書との比較を行うこと。)</p> <p>動力設備</p> <p>① 機器への接続</p> <p>② 電動機の接地</p> <p>本工事制御盤より別途電動機への配線の接続は本工事とする。</p> <p>○金属管接地 (7.5kwを超えるものは専用接地線式とする。)</p> <p>○専用接地線式</p> <p>特殊コンセントはプラグ付とする。</p> <p>三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率率は、次の数値以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>0.4</th> <th>0.75</th> <th>1.5</th> <th>2.2</th> <th>3.7</th> <th>5.5</th> <th>7.5</th> <th>11</th> <th>15</th> <th>18.5</th> <th>22</th> <th>30</th> <th>37</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバータ効率(%)</td> <td>85.0</td> <td>87.0</td> <td>88.5</td> <td>89.5</td> <td>90.0</td> <td>90.5</td> <td>91.0</td> <td>91.5</td> <td>92.0</td> <td>92.5</td> <td>93.0</td> <td>93.5</td> <td>94.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) (1) 電動機の供給電圧は200V又は400Vとする。</p> <p>(2) インバータ効率は、100%負荷時の値とする。</p>	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	○共同接地	E _{A,D}	10以下	EB(14) × 3連-組	○共同接地	E _{C,D}	10以下	EB(14) × 3連-組	○A種接地	E _A	10以下	EB(14) × 3連-組	○B種接地	E _B	10以下	EB(14) × 3連-組	○C種接地	E _C	10以下	EB(14) × 3連-組	○D種接地	E _D	100以下	EB(10) × 1 (L=1000mm)	○D種接地	E _D (ELB回路共用)	2以下	EB(14) × 3連-組	○高圧避雷器	E _{LH}	10以下	EB(14) × 3連-組	○雷保護用	E _{LA}	10以下	EB(14) × 連-1組	○交換機用	E _t	10以下	EB(14) × 3連-組	○本配線盤の保安装置用	E _{AI}	10以下	EB(14) × 3連-組	○拡声用増幅器	E _{DI}	100以下	EB(10) × 1 (L=1000mm)	○測定用	E ₀		EB(10) × 1 (L=1000mm)	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	<p>受変電設備工事</p> <p>① 締付け確認表示</p> <p>配電盤の各盤扉裏面に締付け確認表を行うものとし、原則として現場代理人、電気工事主任技術者、配電盤メーカー担当技術者が捺印するものとする。(分電盤、開閉器盤、動力制御盤についても同様とする。)</p> <p>② 試験</p> <p>停-復電時の運動動作試験を行ない、試験記録を提出する。</p> <p>運動動作試験には、予定する運転条件 (停電時、火災時、デマンド制御及びセンサ-運動等) による、電力供給の制御 (発電機の負荷への供給試験含む) や他設備、別途機器への移相が確実に実施されるかの確認を含む。</p> <p>○総合運動試験実施計画書 (事前)</p> <p>○総合運動試験実施手順書 (事前)</p> <p>○総合運動試験実施記録書 (事後)</p> <p>③ 高圧ケーブル</p> <p>高圧ケーブルの端末処理材は、JCAA規格品を原則とする。(60sq以上は圧縮型端子とする。)</p> <p>電力貯蔵設備工事</p> <p>1. 試験</p> <p>停-復電時の運動動作試験を行ない、試験記録を提出する。</p> <p>発電設備工事</p> <p>① 試験</p> <p>停-復電時の運動動作試験を行ない、試験記録を提出する。</p> <p>② 回路試験</p> <p>発電機回路負荷の電源種別、電圧のチェックを行ない、確認記録を提出する。</p> <p>③ 系統連携申請</p> <p>太陽光発電設備等を電力会社の電源と系統連携する場合の申請は本工事とする。</p> <p>④ 直流配線表示</p> <p>屋上に設置する接続箱とパワ-コンディショナ-間の配管等に取り付ける太陽光直流配線注意等の表示は、彫刻・エッチング等屋外に設置しても容易に消えない方法により表示すること。</p> <p>通信・情報設備工事</p> <p>耐震施工</p> <p>電線類・電線管保護物</p> <p>耐塩害措置</p> <p>接地工事</p> <p>地中埋設配管・配線</p> <p>電力設備工事による</p>	<p>工事名</p> <p>徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事</p> <p>図面番号</p> <p>E-006</p> <p>縮尺</p> <p>1 : NS(A1)</p> <p>1 : NS(A3)</p> <p>図面名</p> <p>電気設備工事特記仕様書 (6)</p>																										
電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37																																																																																																																																
インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0																																																																																																																																
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																																																																																																																																										
○共同接地	E _{A,D}	10以下	EB(14) × 3連-組																																																																																																																																										
○共同接地	E _{C,D}	10以下	EB(14) × 3連-組																																																																																																																																										
○A種接地	E _A	10以下	EB(14) × 3連-組																																																																																																																																										
○B種接地	E _B	10以下	EB(14) × 3連-組																																																																																																																																										
○C種接地	E _C	10以下	EB(14) × 3連-組																																																																																																																																										
○D種接地	E _D	100以下	EB(10) × 1 (L=1000mm)																																																																																																																																										
○D種接地	E _D (ELB回路共用)	2以下	EB(14) × 3連-組																																																																																																																																										
○高圧避雷器	E _{LH}	10以下	EB(14) × 3連-組																																																																																																																																										
○雷保護用	E _{LA}	10以下	EB(14) × 連-1組																																																																																																																																										
○交換機用	E _t	10以下	EB(14) × 3連-組																																																																																																																																										
○本配線盤の保安装置用	E _{AI}	10以下	EB(14) × 3連-組																																																																																																																																										
○拡声用増幅器	E _{DI}	100以下	EB(10) × 1 (L=1000mm)																																																																																																																																										
○測定用	E ₀		EB(10) × 1 (L=1000mm)																																																																																																																																										
電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37																																																																																																																																
インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0																																																																																																																																
<p>設計者</p> <p>一級建築士</p> <p>第286776号</p> <p>渡邊 和幸</p>	<p>一級建築士</p> <p>第384579号</p> <p>浅山 明</p>	<p>一級建築士</p> <p>第6211号</p> <p>浅山 明</p>	<p>法適合確認欄</p> <p>設備設計一級建築士</p> <p>第6211号</p> <p>浅山 明</p>	<p>検証者</p> <p>寺田 庄作</p>	<p>設計番号</p> <p>17992</p>	<p>特記</p>	<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>図面番号</p> <p>E-006</p> <p>縮尺</p> <p>1 : NS(A1)</p> <p>1 : NS(A3)</p>	<p>株式会社 徳島設計 関西支社</p> <p>MIYA Architect's Office</p>																																																																																																																																				

電気設備改修工事特記仕様書	
一般共通事項	
注：項目及び特記事項は○印のついた物を適用する。	
① 共通仕様	改修工事は「共仕」による他、「公共建築改修工事仕様書（電気設備工編）令和4年版」（以下「改修仕様」）による。 また、「電気設備工事特記仕様」に記載のあるものは、それを適用する。
② 施工条件	工事車両の駐車場所：○敷地内（ ） 資機材置場所：○敷地内（ ）
③ 養生範囲	既存部分の養生範囲は、以下の特記による。特記がなければ工事後に使用される建築物、設備、備品等が工事中に汚損、変色等工事前の状態と異なる事がないよう養生を行う。
④ 養生方法及び清掃	1) 養生の方法は、以下の特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等の適切な方法で行う。（ ） 2) 既存設備等の養生方法は、以下の特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等で養生する。（ ） 3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動：○別途工事 ○本工事 配線の取外し、接続は本工事 4) 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生は、以下の特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等で養生し、既存仕上げ材を損傷させないようにする。（ ）
⑤ 撤去機材の内容物の改修	撤去前に内容物（発電設備燃料等）の回収を要する機器、配管等の処置は以下による。（ ）
⑥ 撤去作業の安全対策	アスベストの撤去：○撤去する（撤去方法範囲は図示による） ○調査の上適切処分（運搬処分費用は別途） ○アスベスト含有機材無し、又は別途処理
⑦ 撤去後の補修及び復旧	機器の撤去跡の取付ボルト孔、壁面、天井面の変色等の補修及び床補修等は、 ○別途工事 ○本工事 床、壁、天井等の撤去後の開口部についての補修方法及び仕上げの仕様は、次による。 ○図示

共通工事	
① 足場その他	内部足場：○脚立、足踏板等 本工事で設置する外部足場は、特記無きはC種またはD種とする。 （使用場所、設置期間は図示による） ・A種：枠組足場 ・B種：単管足場 ・C種：仮設ゴンドラ ・D種：移動式足場 ・別契約の関係請負者が設置したものは無償で使用できる。
② 仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合の種別は、以下による。 ・A種（塗装：有・無） ・B種（塗装：有・無） ・C種
③ 監理者事務所	・既存建物内の一部を使用する。 ・機内に新設する。種別：10㎡・20㎡・30㎡・40㎡・50㎡ ○設けない。
④ はつり及び穴開け	はつり及び穴開けは、埋設配管等に損傷を与えないよう下記の調査・検査を実施する。 ・既存資料調査 ・探査機（電磁波レダ法または電磁波誘導法による調査）による調査 配管、配線等の位置の墨出を行う 範囲：図示 ・放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第40号）等に定めるところによるほか次による。 (1) 作業主任者は、X線作業主任の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立ち入り禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間はコンクリ-との厚さにより、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレが無いよう措置を講ずる。 撮影枚数 枚 フィルムサイズ コンクリ-ト厚さ cm
⑤ 事前確認	機器の取付け取り外し、配線の改修及び更新を行う場合は、事前確認を行うものとし、「改修仕様」の表による他、以下による。（ ）
⑥ あと施工アンカー	あと施工アンカーを使用する場合は、監督員及び監理者との協議によること。 使用する場合は、耐震計算書に基づき、全数引き抜き試験を行うこと。

電力設備	
① 事前確認	照明改修を行う場合は、改修室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を行うものとし、測定箇所（ ） 回数 回

使用材料等指定表	
(1) 本工事に使用する機器材料等は、設計図書に定める品質及び性能他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。	
(2) 下表に機器材料名が記載された製造者等は、次の から すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監理者の承諾を受ける。ただし、製造者名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。	
品質及び性能に関する試験データを整備していること。 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 安定的な供給が可能であること。 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 販売、保守等の営業体制を整えていること。	
機器材料名	製造者名
電線管	JIS規格品
電線管付属品	JIS規格品
電線・ケーブル	JIS規格品
特別高圧機器	
高圧配電盤	
低圧配電盤	
制御盤・分電盤・端子盤	
既製盤	
変圧器	
コンデンサ	
リアクトル	
配線用遮断器	
配線器具	
照明器具	
特殊シャンデリア	
太陽光発電設備	
風力発電設備	
直流電源装置	
交流無停電電源装置	
外部雷保護設備	
内部雷保護設備	
構内交換装置	
電気時計装置	
拡声設備	
情報表示設備	
インタ-ホン装置	
トイレ等呼出装置	
音声誘導装置	
テレビ共同受信設備	
監視カメラ設備	
駐車場管制設備	
自動火災報知設備	
防犯設備	
入退出管理設備	
中央監視制御設備	
非接地電源用分電盤	
ナースコール設備	
舞台照明設備	
舞台音響設備	

PF管及びCD管の配管基準図

注) 施工上の問題は監理者及び構造担当者と打合せること。

梁横断の配管方法

- ダブル配筋の壁・スラブの配管は、ボックス近辺を除きダブル配筋の間に入れる。
- 床配筋及び壁配筋に平行の埋設配管は、壁・ボックス近辺を除き、平行する配筋と30mm以上の間隔をあけて布設する。
- 配管が集中する壁の上下部、EPS等において配管相互間隔（30mm以上）が不足するおそれがある場合は、別の場所でプルボックス等を使用して配線処理を行い、他の配線方法にて壁及びEPSに配線する。
- 梁に平行の埋設配管は、梁面より100mm以上の間隔をあけて布設する。また、梁材中の軸方向の配管は出来るだけ避けること。
- 壁付でない梁の横断配管は次の事項に留意して布設する。
 - 多数の配管をまとめて横断させないようにする（下図参照）。
 - 柱からはりせい以内の部分の横断は避ける（下図参照）。

コンクリート埋設部の配管支持

コンクリート埋設配管の結束間隔は下図による。なお、曲がり部分等ではコンクリート打設時の移動や管の浮き上がりを防止するため、0.5m以下の間隔とする。また、配管相互の間隔は30mm以上とする。埋設配管の支持結果には、バインド線又は専用支持金具を使用する。専用支持金具の例を下図に示す。

梁貫通孔位置基準図

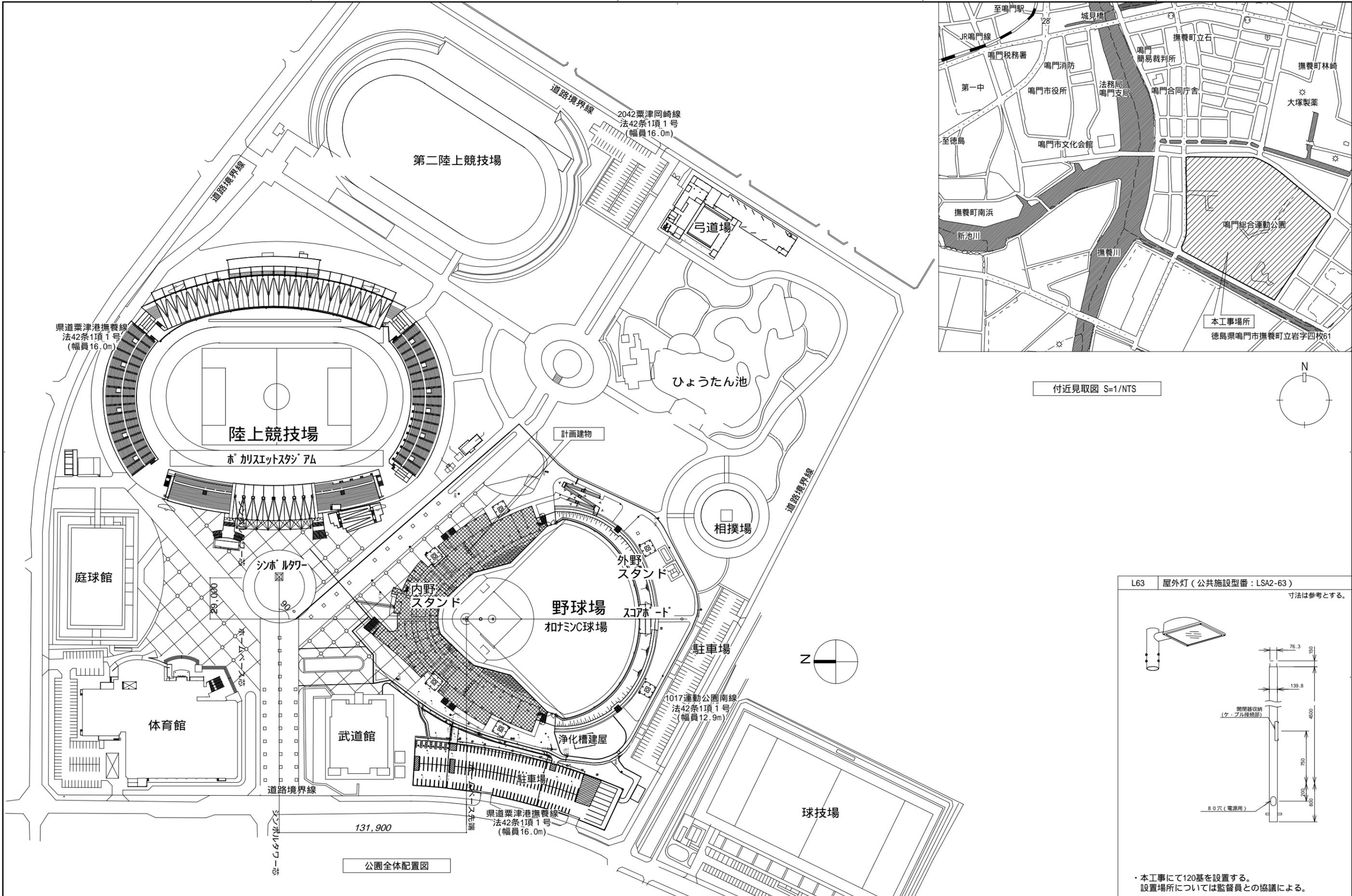
- 鉄筋コンクリート造梁の場合の設置範囲
 - 直接基礎

 (注) 1. 基礎梁は塑性ヒンジが発生していない部分とする。
2. h1 200 mmかつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法
 - 基礎梁以外

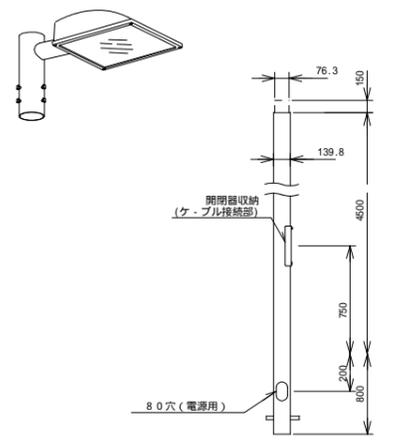
 (注) 1. h2 200 mmかつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法
 - 大梁・小梁 接合部

 (注) 1. h2 200 mmかつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法
2. h3 200 mmかつ梁主筋のかぶり厚さを確保した寸法
- 鉄骨造梁の場合の設置範囲

 h4 : 補強プレートなしの場合、100以上
 補強プレートありの場合、170以上
 sL1 : 300 mm 以上かつウェブブライスカップリング
 プレートから補強プレート端まで
 50 mm 以上
 sL2 : H / 2 以上かつ補強プレート端から
 50 mm 以上
 J : 鉄骨継手位置
 : 設置範囲



L63 屋外灯 (公共施設型番: LSA2-63) 寸法は参考とする。



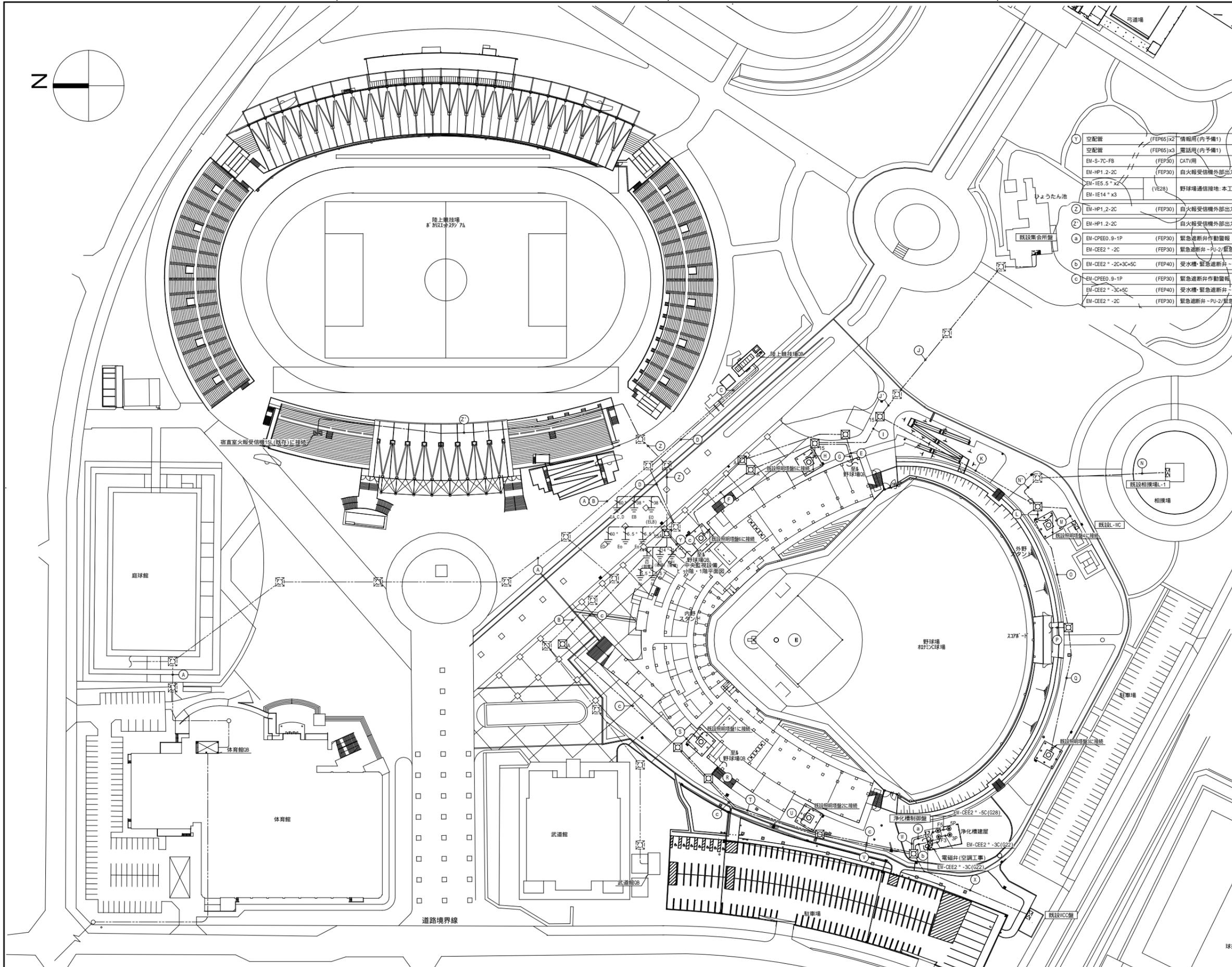
・本工事にて120基を設置する。
設置場所については監督員との協議による。

設計者	法適合確認欄	検査者	設計番号	特記	徳島県国土整備部営繕課	工事名	図面番号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	図面設計一級建築士 第6211号 浅山 明	寺田 庄作	17992		徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事	図面名	E-008
一級建築士 第384579号 浅山 明					配置図・案内図	縮尺	1 : 1200(A1) 1 : 2400(A3)
西山 浩司							

AZUSA SEKKEI
Architects, Engineers & Consultants

株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪(〒)第2234号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号



凡例
特記なき記号は下記による。

記号	名称	備考
□	制御盤	
□	別注制御盤	
□	キュービクル	
○	引込柱	
□	ルドA-#(既設)	
□	ルドA-#(新設)	900x900x900(重耐20t化粧蓋付)
□	ルドB-#(既設)	1500x1500x1500(重耐20t化粧蓋付)
□	ルドB-#(新設)	900x900x900(中耐20t化粧蓋付)
□	ルドC-#(既設)	1500x1500x1500(中耐20t化粧蓋付)
□	ルドC-#(新設)	1500x1500x1500(中耐20t化粧蓋付)
●	電機種別	衛生設備支給取付本工事
●	Fn	衛生設備支給取付本工事

Y	空配管	(FEP65)x2	情報用(内予備1)
	空配管	(FEP65)x3	電話用(内予備1)
	EM-S-7C-FB	(FEP90)	CATV用
	EM-HP1.2-2C	(FEP30)	自火報受信機外部出力
	EM-IE5.5 * x2	(VE28)	野球場増設接地:本工事
	EM-IE14 * x3		
Z	EM-HP1.2-2C	(FEP30)	自火報受信機外部出力
Z	EM-HP1.2-2C	(FEP30)	自火報受信機外部出力
A	EM-CPE0.9-1P	(FEP30)	緊急遮断弁作動警報
	EM-CPE2 * -2C	(FEP30)	緊急遮断弁作動警報
D	EM-CPE2 * -2C/3C/4C	(FEP40)	受水機・緊急遮断弁 - PU-2
C	EM-CPE0.9-1P	(FEP30)	緊急遮断弁作動警報
	EM-CPE2 * -3C/4C	(FEP40)	受水機・緊急遮断弁 - PU-2
	EM-CPE2 * -2C	(FEP30)	緊急遮断弁 - PU-2/緊急停止

A	6KV EM-CET60 *	(既設FEP90)	体育館 - 競技場:別注
B	6KV EM-CET38 *	(既設FEP80)	競技場 - 武道館:別注
C	6KV EM-CET60 *	(既設FEP90)	体育館 - 競技場:別注
	6KV EM-CET38 *	(既設FEP80)	競技場 - 武道館:別注
D	6KV EM-CET38 *	(既設FEP80)	競技場 - 野球場:本工事
E	EM-IE5.5 * x2		
	EM-IE38 * x2	(VE54)	野球場増設接地:本工事
	EM-IE60 * x2		
	6KV EM-CET38 *	(既設FEP80)	競技場 - 野球場:本工事
F	EM-CET100 *	(FEP65)	既設照明塔盤6: NLL212
G	EM-CET100 *	(FEP65)	既設照明塔盤5: NLL211
	EM-CET150 *	(FEP100)	既設照明塔盤5: NLL211
	EM-CET100 *	(FEP80)	既設集会所盤: NLL111
	EM-CET38	(FEP50)	既設集会所盤: NLP109
	EM-CET * -3C	(FEP30)	既設相操盤L-1: NLL213
	EM-CET * -3C	(FEP30)	既設相操盤L-1: NLL214
	EM-CET150 *	(FEP100)	既設照明塔盤4: NLL210
	EM-CET200 *	(FEP100)	スコアボード: NLP204
	EM-CET60 * IE5.5 *	(FEP65)	スコアボード内
	EM-KPEE-S1.25 * -2P	(FEP30)	太陽光パワーコンディショナ
	EM-CET150 * x2	(FEP100)x2	既設照明塔盤3: NLL110
H	EM-CET150 *	(FEP100)	既設照明塔盤5: NLL211
I	EM-CET100 *	(FEP80)	既設集会所盤: NLL111
	EM-CET38	(FEP50)	既設集会所盤: NLP109
	EM-CET * -3C	(FEP30)	既設相操盤L-1: NLL213
	EM-CET * -3C	(FEP30)	既設相操盤L-1: NLL214
	EM-CET150 *	(FEP100)	既設照明塔盤4: NLL210
	EM-CET200 *	(FEP100)	スコアボード: NLP204
	EM-CET60 * IE5.5 *	(FEP65)	スコアボード内
	EM-KPEE-S1.25 * -2P	(FEP30)	太陽光パワーコンディショナ
	EM-CET150 * x2	(FEP100)x2	既設照明塔盤3: NLL110
J	EM-CET100 *	(既設FEP80)	既設集会所盤: NLL111
	EM-CET38	(既設FEP50)	既設集会所盤: NLP109
K	EM-CET100 *	(FEP80)	既設集会所盤: NLL111
	EM-CET38	(FEP50)	既設集会所盤: NLP109
L	EM-CET * -3C	(FEP30)	既設相操盤L-1: NLL213
	EM-CET * -3C	(FEP30)	既設相操盤L-1: NLL214
	EM-CET150 *	(FEP100)	既設照明塔盤4: NLL210
	EM-CET200 *	(FEP100)	スコアボード: NLP204
	EM-CET60 * IE5.5 *	(FEP65)	スコアボード内
	EM-KPEE-S1.25 * -2P	(FEP30)	太陽光パワーコンディショナ
	EM-CET150 * x2	(FEP100)x2	既設照明塔盤3: NLL110
M	EM-CET150 *	(FEP100)	既設照明塔盤4: NLL210
N	EM-CET * -3C	(FEP30)	既設相操盤L-1: NLL214
O	EM-CET * -3C	(既設FEP30)	既設相操盤L-1: NLL213
P	EM-CET200 *	(FEP100)	スコアボード: NLP204
	EM-CET60 * IE5.5 *	(FEP65)	スコアボード内
	EM-KPEE-S1.25 * -2P	(FEP30)	太陽光パワーコンディショナ
	EM-CET150 * x2	(FEP100)x2	既設照明塔盤3: NLL110
Q	EM-CET150 * x2	(FEP100)x2	既設照明塔盤3: NLL110
R	EM-CET100 *	(FEP65)	既設照明塔盤1: NLL108
	EM-CET100 *	(FEP65)	既設照明塔盤2: NLL109
	EM-CET150 * x2	(FEP100)x2	浄化槽制御盤: NLP202
	EM-CET * -3C	(FEP30)	既設相操盤L-1: NLL215
S	EM-CET100 *	(既設FEP65)	既設照明塔盤1: NLL108
T	EM-CET100 *	(FEP65)	既設照明塔盤2: NLL109
	EM-CET150 * x2	(FEP100)x2	浄化槽制御盤: NLP202
	EM-CET * -3C	(FEP30)	既設相操盤L-1: NLL215
U	EM-CET100 *	(既設FEP65)	既設照明塔盤2: NLL109
V	EM-CET150 * x2	(FEP100)x2	浄化槽制御盤: NLP202
	EM-CET * -3C	(既設FEP30)	既設相操盤L-1: NLL215
W	EM-CET150 * x2	(FEP100)x2	浄化槽制御盤: NLP202
X	EM-CET * -3C	(既設FEP30)	既設相操盤L-1: NLL215

設計者	法適合確認欄	検査者	設計番号	特記	工事名	図面番号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	一級建築士 第6211号 浅山 明	17992		徳島県門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事	E-009
徳島県土木整備部管轄課		寺田 庄作			図面名	縮尺 1:800(A1) 1:1600(A3)
					構内配電・通信線路図	

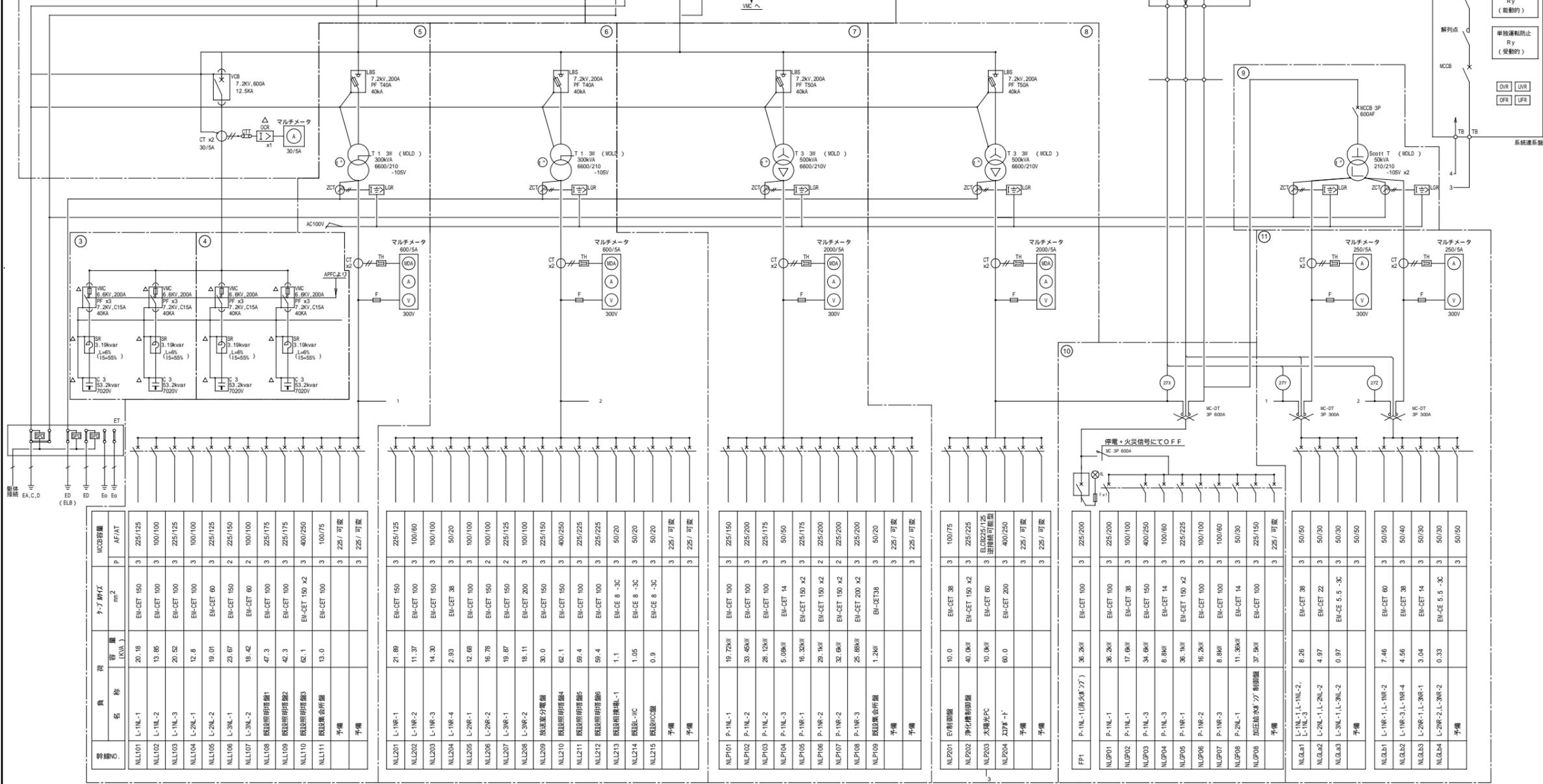
AZUSA SEKKEI
Architects, Engineers & Consultants
株式会社 神設計 関西支社
〒650-0001 兵庫県神戸市中央区 大塚(7)3-2-24号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 建築業別登録第11050号

凡例	記号	名称	備考
PAS	高圧区分閉器		
CH	ケーブルヘッド		
D.S	断路器		
P.F	電力ヒューズ		
VCB	真空遮断器		
LBS	高圧気中負荷開閉器		
VMC	高圧真空接触器		
CT	計器用変流器		
VT	計器用変圧器		
ZCT	零相変流器		
CTT	電圧試験用端子		
VTT	電圧試験用端子		
ZCTT	零相電流試験用端子		
V	電圧計		
A	電流計		

記号	名称	備考
W	電力計	
CSS f	力率計	
II H	電力計	
MDA	最大需要電流計	
DGR	方向地絡継電器	
OCR	過電流継電器	
UVR	不足電圧継電器	
OVGR	過電流継電器	
LGR	低圧地絡継電器	
TH	サーマルリレー	
T*	ダイヤル温度計	
T	変圧器	
ZPD	零相電圧検出コンデンサ	
MCCB	配線用遮断器	
MC-DT	双投形電磁接触器	

記号	中央監視室対応
操作	
状態表示	
警報表示	
計測(4-20mA)	
電力量	
パルス定数	
標準	



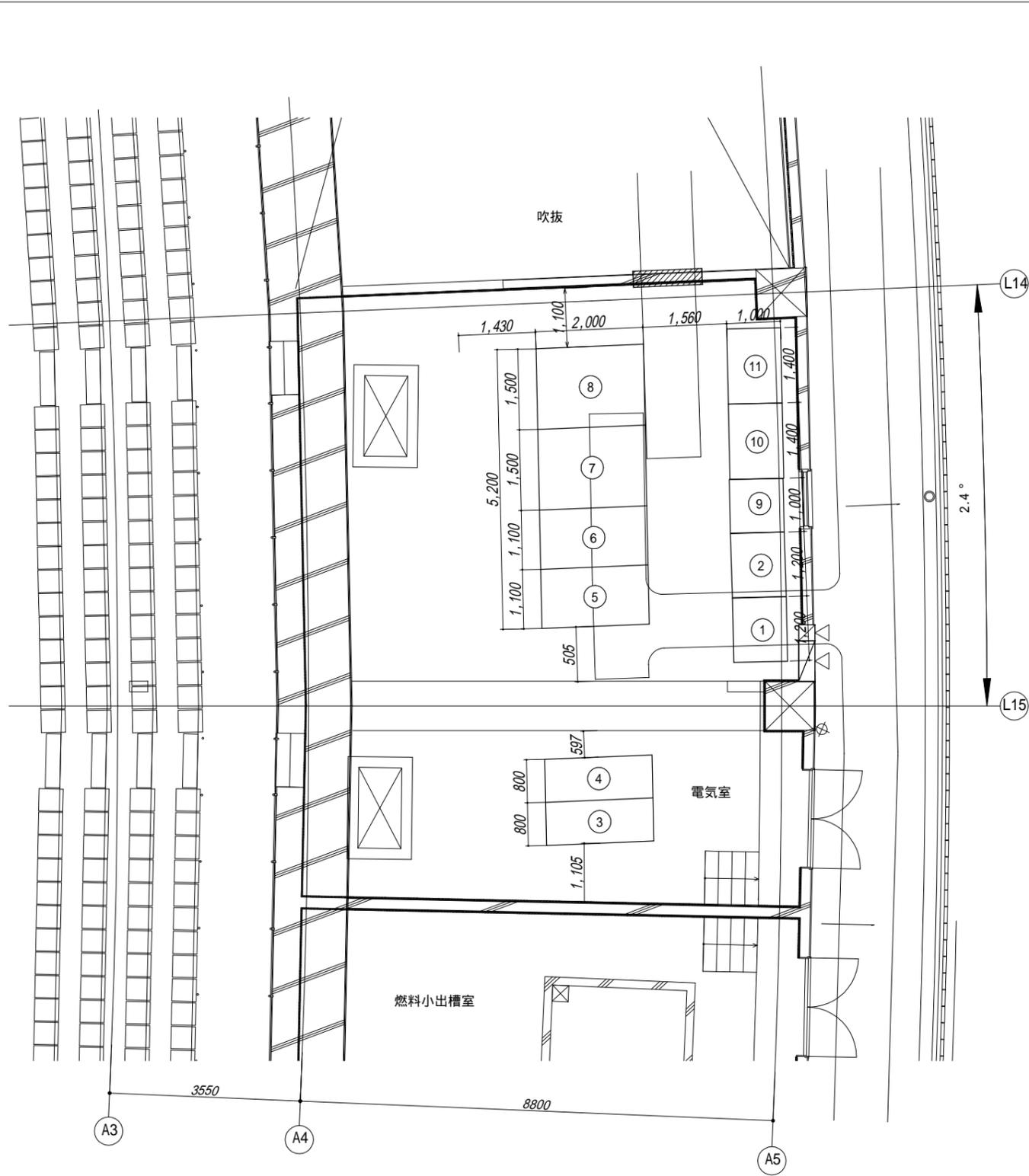
デマンド監視装置仕様
 DEMACON DM-100CPW(三菱電機)相当品以上
 警報種別: 異常警報、予測警報、調整警報、固定警報、限界警報
 予備品・付属品: SDメモリーカード(2GB) x2枚、感熱記録紙 x2セット、パルス検出CT・専用ケーブル x1式

設備	仕様
受電方式	<input type="checkbox"/> 3 3W 6.6kV 50・60Hz 回線①・② <input type="checkbox"/> 架空 <input type="checkbox"/> 地中 <input type="checkbox"/> 架空・敷地内中
設置場所	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋上
引込開閉器	<input checked="" type="checkbox"/> PAS <input type="checkbox"/> UGS
耐塩仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 一般形 <input type="checkbox"/> 耐塩形 <input type="checkbox"/> 兼耐塩形
主遮断装置形式	<input checked="" type="checkbox"/> C形 <input type="checkbox"/> PF・S形
機器取付方法	<input type="checkbox"/> 固定形 <input checked="" type="checkbox"/> 引出形
力率改善	<input type="checkbox"/> 自動力率制御 <input type="checkbox"/> 有・無
制御電源	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有: DC100V
防災電源設備	<input type="checkbox"/> 非常電源専用受電設備対応(消防法認定品)
換気設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有(サーモによる機械換気) <input type="checkbox"/> 無(自然換気)
点検用照明設備	<input checked="" type="checkbox"/> ドアスイッチに連動する照明(LED)を設ける。
高圧盤	配電盤形式 <input checked="" type="checkbox"/> JIS C4620 <input type="checkbox"/> JEM 1425(形) 短絡短時間耐電流 <input checked="" type="checkbox"/> 12.5kA 1秒以上 <input type="checkbox"/> kA 秒以上 盤間の隔仕切り <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 主遮断装置 <input type="checkbox"/> LBS(ストライク形) 7.2kV 200A PF A(G形) <input type="checkbox"/> 手動バネ式 <input checked="" type="checkbox"/> 電動バネ式 又は 電磁操作 引外し方式 <input checked="" type="checkbox"/> 直流電圧 <input type="checkbox"/>
低圧配電盤	盤形式 <input checked="" type="checkbox"/> JIS C4620 <input type="checkbox"/> JEM 1265(形) 定格遮断電流 <input checked="" type="checkbox"/> 12.5kA以上 <input type="checkbox"/> 8kA以上 盤間の隔仕切り <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
断路器	<input type="checkbox"/> 7.2kV 3極単投 <input type="checkbox"/> 8.4kV 5kA
計器用変流器	<input type="checkbox"/> モール形 精度1.0級 <input type="checkbox"/> 定格負担 10VA
計器用変圧器	<input type="checkbox"/> モール形 精度1.0級 <input type="checkbox"/> 定格負担 50VA
零相変流器	<input type="checkbox"/> モール形 L級 <input type="checkbox"/> 階級1.5級(周波数計、位相計、力率計、無効力率計を除く)
継電器	<input checked="" type="checkbox"/> 静止形 <input type="checkbox"/> 誘導形
負荷開閉器	<input type="checkbox"/> 7.2kV 200A ストライク機構付 <input type="checkbox"/> 相間バリア : 有・無 <input checked="" type="checkbox"/> 動相突入電流抑制機能付 単相150kVA、3相300kVA以上の変圧器の一次側開閉器に設置(停電時間経過後、復電時閉路)
電力ヒューズ	<input type="checkbox"/> 7.2kV 40kA <input type="checkbox"/> 油入変圧器 <input checked="" type="checkbox"/> モールド変圧器 <input checked="" type="checkbox"/> ダイヤル温度計付 <input type="checkbox"/> 移動車輪付 <input checked="" type="checkbox"/> 防振ゴム付
変圧器	<input type="checkbox"/> 油入 <input checked="" type="checkbox"/> モールド又はガス絶縁 <input checked="" type="checkbox"/> 放電装置付 <input checked="" type="checkbox"/> 警報接点付 <input type="checkbox"/> 定格電圧 高圧用 7.02kV 7.17kV 7.59kV 低圧用(200V) 240V 240V 240V 低圧用(400V) 440V 460V 460V
直列リアクトル	<input type="checkbox"/> 油入 <input checked="" type="checkbox"/> モールド・容量 6% <input checked="" type="checkbox"/> 警報接点付
高圧電磁接触器	<input type="checkbox"/> 6.6kV 200A 変圧器用、又は真空ラッチ式
配線用遮断器	<input checked="" type="checkbox"/> MCCB <input type="checkbox"/> ELB <input type="checkbox"/> トリップ電報 <input type="checkbox"/> 有・無 <input type="checkbox"/> 漏電警報 <input type="checkbox"/> 有・無 <input type="checkbox"/> 予備用MCCBの定格225AF以上のものは、負荷電流可変形とする。
高圧引込用開閉器(USS)	<input type="checkbox"/> 7.2kV 300A 12.5kA付 SOG <input type="checkbox"/> 自己診断機能、ガス圧低下検出、外部警報付
高圧引込用開閉器(AS)	<input type="checkbox"/> 7.2kV 300A 12.5kA付 SOG付 <input type="checkbox"/> 方向性
盤内機器保護用配線用遮断器の選定	<input type="checkbox"/> 変圧器やコンデンサ等の突入電流が発生する機器に使用する遮断器は、電圧投入時に誤動作しない特性の配線用遮断器を選定する。
予備品	<input type="checkbox"/> ランプ・ヒューズ類 実使用数の2.0%とし、種別毎に最低1組とする
付属品	<input type="checkbox"/> メーカー標準一式の他、下記の物を各1個用意する <input checked="" type="checkbox"/> CB用リッパ <input type="checkbox"/> 変圧器押込台車 <input checked="" type="checkbox"/> メーガ <input checked="" type="checkbox"/> 換電器(高・低圧各1本) <input type="checkbox"/> クランプ式電流計 <input checked="" type="checkbox"/> 高圧ゴッド袋、巻紙 <input type="checkbox"/> 高圧引込用開閉器
絶縁ゴムマット	<input type="checkbox"/> 高圧引込用開閉器、及び低圧盤上面に絶縁ゴムマット(1000W×10T)を布設すること
消火器	<input checked="" type="checkbox"/> 大型消火器(50形) 1台(電気室用) <input type="checkbox"/> 小型消火器(10形) 1台 <input type="checkbox"/> 移動式粉末消火器 1台
サーモラベル	<input type="checkbox"/> 高圧及び低圧の導体の接続部分には、下記のサーモラベルを貼ること 高圧: 70 以上 低圧: 70 以上

設計者	法適合確認欄	検証者	設計番号	特記	工事名	図面番号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸 一級建築士 第384579号 浅山 明 西山 浩司	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	寺田 庄作	17992		徳島県土整備部管轄 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 受変電設備単線結線図	E-010 縮尺 1: NS(A1) 1: NS(A3)

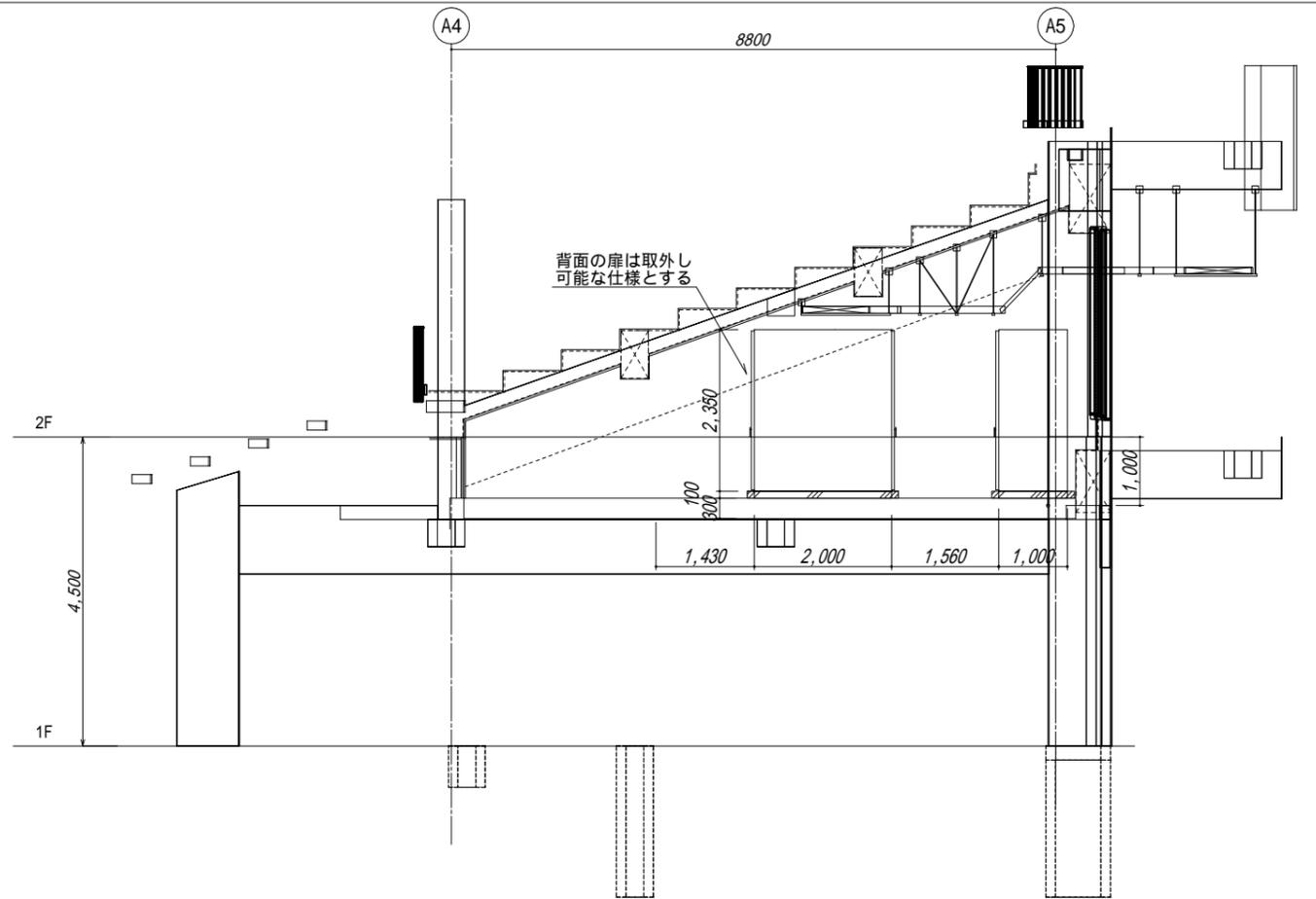
AZUSA SEKKEI
 Architects, Engineers & Consultants
 株式会社 宮建築設計
 MIYA Architect's Office
 一級建築士事務所登録 大阪(ウ)第3224号
 一級建築士事務所登録 徳島県第11050号

電気室詳細図(S=1/50)

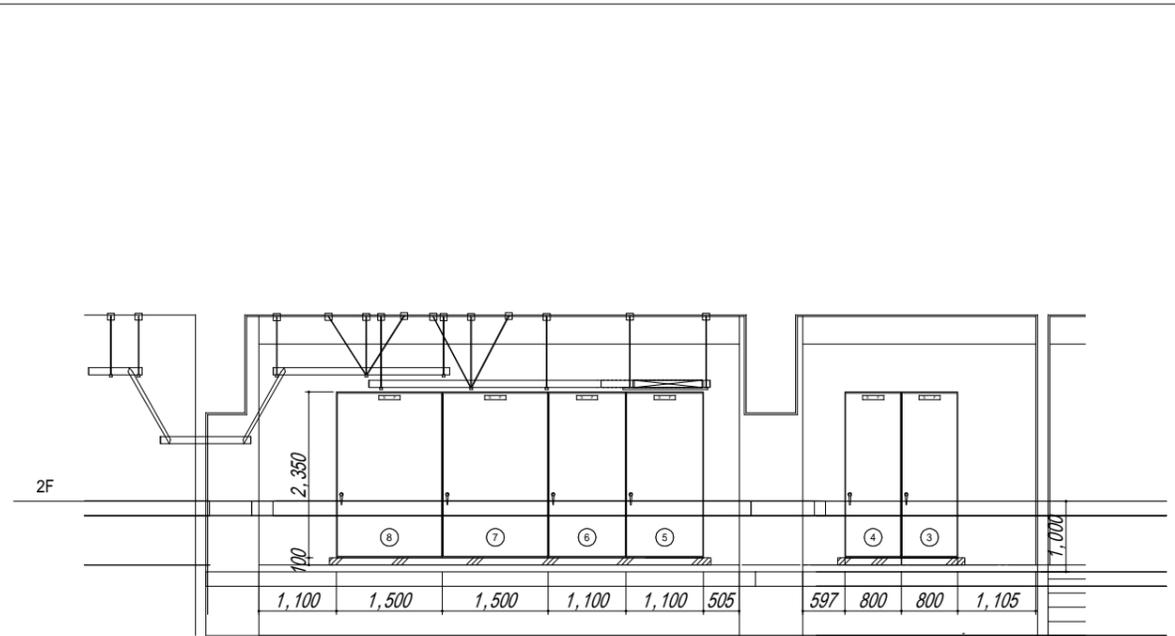


盤番号	盤名称	盤番号	盤名称
①	高压受電盤	⑦	低压動力盤 NO.1
②	高压饋電盤	⑧	低压動力盤 NO.2
③	高压コンデンサ盤No.1	⑨	非常電灯盤・変圧器盤
④	高压コンデンサ盤No.2	⑩	非常動力盤 MCCB盤
⑤	低压電灯盤 NO.1	⑪	非常電灯盤 MCCB盤
⑥	低压電灯盤 NO.2		

電気室(A-A)断面図(S=1/50)



電気室(B-B)断面図(S=1/50)



設計者	法適合確認欄	検証者	設計番号	特記
一級建築士 第286776号 渡邊 和泰 一級建築士 第384579号 浅山 明 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明		寺田 庄作	17992	

徳島県土整備部管轄課	工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事	図面番号 E-011	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第1105号
	図面名 電気室詳細図	縮尺 1 : 50(A1) 1 : 100(A3)	

配電盤分枝遮断器	幹線番号	幹線系統	配線種別 サイズ	負荷名称 負荷容量
<p>低圧配電盤</p> <p>低圧電灯盤No.1 AC 1 3W 6600 / 100V 300kVA</p>				
MCCB3P 225AF/125AT	NLL101		T150	L-1NL-1 20.88kVA
MCCB3P 100AF/100AT	NLL102		T100	L-1NL-2 13.85kVA
MCCB3P 225AF/125AT	NLL103		T100	L-1NL-3 20.72kVA
MCCB3P 100AF/100AT	NLL104		T100	L-2NL-1 12.80kVA
MCCB3P 225AF/125AT	NLL105		T60	L-2NL-2 19.01kVA
MCCB3P 225AF/150AT	NLL106		T150	L-3NL-1 23.67kVA
MCCB3P 100AF/100AT	NLL107		T60	L-3NL-2 18.42kVA
MCCB3P 225AF/175AT	NLL108		T100	既設照明塔盤1 47.3kVA
MCCB3P 225AF/175AT	NLL109		T100	既設照明塔盤2 42.3kVA
MCCB3P 400AF/250AT	NLL110		T150x2	既設照明塔盤3 62.1kVA
MCCB3P 100AF/75AT	NLL111		T100	既設集会所盤 13.0kVA
MCCB3P 225AF/可変				予備
MCCB3P 225AF/可変				予備

配電盤分枝遮断器	幹線番号	幹線系統	配線種別 サイズ	負荷名称 負荷容量
<p>低圧配電盤</p> <p>低圧電灯盤No.2 AC 1 3W 6600 / 100V 300kVA</p>				
MCCB3P 225AF/125AT	NLL201		T150	L-1NR-1 21.89kVA
MCCB3P 100AF/80AT	NLL202		T100	L-1NR-2 11.37kVA
MCCB3P 100AF/100AT	NLL203		T150	L-1NR-3 14.30kVA
MCCB3P 50AF/20AT	NLL204		T38	L-1NR-4 2.93kVA
MCCB3P 100AF/100AT	NLL205		T100	L-2NR-1 12.68kVA
MCCB3P 100AF/100AT	NLL206		T150	L-2NR-2 16.78kVA
MCCB3P 225AF/125AT	NLL207		T150	L-3NR-1 19.87kVA
MCCB3P 100AF/100AT	NLL208		T200	L-3NR-2 18.11kVA
MCCB3P 225AF/150AT	NLL209		T150	放送室分電盤 30.0kVA
MCCB3P 400AF/250AT	NLL210		T150	既設照明塔盤4 62.1kVA
MCCB3P 225AF/225AT	NLL211		T150	既設照明塔盤5 59.4kVA
MCCB3P 225AF/225AT	NLL212		T100	既設照明塔盤6 59.4kVA
MCCB3P 50AF/20AT	NLL213		CE8-3C	既設相撲場L-1 1.1kVA
MCCB3P 50AF/20AT	NLL214		CE8-3C	既設L-VIC 1.05kVA
MCCB3P 50AF/20AT	NLL215		CE8-3C	既設VCC盤 0.9kVA
MCCB3P 225AF/可変				予備
MCCB3P 225AF/可変				予備

配電盤分枝遮断器	幹線番号	幹線系統	配線種別 サイズ	負荷名称 負荷容量
<p>低圧配電盤</p> <p>低圧動力盤No.1 AC 1 3W 6600 / 100V 500kVA</p>				
MCCB3P 225AF/150AT	NLP101		T100	P-1NL-1 19.72kVA
MCCB3P 225AF/200AT	NLP102		T100	P-1NL-2 33.45kVA
MCCB3P 225AF/175AT	NLP103		T100	P-1NL-2 28.12kVA
MCCB3P 50AF/50AT	NLP104		T14	P-1NL-3 5.08kVA
MCCB3P 225AF/175AT	NLP105		T150x2	P-1NR-1 16.316kVA
MCCB3P 225AF/200AT	NLP106		T150x2	P-1NR-2 29.1kVA
MCCB3P 225AF/200AT	NLP107		T150x2	P-1NR-2 32.6kVA
MCCB3P 225AF/200AT	NLP108		T200x2	P-1NR-3 25.88kVA
MCCB3P 50AF/20AT	NLP109		T38	既設集会所盤 4.0kVA
MCCB3P 225AF/可変				予備
MCCB3P 225AF/可変				予備

配電盤分枝遮断器	幹線番号	幹線系統	配線種別 サイズ	負荷名称 負荷容量
<p>低圧配電盤</p>				

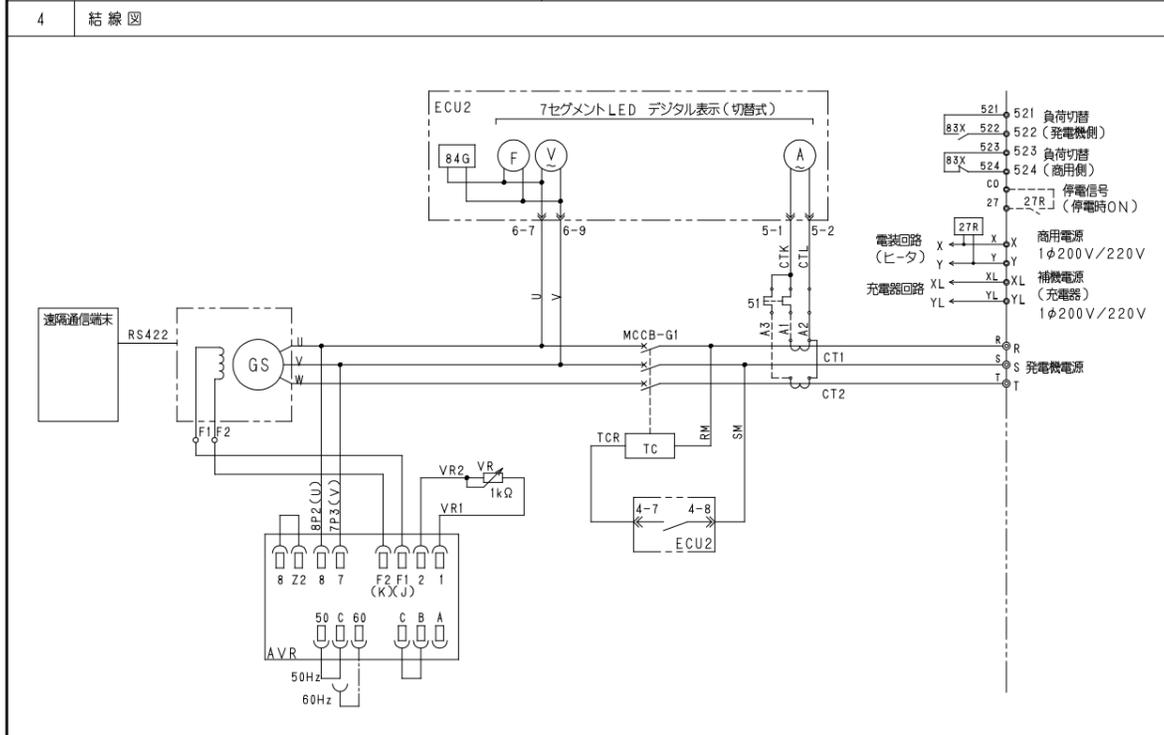
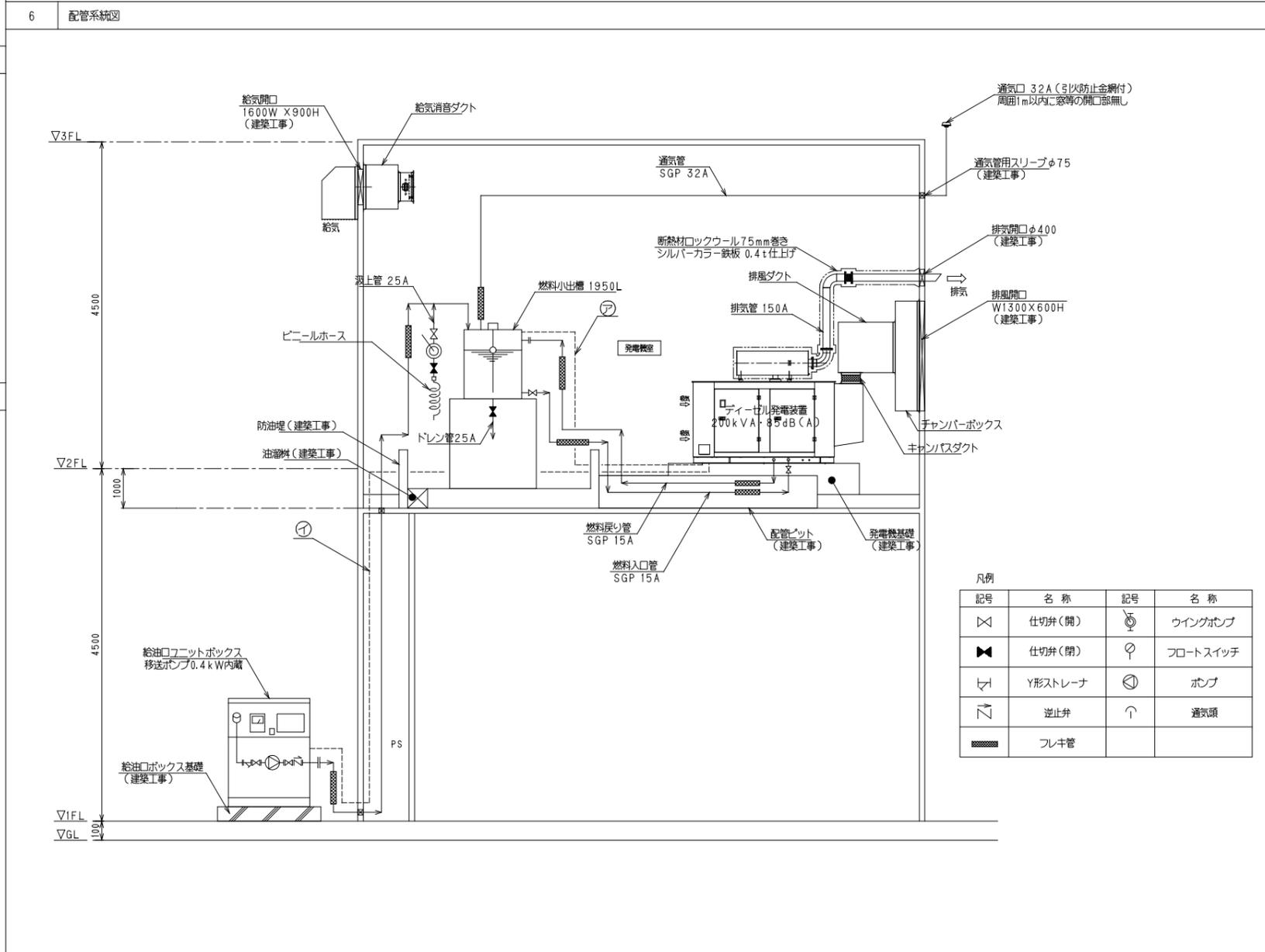
1		仕様要目表		
発電機	機種名称	横軸回転界磁同期発電機	エンジン	
	形式	立形直列水冷4サイクルディーゼル機関	形式	
発電機	容量	200 kVA	燃焼方式	
		160 kW	直接噴射式	
	電圧	220 V	定格出力	
	電流	525 A	278 kW	
	周波数	60 Hz	回転速度	
	回転速度	1800 min ⁻¹	1800 min ⁻¹	
	相数	3相3線	総排気量	
	極数	4極	11.05 L	
	力率	80% (遅れ)	冷却方式	
	励磁方法	ブラシレス	ラジエータ冷却式	
発電機	耐熱クラス	180 (H)	冷却水量	
	保護方式	IP20 (保護形)	39.0 L	
	冷却方式	IC01 (自由通流形)	始動方式	
	充電方式	半導体式全自動充電	セルモータ容量	
	キュービクル	騒音値 ※1	約85 dB(A)以下	セルモータ容量
		塗装色	5Y7/1 半ツヤ	DC24V-6.0kW
	乾燥質量		3.340 ka	使用燃料種類
				A重油(セタン価45以上) ※2
				別置タンク容量
				1950L (オイルサービスタンク)
			燃料消費量	
			48.3 L/h	
			潤滑油量(全量-有効)	
			18-8.0 L	
			ラジエータファン排風量	
			400 m ³ /min	
			バッテリー種類	
			REH	
			容量	
			DC24V-48Ah	
			始動時間	
			40秒以内	
			認定	
			(一社)日本内燃力発電設備協会	

※1 4方向エネルギー平均 機側1m、高さ1.2m 半自由音場下による
 ※2 ローサルファーA重油(硫黄分0.5%(質量))とし、その他の燃料性状は陸内協企連(LES R 3004)による
 ※3 燃料は満油の引き渡しとする。

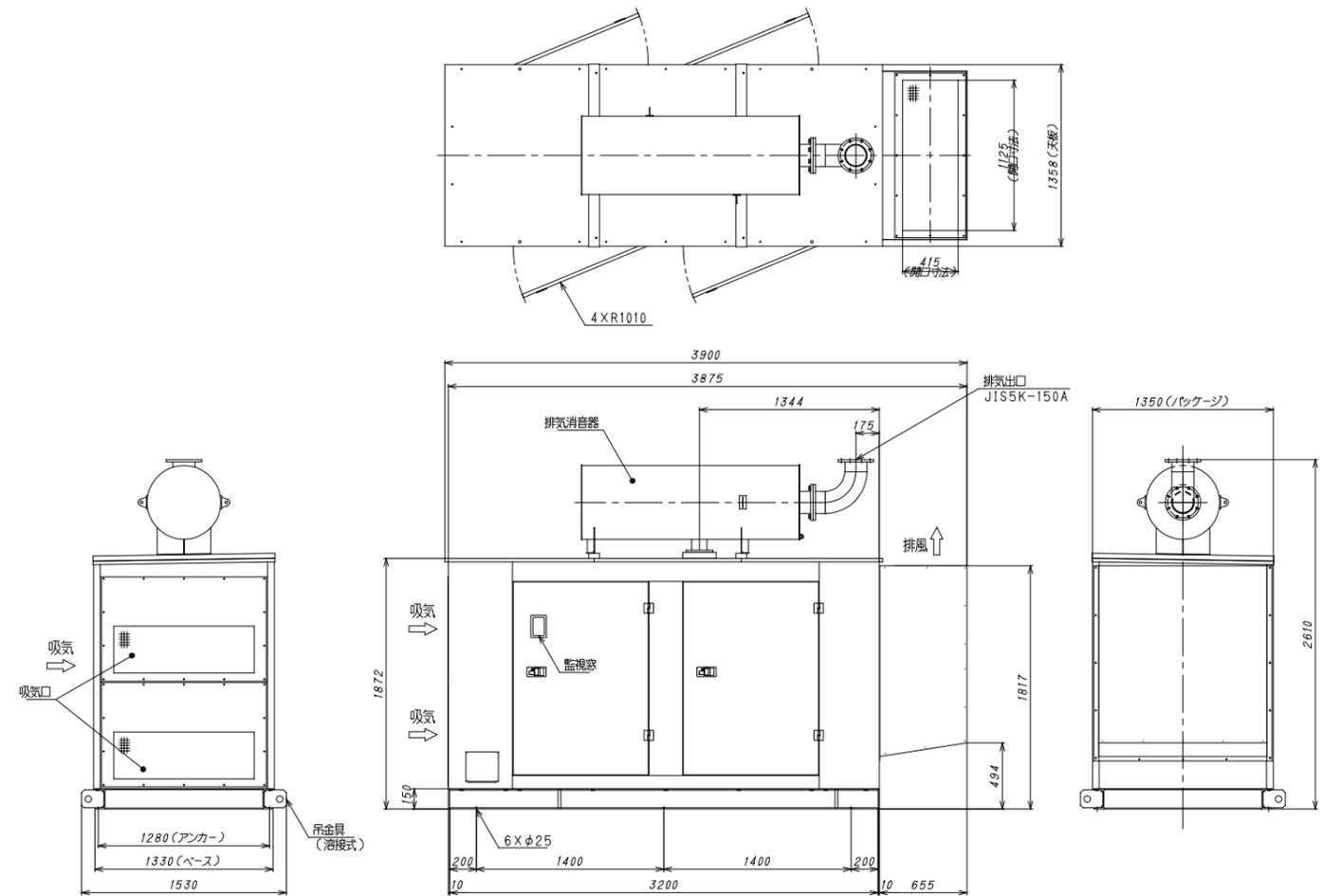
5		配線取合表	
自	接続線	名称	至
受変電設備	FPT200sq X2	主回路(発電)	発電装置
	EM-CE3.5sq X2C	補機電源	
	IV38sq X1C	接地	
	EM-CEE2sq X2C	停電信号	
	EM-CEE2sq X2C	DT切り替え信号	
警報盤	EM-CEE2sq X6C	電圧確立	発電装置
		重故障	
油庫	EM-CEE2sq X4C	小出槽油面低下	給油ボックス
	EM-CEES2sq X3C	液面計信号	
発電装置	EM-CEE2sq X2C	補機故障信号	給油ボックス
	EM-CE3.5sq X3C	補機電源(200V)	
電灯・動力盤	EM-CE3.5sq X2C	補機電源(100V)	給油ボックス
接地	IV5.5sq	ローリーアース	単独D種

2		補器要目表	
給気消音器	形式	銅板製角型天井式	給気
	容量	給気入口1mにて85dB(A)以下	
	形式	1基	
燃料小出槽	形式	銅板製角型	燃料小出槽
	容量・数量	1,950L X1基	
給油口ボックス	形式	自立式(屋外用SUS製)	給油口ボックス
	数量	1基	

3		保護装置一覧表					
項目	デバイス	警報表示灯	警報	機 関	主回路遮断	外部信号	
緊急停止	5E	○	○	○	○	○ (重故障)	
始動渋滞	48T	○	○	○	○		
過回転	12	○	○	○	○		
過電流	51	○	○	X	○		
潤滑油油圧低下	63Q	○	○	○	○		
冷却水温度上昇	26W	○	○	○	○		
燃料油最低油量		○	○	○	○		
燃料小出槽油面低下		○	○	-	-		
							○ (軽故障)

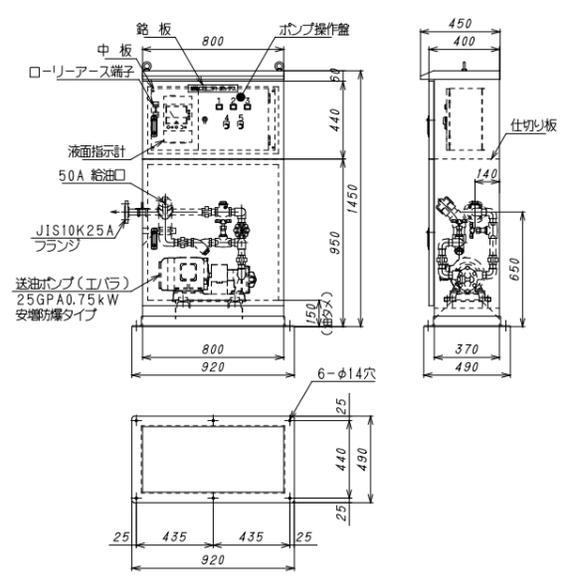
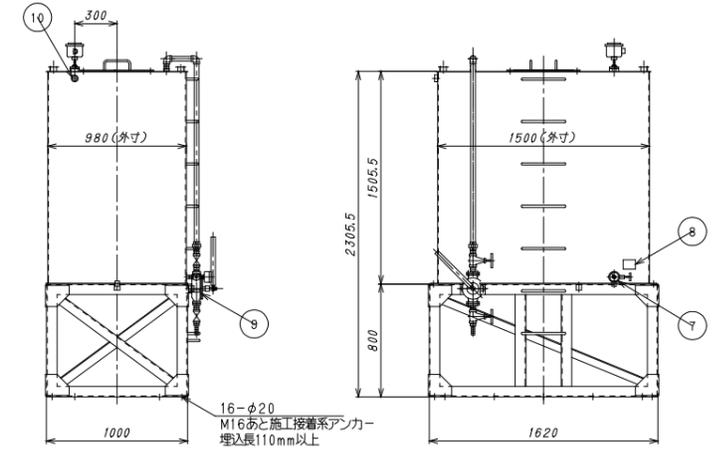
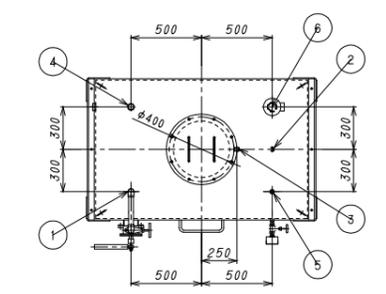


設計者	法適合確認欄	検査者	設計番号	特記	工事名	図面番号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	一級建築士 第6211号 浅山 明	17992		徳島県県土整備部管轄 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事	E-014
		寺田 庄作			図面名 非常用発電設備 仕様・配線取合表・配管系統図	縮尺 1: NS(A1) 1: NS(A3)

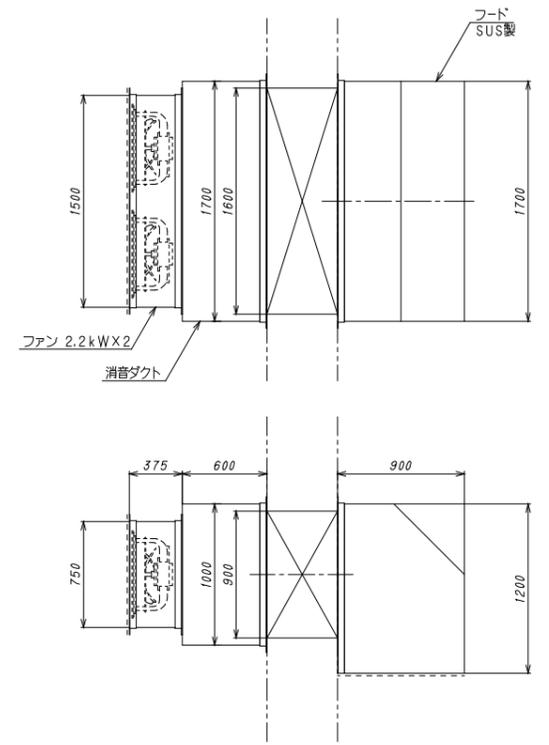


※寸法は参考とする

記号	名称	サイズ	備考
1	給油口	25A	ソケット (Rp1)
2	送油口	20A	ソケット (Rp3/4)
3	ドレン	25A	ソケット (Rp1) (プラグ付)
4	送油口	32A	ソケット (Rp1 1/4)
5	戻り口	20A	ソケット (Rp3/4)
6	フロートスイッチ	50A	ソケット
7	御用式液面計	15A	ソケット (Rp1/2)
8	漏防水検査済証		
9	ウイングボンプ	25A	ホース5m付
10	オーバーフロー	32A	ソケット (Rp1 1/4)



※寸法は参考とする



設計者		法適合確認欄	検証者	設計番号	特記
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	寺田 庄作	17992	

工事名	図面番号
徳島県土整備部管轄課 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事	E-015
図面名	縮尺
非常用発電設備 機器外形図	1 : 20, 25(A1) 1 : 40, 50(A3)

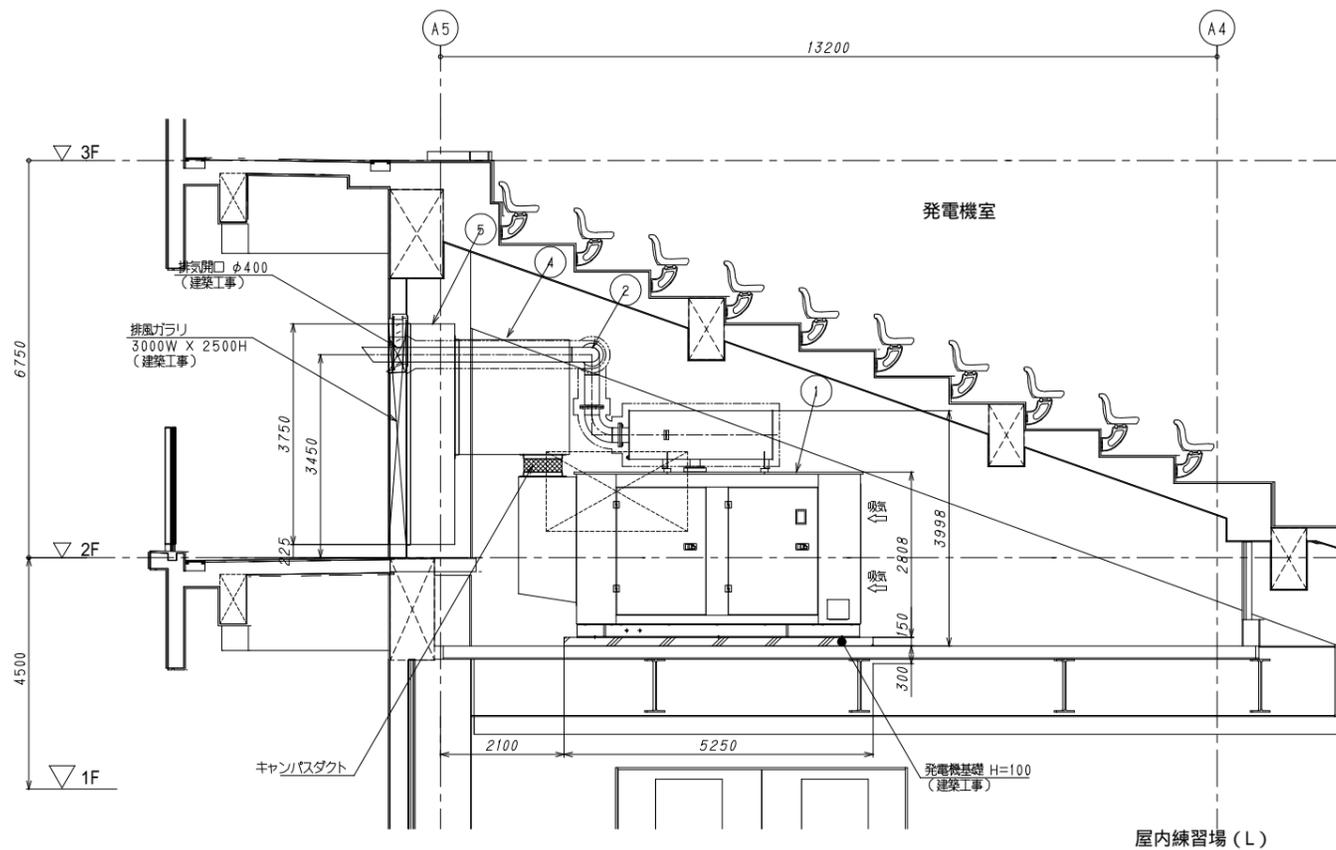
株式会社 梓設計 関西支社

一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

株式会社 宮建築設計

MIYA Architect's Office

一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号



機器表

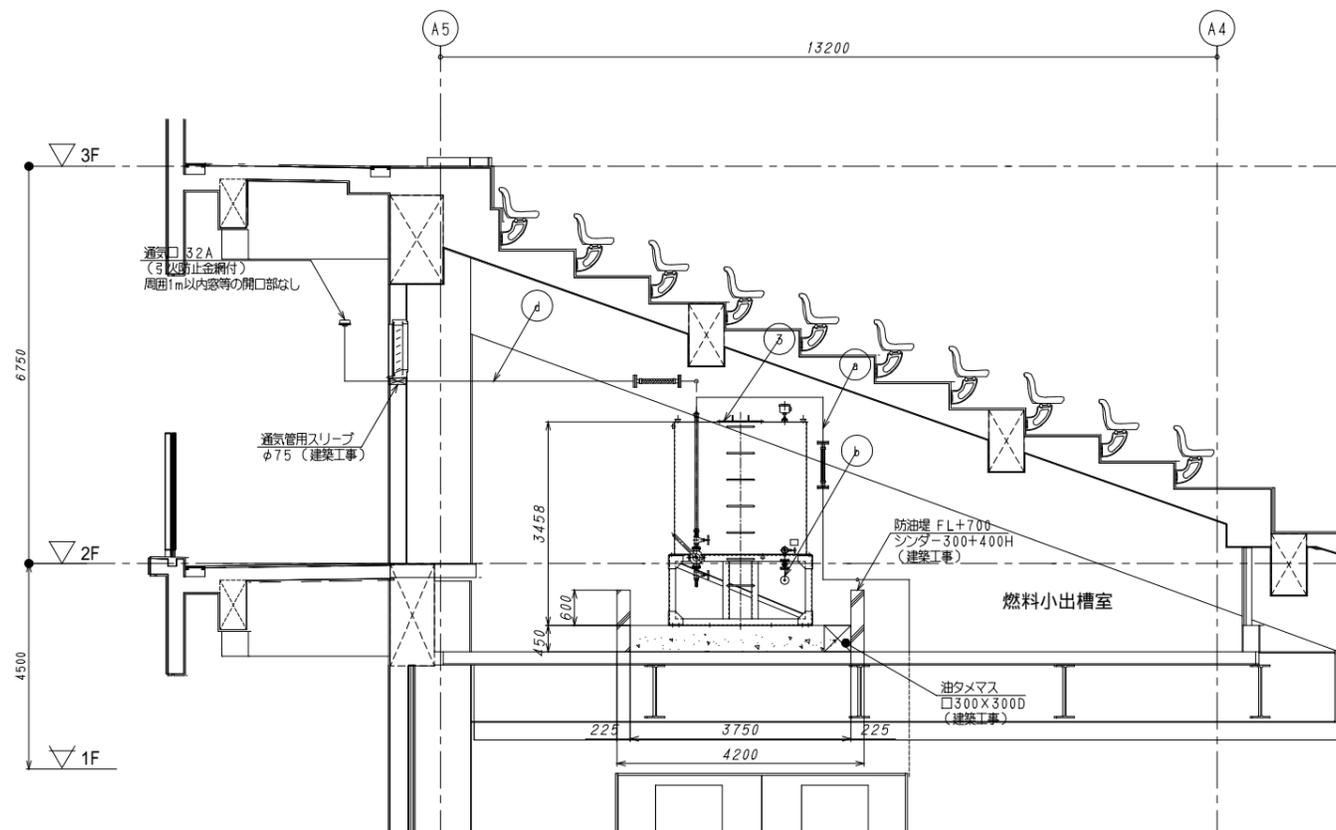
番号	名称	数量	備考	重量
1	ディーゼル発電装置 排気消音器(搭載)	1	200kVA 85dB(A) 220V	静重量 約 3,544kg 動重量 約 5,307kg
2	排気管	1	150A	
3	燃料小出槽	1	1950L	満注時 約 2,320kg
4	排風ダクト	1	1300W X 1150H	-
5	チャンバーボックス	1		約 2,320kg
6	給油ボックス(SUS)	1	屋外自立型、液面計 ローアース端子取付 送油ポンプ搭載 0.4kW X 1台	
7	給気消音ダクト	1	ファン 2.2kW X 2台、天吊り 給気フード SUS製	

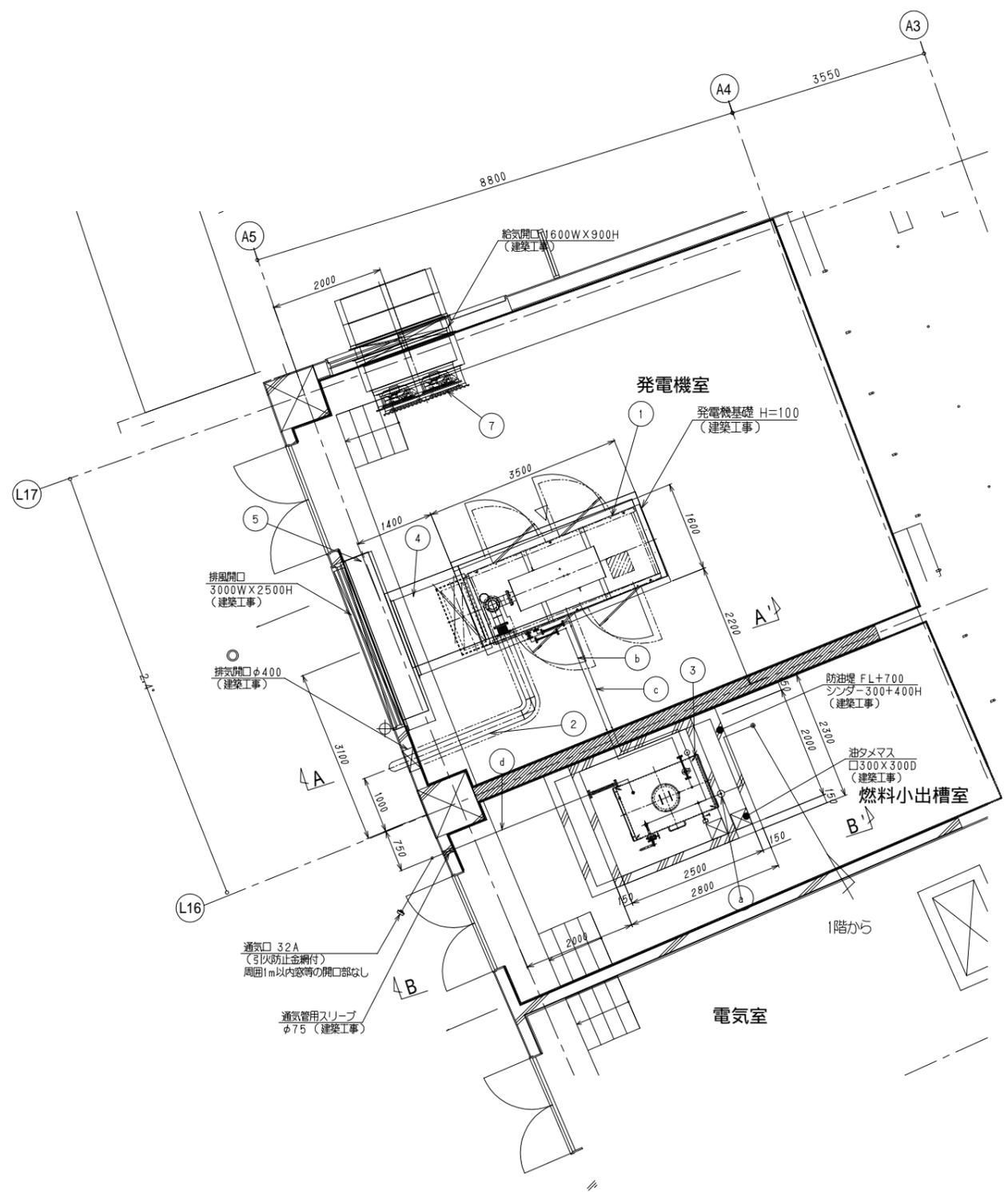
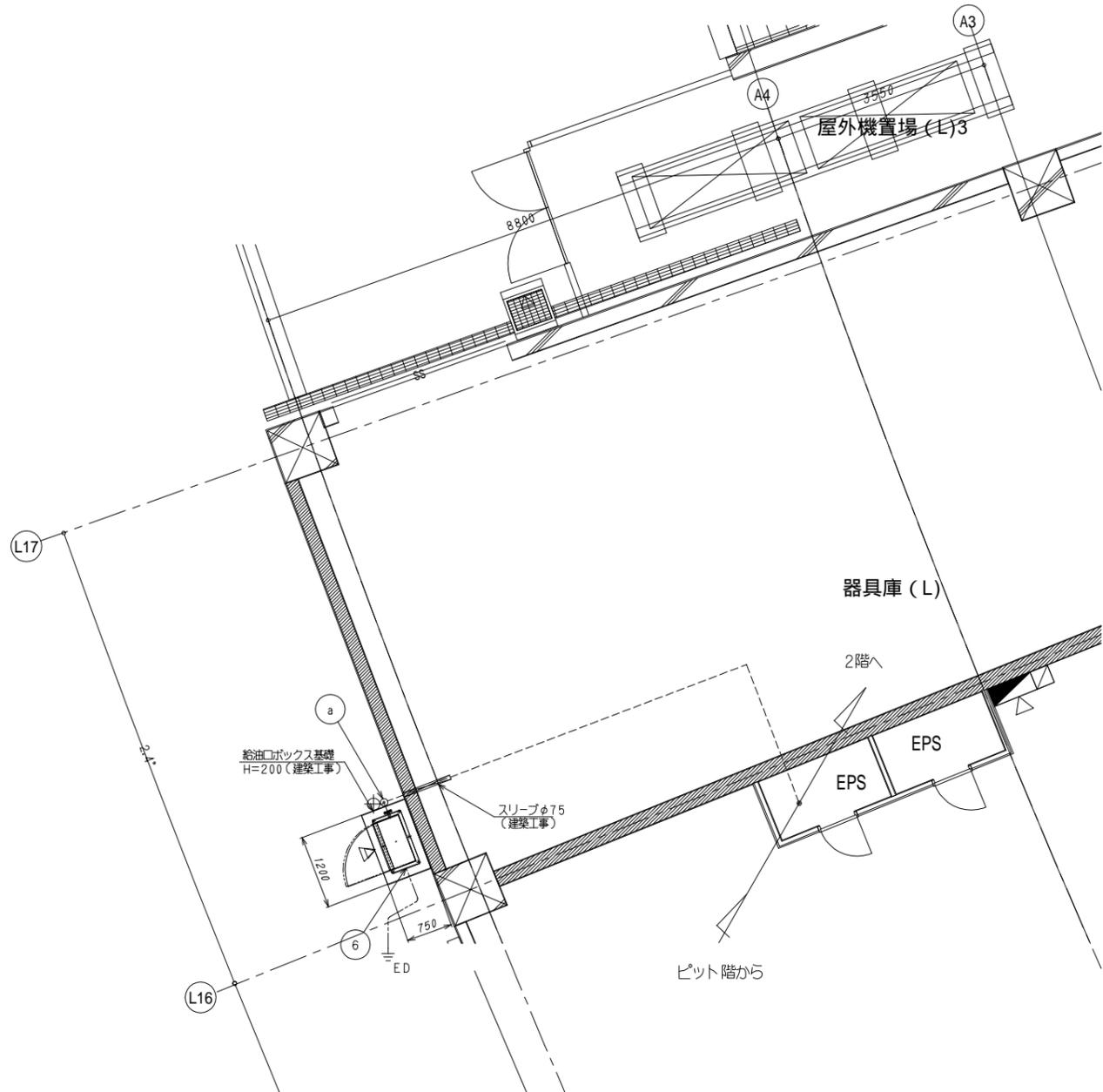
配管表

番号	名称	サイズ	数量	備考
a	燃料送油管	25A	1	SGP
b	燃料入口管	15A	1	SGP
c	燃料戻り管	15A	1	SGP
d	通気管(油庫)	32A	1	SGP

防油堤容量計算
 $2.5 \times 2.0 \times 0.4 = 2.0 (m^3)$
 燃料タンク全量
 $1.95 \times 100\% = 1.95 (m^3) < 2.0 \dots OK$

排気管断熱材
 断熱材ロックウール75mm巻き
 シルバーカラー鉄板 0.4t 仕上げ





機器表

番号	名称	数量	備考	重量
1	ディーゼル発電装置 排気消音器(搭載)	1	200kVA 85dB(A) 220V	静重量 約 3,544kg 動重量 約 5,307kg
2	排気管	1	150A	
3	燃料小出槽	1	1950L	満注時 約 2,320kg
4	排風ダクト	1	1300W X 1150H	-
5	チャンバーボックス	1		約 2,320kg
6	給油ボックス(SUS)	1	屋外自立型、液面計 ローリアース端子取付 送油ポンプ搭載 0.4kW X 1台	
7	給気消音ダクト	1	ファン 2.2kW X 2台、天井リ 給気フード SUS製	

配管表

番号	名称	サイズ	数量	備考
a	燃料送油管	25A	1	SGP
b	燃料入口管	15A	1	SGP
c	燃料戻り管	15A	1	SGP
d	通気管(油庫)	32A	1	SGP

防油堤合量計算
 $2.5 \times 2.0 \times 0.4 = 2.0 (m^3)$
 燃料タンク全量
 $1.95 \times 100\% = 1.95 (m^3) < 2.0 \dots OK$

排気管断熱材
 断熱材ロックウール75mm巻き
 シルバーカラー鉄板 0.4t 仕上げ

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	設計者 西山 浩司	法適合確認機関 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 寺田 庄作	設計番号 17992	特記
----------------------------	---------------------------	--------------	--	--------------	---------------	----

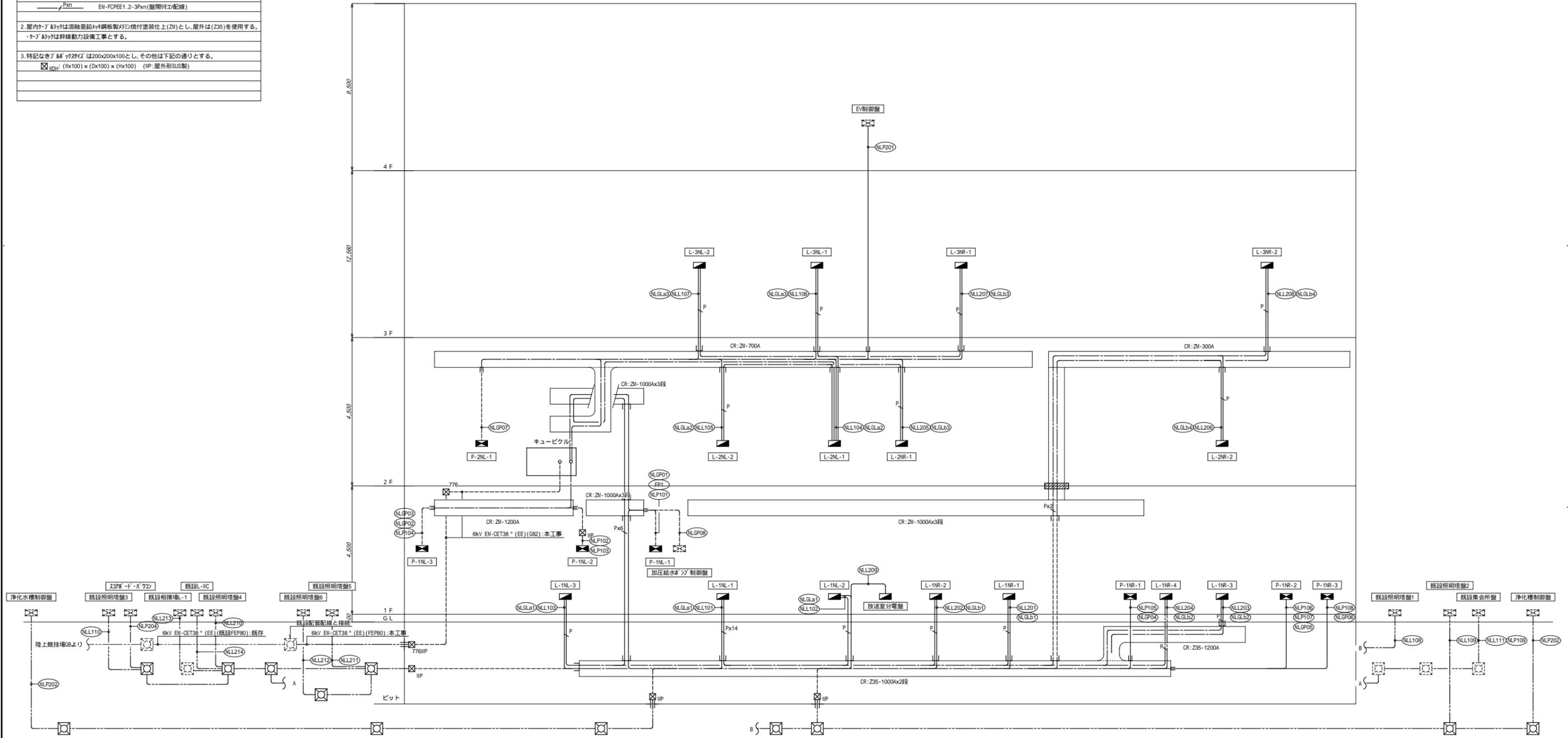
徳島県土木整備部管轄課	工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事	図面番号 E-017
	図面名 非常用発電設備 平面配置配管図	縮尺 1 : 50(A1) 1 : 100(A3)

AZUSA SEKKEI
 Architects, Engineers & Consultants
 株式会社 梓設計 関西支社
 一級建築士事務所登録 大阪(ウ)第3234号

MIYA Architect's Office
 株式会社 宮建築設計
 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

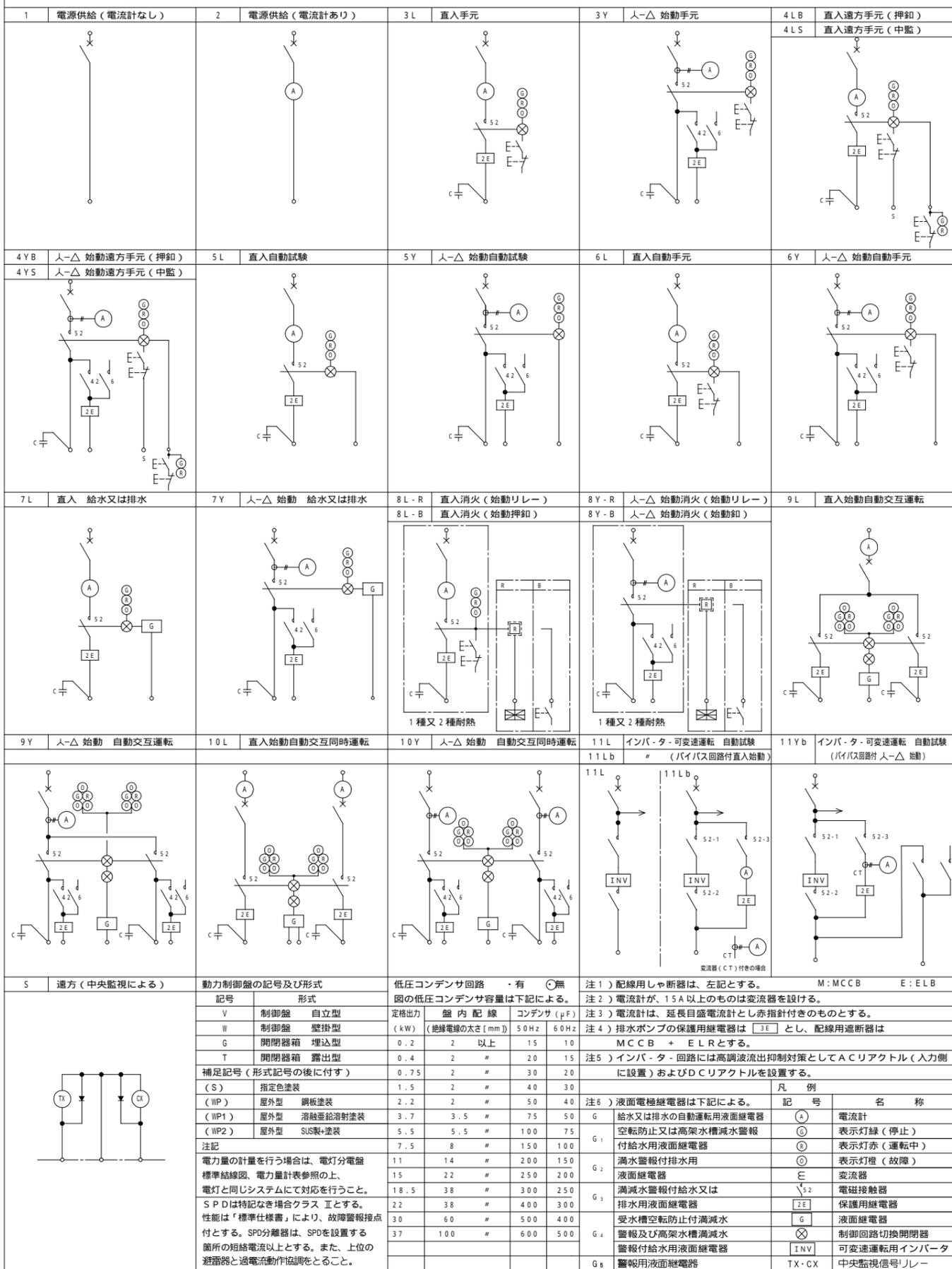
凡例	記号	名称	備考
	■	電灯分電盤	
	■	動力制御盤	
	■	別送制御盤	
	□	ハンドホール(既設)	
	□	プルボックス	
	+	つば付スリーブ	
	↑	立上げ、引下げ	
	—	ケーブルラック	
	■	防火区画貫通処理	国土交通大臣認定
「配管配線凡例」			
	—	床隠蔽配管配線	
	—	天井内コシ配線	
	—	露出配管配線	
	—	地中配管配線	

注記
1. 特記なき配管配線は下記による。 ・幹線の配線サイズは幹線7のyが結線図参照とする。 ・二重天井内ケーブル配線の引下げは、壁内保護管に収める。 ・ケーブル配線の防火区画貫通部は、金属管又は防火処置材を使用して施工する。 2. 屋内ケーブルは溶融垂れ滴耐熱鋼板製クミ付塗装仕上(ZM)とし、屋外は(Z35)を使用する。 ・ケーブルは幹線動力設備工事とする。 3. 特記なきケーブルサイズは200x200x100とし、その他は下記の通りとする。 □ IPD: (Bx100) x (Dx100) x (Hx100) (IP: 屋外形SUS製)



<table border="1"> <tr> <th>設計者</th> <td>一級建築士 第286776号 渡邊 和幸</td> <td>一級建築士 第384579号 浅山 明</td> <td>一級建築士 第6211号 西山 浩司</td> </tr> </table>	設計者	一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	一級建築士 第6211号 西山 浩司	<table border="1"> <tr> <th>法適合確認者</th> <td>設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明</td> </tr> </table>	法適合確認者	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	<table border="1"> <tr> <th>検証者</th> <td>寺田 庄作</td> </tr> </table>	検証者	寺田 庄作	<table border="1"> <tr> <th>設計番号</th> <td>17992</td> </tr> </table>	設計番号	17992	<table border="1"> <tr> <th>特記</th> <td>徳島県土整備部管轄課</td> </tr> </table>	特記	徳島県土整備部管轄課	<table border="1"> <tr> <th>工事名</th> <td>徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事</td> </tr> <tr> <th>図面名</th> <td>幹線系統図</td> </tr> </table>	工事名	徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事	図面名	幹線系統図	<table border="1"> <tr> <th>図面番号</th> <td>E-023</td> </tr> <tr> <th>縮尺</th> <td>1 : NS(A1) 1 : NS(A3)</td> </tr> </table>	図面番号	E-023	縮尺	1 : NS(A1) 1 : NS(A3)	<table border="1"> <tr> <th>設計者</th> <td>株式会社 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office</td> </tr> </table>	設計者	株式会社 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
設計者	一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	一級建築士 第6211号 西山 浩司																										
法適合確認者	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明																												
検証者	寺田 庄作																												
設計番号	17992																												
特記	徳島県土整備部管轄課																												
工事名	徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事																												
図面名	幹線系統図																												
図面番号	E-023																												
縮尺	1 : NS(A1) 1 : NS(A3)																												
設計者	株式会社 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office																												

動力制御盤標準結線図



動力制御盤結線図(1)

幹線サイズは、配電盤表・幹線ブロック図を参照のこと

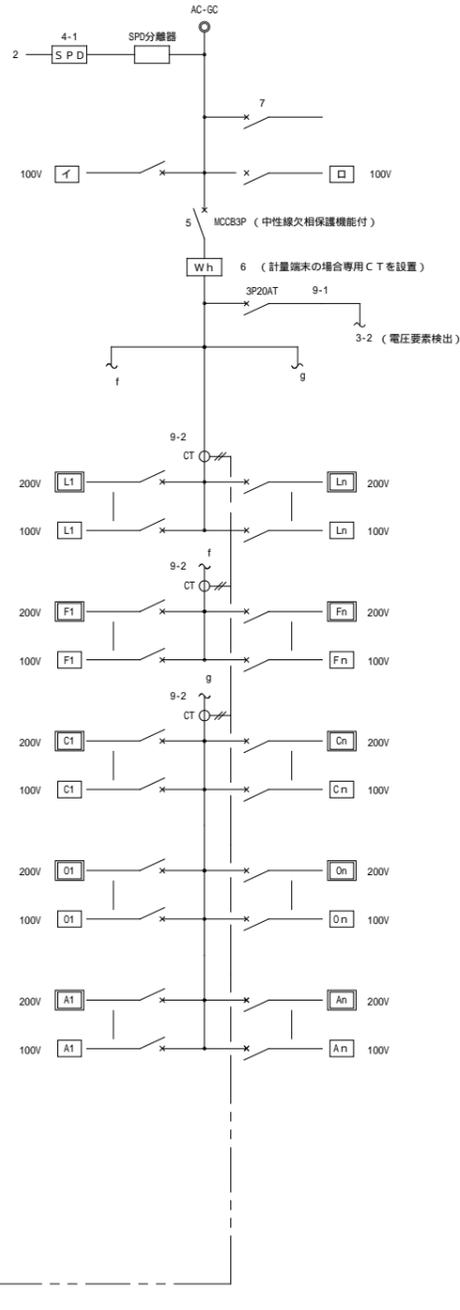
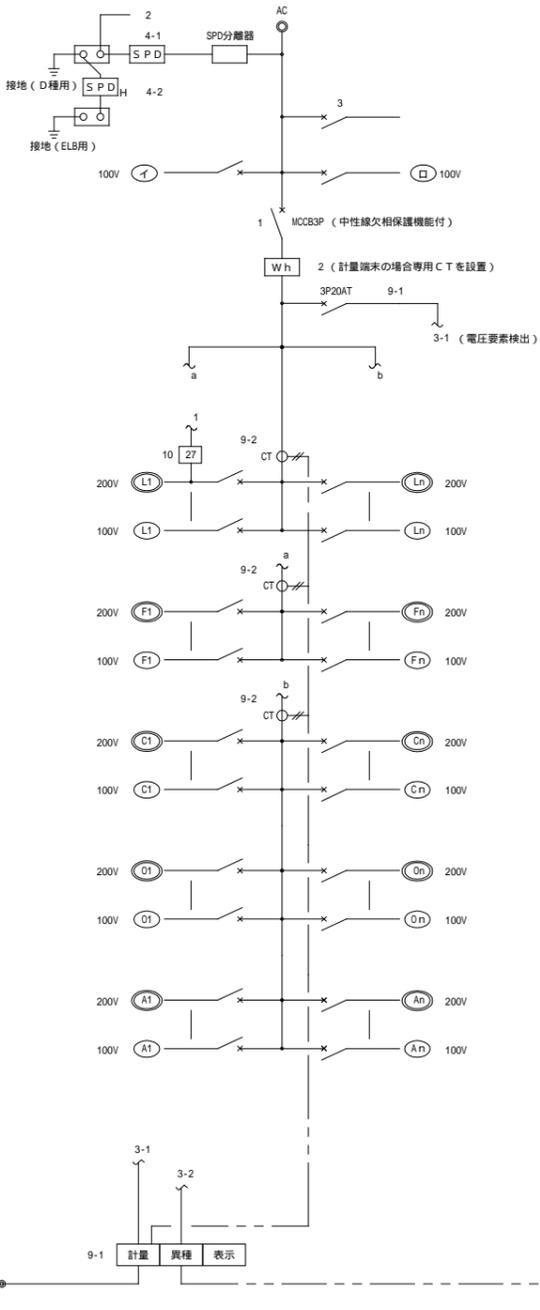
*1 サーモ発停は、Th タイマー発停は、T で表す。

*2 発停：O、状態：S、故障：F、計測：Mにて表す。

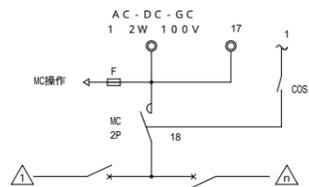
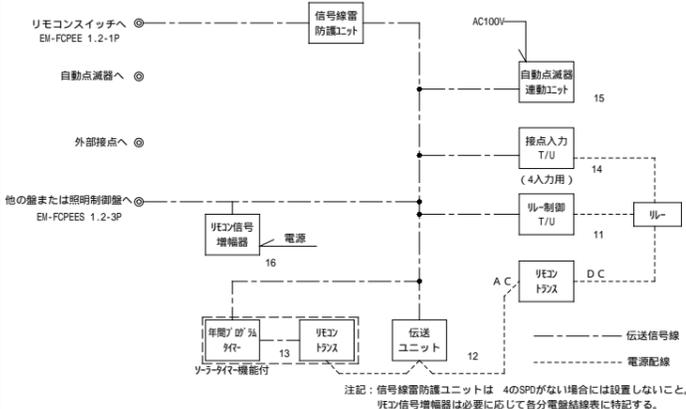
*3 警報：A、計量：Mにて表す。

盤名称 形式 電源/種別	単線接続図	負荷					制御 回路 番号	インターロック 監視 機能 番号	中央 監視 機能 番号	その他 機能 番号	2次側配電設備・備考	盤名称 形式 電源/種別	単線接続図	負荷					制御 回路 番号	インターロック 監視 機能 番号	中央 監視 機能 番号	その他 機能 番号	2次側配電設備・備考	盤名称 形式 電源/種別	単線接続図	負荷					制御 回路 番号	インターロック 監視 機能 番号	中央 監視 機能 番号	その他 機能 番号	2次側配電設備・備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		機器番号・名称	容量(kW)	E	M	P								A	F	A	T	機器番号・名称								容量(kW)	E	M	P	A						F	A	T	機器番号・名称	容量(kW)	E	M	P	A	F	A	T	機器番号・名称	容量(kW)	E	M	P	A	F	A	T																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
P-1NL-1 V-S AC 3 3Φ 210V	[1] 4P-1-0空焚付が 10.1 E 3 100 75 1 F:(0.27x2)x2 C:3.08kV [2] FS-1-16-送風機 0.57 M 3 50 15 5L [3] FS-1-16-送風機 0.57 M 3 50 15 5L [4] FE-1-27-排風機 0.57 M 3 50 15 5L [5] FE-1-27-排風機 0.57 M 3 50 15 5L [6] 4P-1-0空焚付が 5.42 E 3 50 30 1 F:(0.27x2)x2 C:4.64kV [7] 7P-2-0-リフト 1.5 M 3 50 30 1 [8] HIG-2-0-リフト 0.054 E 2 50 15 1 [9] HIG-2-0-リフト 0.216 E 2 50 15 1 [10] FE-1-29-17搬送カマ 0.15 M 2 50 15 1									EM-CET14 * E5.5 * (E31) (G28)	主幹 MCCB3P 225/150A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 19.72kW	P-1NL-3 V-S AC 3 3Φ 210V	[1] FS-1-20-送風機 1.27 M 3 50 30 5L [2] FS-1-20-送風機 1.27 M 3 50 30 5L [3] FE-1-31-排風機 1.27 M 3 50 30 5L [4] FE-1-31-排風機 1.27 M 3 50 30 5L 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 5.08kW									EM-CE3.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 50/50A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 5.08kW	SAC 3 3Φ 210V	[G1] 4P-1-0空焚付が 17.3 E 3 100 100 1 F:(0.27x2)x2 C:1.13kV [G2] 4P-1-0空焚付が 17.3 E 3 100 100 1 F:(0.27x2)x2 C:1.13kV 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 34.6kW									EM-CET38 * E8 * (G54)	主幹 MCCB3P 225/225A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 36.1kW	P-1NR-2 V-II2 AC 3 3Φ 210V	[G1] 4P-1-0空焚付が 11.2 E 3 100 60 1 F:(0.27x2)x2 C:9.28kV [G2] 4P-1-0空焚付が 17.9 E 3 100 100 1 F:(0.27x2)x2 C:16.6kV 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 29.1kW									EM-CET22 * E5.5 * (G54)	主幹 MCCB3P 225/200A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	P-2NL-1 V SAC 3 3Φ 210V	[G1] 4P-1-0空焚付が 4.99 E 3 50 30 1 F:1.5kV [G2] 4P-1-0空焚付が 4.99 E 3 50 30 1 F:1.5kV [G3] FS-2-0-送風機 0.81 M 3 50 15 5L [G4] FE-2-20-排風機 0.57 M 3 50 15 5L 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	P-1NR-1 V SAC 3 3Φ 210V	[1] 4P-1-0空焚付が 8.66 E 3 50 50 1 F:(0.27x2)x2 C:8.53kV [2] FE-1-5-排風機 0.7 M 3 50 15 5L [3] FE-1-5-排風機 0.7 M 3 50 15 5L [4] 4P-1-0空焚付が 5.42 E 3 50 30 1 F:(0.27x2)x2 C:4.64kV [5] 4P-1-0空焚付が 5.42 E 3 50 30 1 F:(0.27x2)x2 C:4.64kV [6] FS-1-5-送風機 0.7 M 3 50 15 5L [7] FS-1-5-送風機 0.7 M 3 50 15 5L [8] 7P-2-0-リフト 1.5 M 3 50 30 1 [9] FE-2-1-排風機 0.81 M 3 50 15 4LS [10] HIG-1-0-リフト 0.216 E 2 50 15 1 [11] FE-1-29-17搬送カマ 0.15 M 2 50 15 1 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 16.316kW									EM-CET14 * E5.5 * (G42)	主幹 MCCB3P 225/200A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 32.6kW	SAC 3 3Φ 210V	[G1] PD-2-PD-制御盤 3.7 E 3 50 50 [G2] PD-2-PD-制御盤 3.7 E 3 50 50 [G3] PD-3-PD-制御盤 2.2 M 3 50 15 [G4] PD-3-PD-制御盤 2.2 M 3 50 15 [G5] PD-3-PD-制御盤 2.2 M 3 50 15 [G6] PD-3-PD-制御盤 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 16.2kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/100A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 16.2kW	P-1NL-2 V-II2 AC 3 3Φ 210V	[1] 4P-1-0空焚付が 20.7 E 3 225 125 1 F:(0.27x2)x2 C:19.23kV [2] 4P-1-0空焚付が 5.42 E 3 50 30 1 F:(0.27x2)x2 C:4.64kV [3] 4P-1-0空焚付が 7.33 E 3 50 40 1 F:(0.27x2)x2 C:6.84kV 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 33.45kW									EM-CET38 * E8 * (G54)	主幹 MCCB3P 225/175A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 28.12kW	AC 3 3Φ 210V	[4] 4P-1-0空焚付が 12.6 E 3 100 75 1 F:(0.27x2)x2 C:11.33kV [5] 4P-1-0空焚付が 10.1 E 3 100 60 1 F:(0.27x2)x2 C:9.08kV [6] 4P-1-0空焚付が 5.42 E 3 50 30 1 F:(0.27x2)x2 C:4.64kV 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 28.12kW									EM-CET14 * E5.5 * (G42)	主幹 MCCB3P 225/175A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 28.12kW	AC 3 3Φ 210V	[1] 4P-1-0空焚付が 2.3 E 3 50 30 1 F:(0.11x0.11kV C:1.7kV) [G2] 4P-1-0空焚付が 18.5 M 3 100 100 10Y [G3] 4P-2-量内消火栓が 11.0 M 3 50 50 10Y [G4] 4P-1-0空焚付が 2.2 M 3 50 15 10L [G5] 4P-2-量内消火栓が 2.2 M 3 50 15 10L 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 36.2kW									EM-CE3.5 * -4C (G22)	主幹 MCCB3P 225/200A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 36.2kW	SAC 3 3Φ 210V	[G6] PD-3-PD-制御盤3 2.2 M 3 50 15 [G7] PD-3-PD-制御盤3 2.2 M 3 50 15 [G8] PD-3-PD-制御盤4 2.2 M 3 50 15 [G9] PD-3-PD-制御盤4 2.2 M 3 50 15 [G10] PD-3-PD-制御盤5 2.2 M 3 50 15 [G11] PD-3-PD-制御盤5 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 17.6kW									EM-CE3.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/100A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 17.6kW	SAC 3 3Φ 210V	[G12] PD-3-PD-制御盤2 2.2 M 3 50 15 [G13] PD-3-PD-制御盤2 2.2 M 3 50 15 [G14] PD-3-PD-制御盤1 2.2 M 3 50 15 [G15] PD-3-PD-制御盤1 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 8.8kW									EM-CE3.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G16] PD-3-PD-制御盤3 2.2 M 3 50 15 [G17] PD-3-PD-制御盤3 2.2 M 3 50 15 [G18] PD-3-PD-制御盤4 2.2 M 3 50 15 [G19] PD-3-PD-制御盤4 2.2 M 3 50 15 [G20] PD-3-PD-制御盤5 2.2 M 3 50 15 [G21] PD-3-PD-制御盤5 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 17.6kW									EM-CE3.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/100A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 17.6kW	SAC 3 3Φ 210V	[G22] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G23] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G24] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G25] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G26] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G27] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G28] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G29] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G30] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G31] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G32] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G33] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G34] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G35] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G36] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G37] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G38] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G39] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G40] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G41] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G42] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G43] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G44] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G45] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G46] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G47] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G48] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G49] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G50] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G51] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G52] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G53] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G54] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G55] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G56] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G57] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G58] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G59] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G60] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G61] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G62] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G63] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G64] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G65] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G66] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G67] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G68] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G69] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G70] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G71] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G72] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G73] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G74] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G75] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G76] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G77] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G78] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G79] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G80] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G81] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G82] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G83] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G84] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G85] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G86] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G87] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G88] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G89] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G90] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G91] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G92] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G93] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G94] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G95] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G96] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G97] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G98] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G99] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G100] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G101] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G102] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G103] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G104] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G105] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G106] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G107] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G108] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G109] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM-CE5.5 * -4C (E25)	主幹 MCCB3P 100/60A その他 電力計 x 2 SPD x 1 合計 8.8kW	SAC 3 3Φ 210V	[G110] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G111] PD-3-PD-制御盤12 2.2 E 3 50 50 [G112] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 [G113] PD-3-PD-制御盤13 2.2 M 3 50 15 制御電源 M 2 50 10 電力計 x 2 SPD 合計 11.36kW									EM

分電盤単線結線図



リモコン制御回路



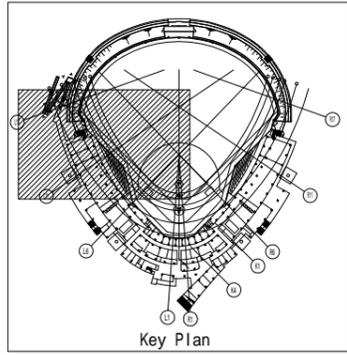
凡例	記号	名称・形式	記号	名称・形式	記号	名称・形式
	○	常用回路 AC 1 200V	回路番号 Ln	照明	○	CT (多回路電力量計測装置専用CT)
	○	常用回路 AC 1 100V	回路番号 Fn	F C Uコンセント、空調機室内機、ファン	表示	表示設定端子LAN対応 (詳細は別紙電力計測装置図による。)
	□	非常用回路 AC-GC 1 200V	回路番号 Cn	F C U以外のコンセント	計量	多回路電力量計測端子 (LAN対応) (同上)
	□	非常用回路 AC-GC 1 100V	回路番号 On	O A用コンセント	異種	異種系統用計測端子 (LAN対応) (同上)
	△	直流回路 DC 100V	回路番号 An	その他負荷		
	—X—	配線用遮断器				
	—X—	電磁接触器 MC 20A				

分電盤・耐熱形分電盤の記号及び形式				分電盤・耐熱形分電盤の記号及び形式			
記号	種別	形式	備考	記号	種別	形式	備考
G	一般形	埋込形		T O A	O A盤	露出形	分電盤部と端子盤部は上下に配置する。分電盤部はドアのある構造とする。配線スペースを上部及び下部に設ける。
T		露出形	ドアのある構造	D O A	O A盤	露出形	分電盤部と端子盤部は左右に配置する。分電盤部はドアのない構造とする。配線スペースを下部に設ける。
D		露出形	ドアのない構造	T J - U	実験盤	露出形	ドアのある構造
1 G	耐熱形	埋込形	耐熱処理を施した壁に埋め込むもの	T J - D			負荷接続端子が下部にあるもの
1 H		露出形	耐熱処理が施されていない壁に埋め込むもの	D J - U			負荷接続端子のみ
1 T		露出形		D J - D			負荷接続端子が上部にあるもの
2 G	耐熱形	露出形		D J - U			負荷接続端子が上部にあるもの
2 T		露出形		D J - D			負荷接続端子が上部にあるもの

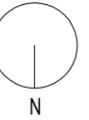
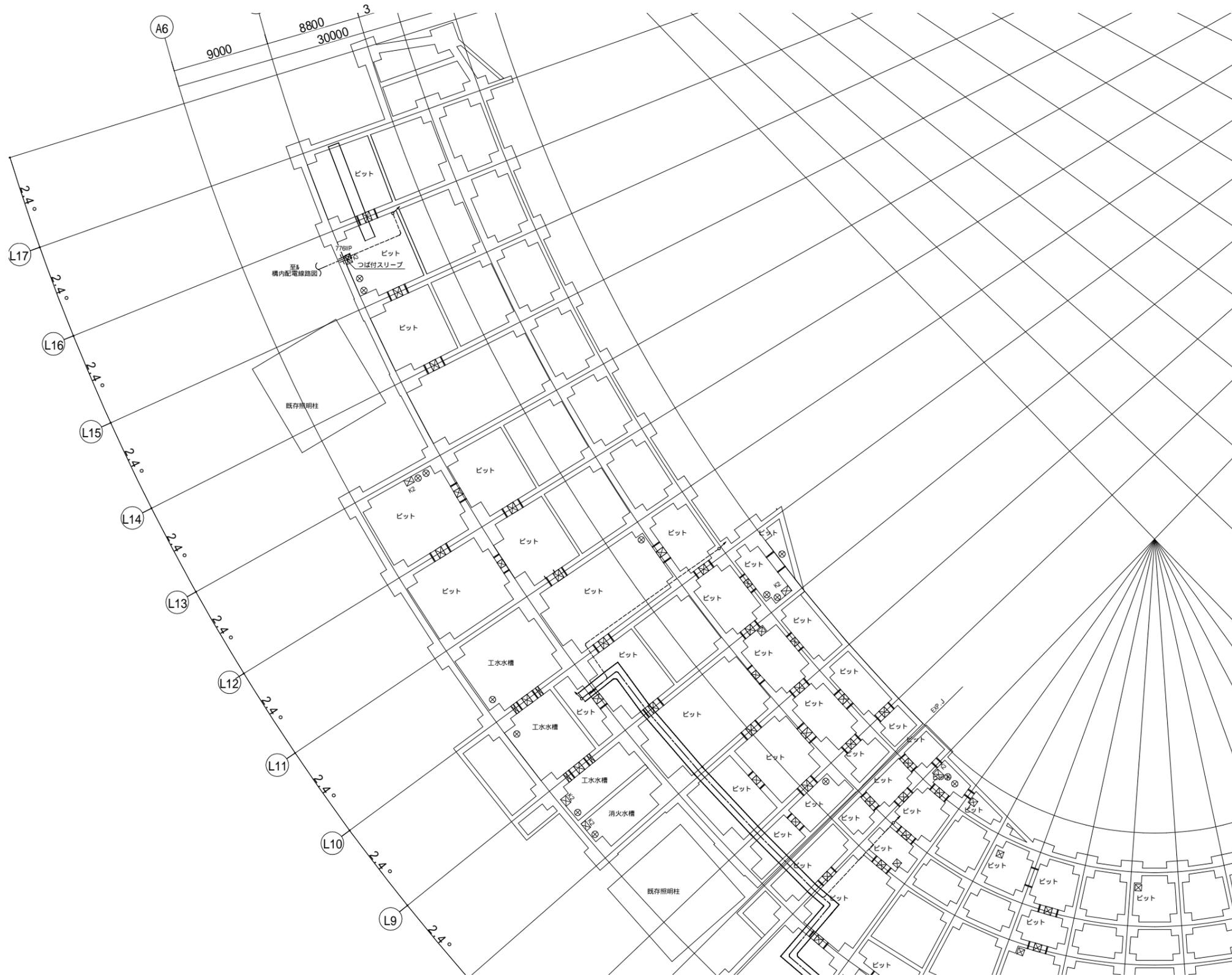
分岐回路 電力量計表			
記号	名称	回路図	備考
W 1	普通電力量計 (検定付)		
W 2	普通電力量計 (検定無)		
W 3	1回路用計測端子		
W 4	多回路電力量計測装置専用CT設置回路		

制御回路表			
記号	名称	回路図	備考
R	リモコン回路		200V回路は両切り、100V回路は片切とする。
R 1 R 4	リモコン回路 (T/U付)		200V回路は両切り、100V回路は片切とする。 R 1 : 1回路用 (6A) R 4 : 4回路用 (6A)
I C	調光回路		白熱灯調光ユニットは負荷容量に適合する機器を選定すること
F C	リモコンリレー + 調光回路		インバーター 蛍光灯・LED連続調光

- 【注】
- 30A以下の分岐遮断器は2P(1Pサイズ協約型)とし、100V回路は1E、200V回路は2Eとする。また、50A以下の分岐遮断器は50AFとする。
 - 化繊盤はラッチ式とする。
 - 分岐回路全体数の20%を予備スペースとして見込むこと。
 - 予備回路の回路数は、分岐配線を接続する実装回路数の約20%(電源種別ごとに最大5回路)とする。
 - CTは原則として、単相2線の場合は1個、単相3線及び3相3線式の場合は2個、3相4線式の場合は3個各設置する。
 - 普通電力量計は電子式コンパクト型(パルス発信付)とする。また、CTの定格は負荷容量に適したものを選定すること。
 - SPDは特記なき場合クラスとす。性能は「標準仕様書」により故障検出出力付とする。
 - SPD分離器は、SPDを設置する箇所の短絡電流以上とする。また、上位の遮断器と過電流動作協調をとること。
 - SPD及び漏電警報付MCCBを設置する場合は盤扉面に故障警報表示を各々一括表示し、中央監視への故障代表一括移接点を設ける事。
 - 別紙結線図の分岐遮断器の記号は、右記による。M:MCCB E:ELCB EL:MCCB(漏電警報検出付)またはMCCB+漏電警報器 EX:ELCB(トリップ警報検出付)
 - 幹線サイズは系統図による。
 - 洗浄便用コンセント回路の分岐遮断器はELCBとし、感度は便座の仕様(漏電対流)を確認し選定とする。
 - 主幹の1次側分岐遮断器は主幹と同様の遮断容量を満足する事。
 - リモコントランスがある場合には、電源用として専用の分岐回路を1回路設けること。AC-GC回路リモコンがある場合には、リモコントランスの分岐回路もAC-GC回路とする。
 - 防災機器用の電源回路は主幹一次側に分岐ブレーカを設置する。



Key Plan

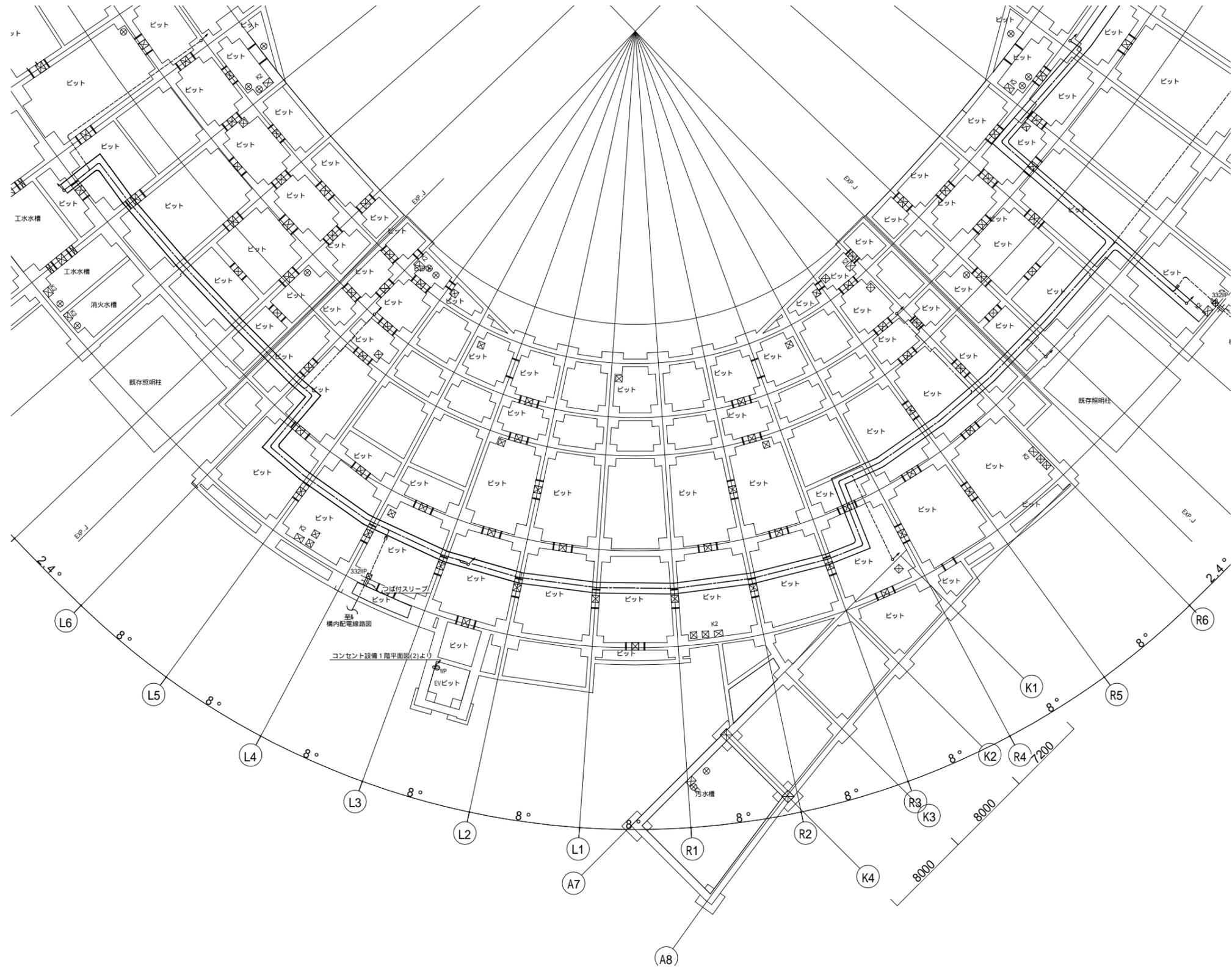
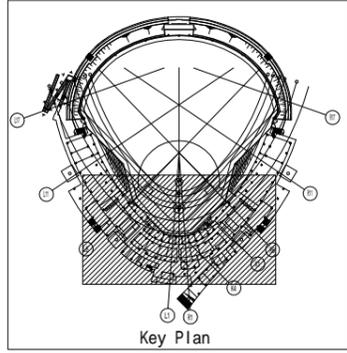


凡例	記号	名称	備考
	□	電灯分電盤	
	■	動力制御盤	
	□	別達制御盤	
	□	空調室内機	
	□	送風機	
	□	全熱交換機	
	□	空調室外機	
	□	排風機	
	□	手元照明器	
	□	壁付コンセント	3P15A+E付
	□	プルボックス	
	□	立上げ、引下げ	
	□	ケーブルラック	
「配管配線凡例」			
	—	床隠蔽配管配線	
	—	天井内コロガシ配線	
	—	露出配管配線	
	—	地中配管配線	

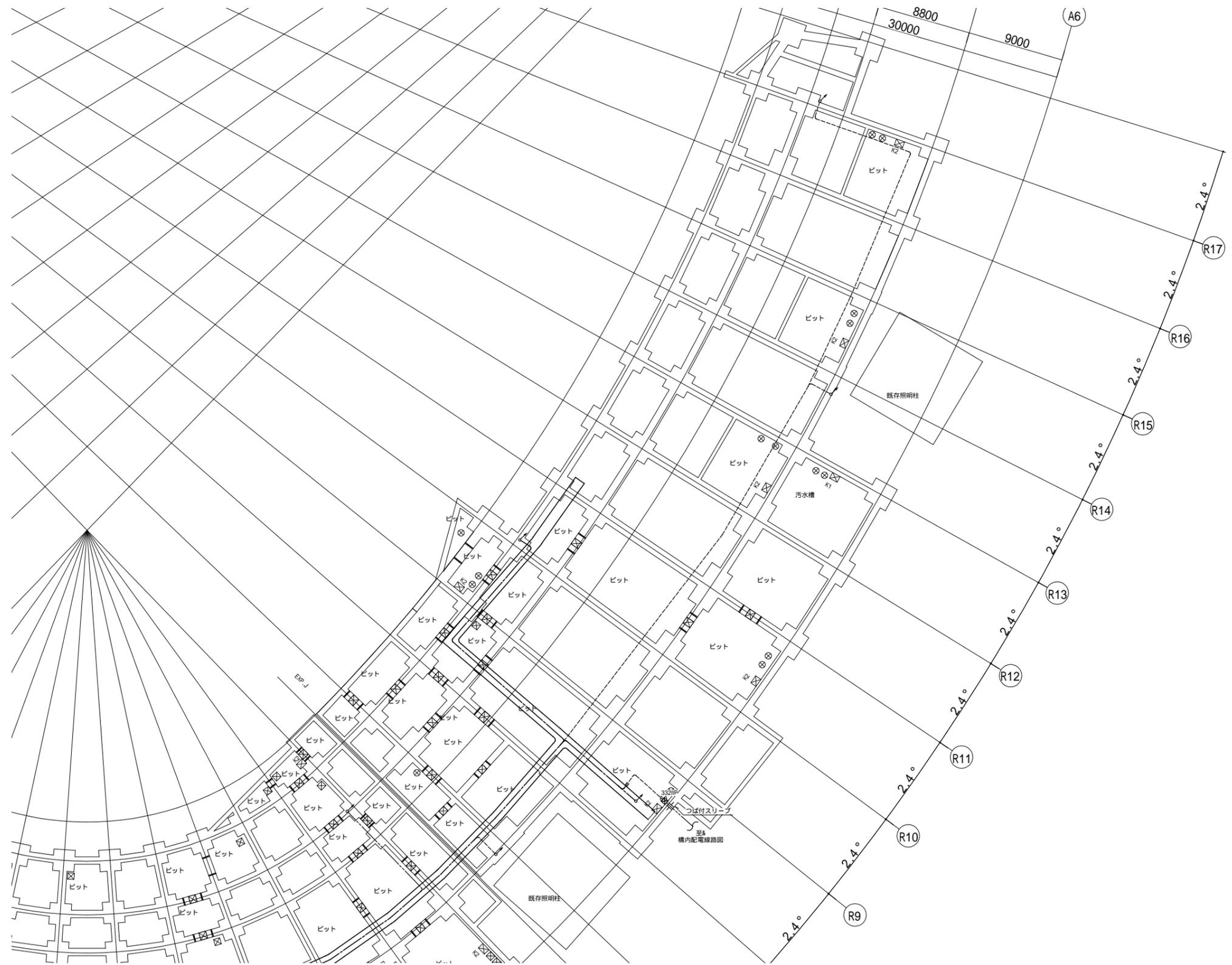
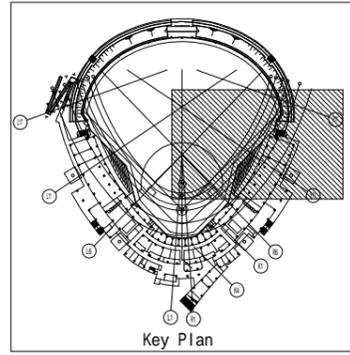
注記

- 特記なき配管配線は下記による。
 - ・幹線部の配線は幹線ダクト配線図参照とする。
 - ・二重天井内ケーブル配線の引下げは、室内保護管に収める。
 - ・ケーブル配線の防火区画貫通部は、金属管又は防火処置材を使用して施工する。
 - ・その他のケーブル又はケーブル架を貫通する部分は、配管で保護する。
- (1) 空調室内機・空調換気扇等
 - ・図中記入なき配管配線は、下記による。
 - EM-EF2.0-3C(1CE) 天井内、保護部分は(PF22)又(E25)
 - EM-EF2.0-3C(1CE) (PF22)
 - EM-EF2.0-3C(1CE) 屋内(E25)屋外(G28)
 - EM-EF2.0-3C2(1CE) 屋内(E31)屋外(G28)
 - EM-CEE3.5*-2C+3C 屋内(E39)屋外(G36)
- (2) 動力
 - ・動力制御盤負荷表による。
2. 屋内ケーブルは溶融垂れ防止鋼板製クランプ付塗装仕上(ZM)とし、屋外は(Z35)を使用する。
 - ・特記なきケーブルは幹線系統図参照とする。
 - ・ケーブルは幹線動力設備工事とする。
3. 特記なきケーブル径は200x200x100とし、その他は下記の通りとする。
 - (Hx100) x (Dx100) x (Hx100) (HP: 屋外形SUS製)
4. PD-1: 3.7kVx2, PD-2: 3.7kVx2, PD-3: 0.75kVx2とする。

一級建築士 第286776号 渡邊 和泰	一級建築士 第384579号 浅山 明	設計者 西山 浩司	法適合確認 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 寺田 庄作	設計番号 17992	特記	徳島県土整備部管轄課	工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 幹線・動力設備 ビット階平面図(1)	図面番号 E-031 縮尺 1:200(A1) 1:400(A3)	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 〒650-0001 大阪府大阪市西区南堀江1-1-15	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11055号
----------------------------	---------------------------	--------------	--------------------------------------	--------------	---------------	----	------------	--	---	---	--



一般建築士 第286776号 渡邊 和幸	一般建築士 第384579号 浅山 明	設計者 西山 浩司	法適合確認欄 設備設計一般建築士 第6211号 浅山 明	検証者 寺田 庄作	設計番号 17992	特記	徳島県土整備部管轄課	工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 幹線・動力設備 ビット階平面図(2)	図面番号 E-032 縮尺 1 : 200(A1) 1 : 400(A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 〒650-0001 大阪府大阪市西区南堀江1-1-14	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 〒760-0001 徳島県徳島市東区東1-1-1
----------------------------	---------------------------	--------------	---------------------------------------	--------------	---------------	----	------------	--	---	---	---



設計者		法適合確認	検査者	設計番号	特記
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	寺田 庄作	17992	

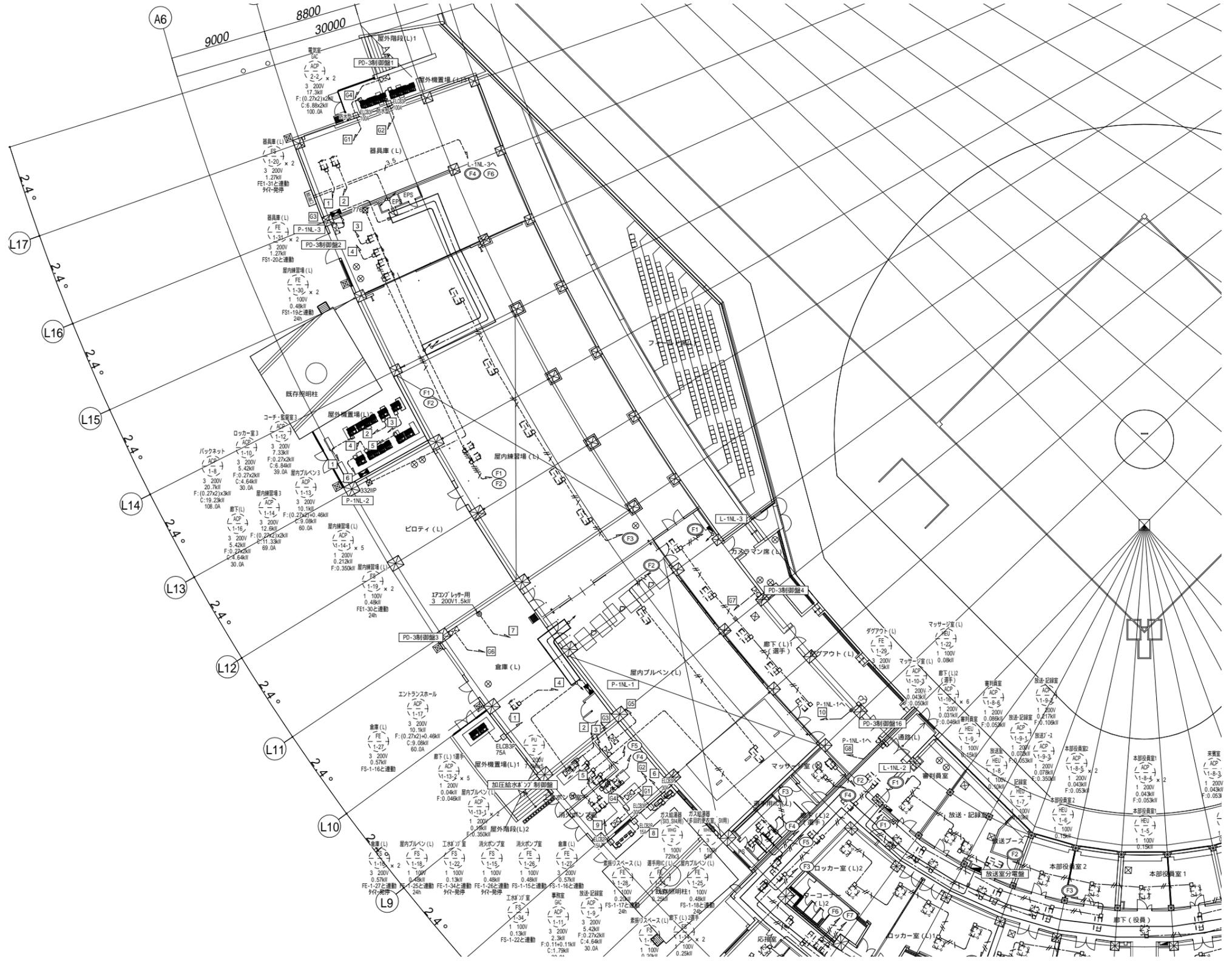
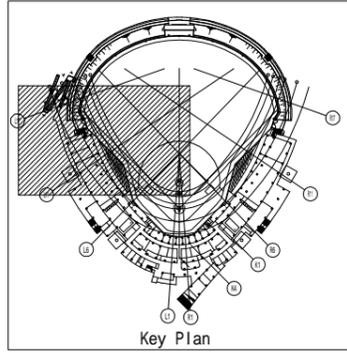
徳島県土整備部管轄課

工事名
徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事
図面名
幹線・動力設備 ピット階平面図(3)

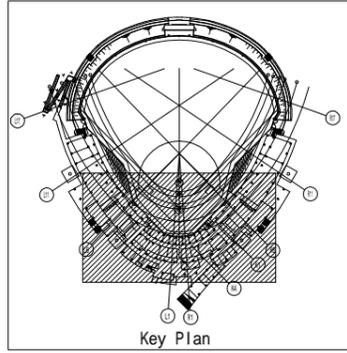
図面番号
E-033
縮尺
1 : 200(A1)
1 : 400(A3)

AZUSA SEKKEI
Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 徳島県登録第11050号

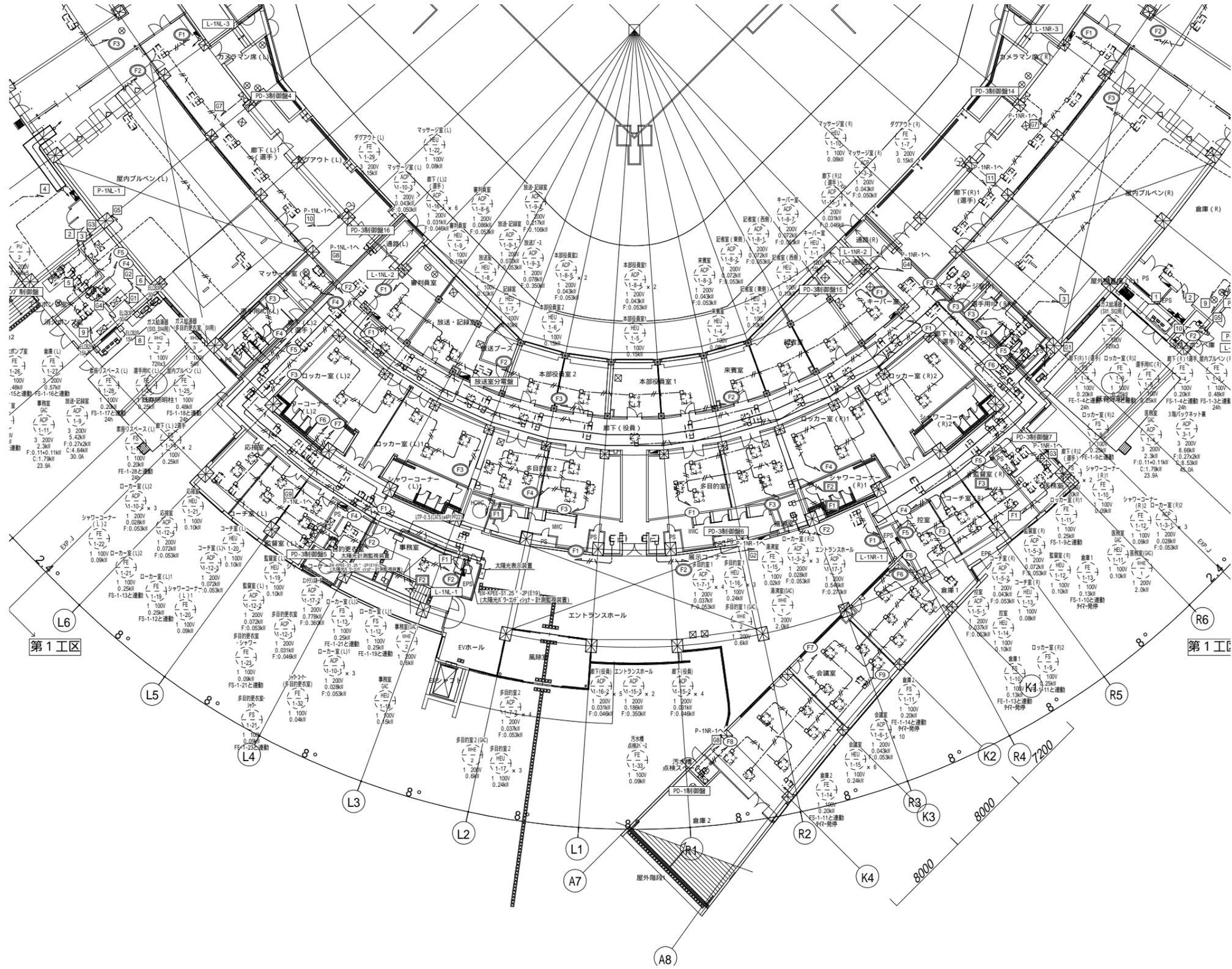
株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県登録第11050号



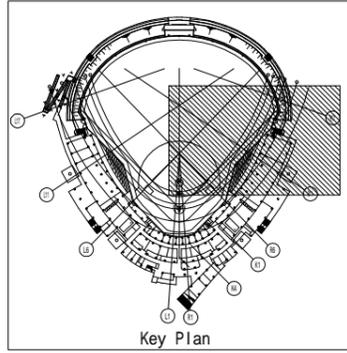
一級建築士 第286776号 渡邊 和泰	一級建築士 第384579号 浅山 明	設計者 法適合確認欄 設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検証者 寺田 庄作	設計番号 17992	特記 徳島県土整備部管轄課	工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 幹線・動力設備 1階平面図(1)	図面番号 E-034 縮尺 1 : 200(A1) 1 : 400(A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 〒650-0001 大阪府大阪市東淀川区西淀川1-1-1	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 〒650-0001 大阪府大阪市東淀川区西淀川1-1-1
----------------------------	---------------------------	--	--------------	---------------	------------------	--	---	--	---



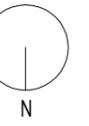
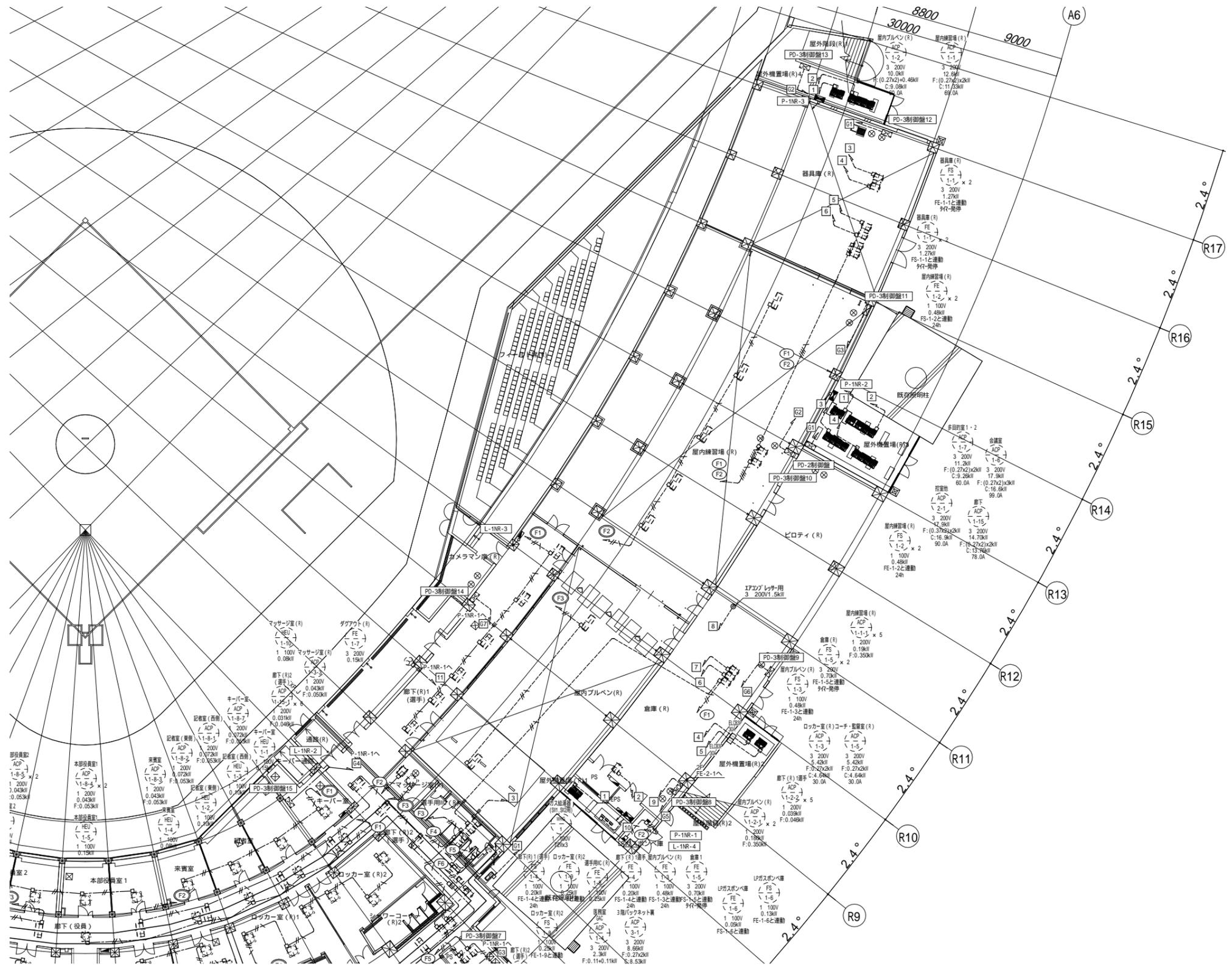
Key Plan



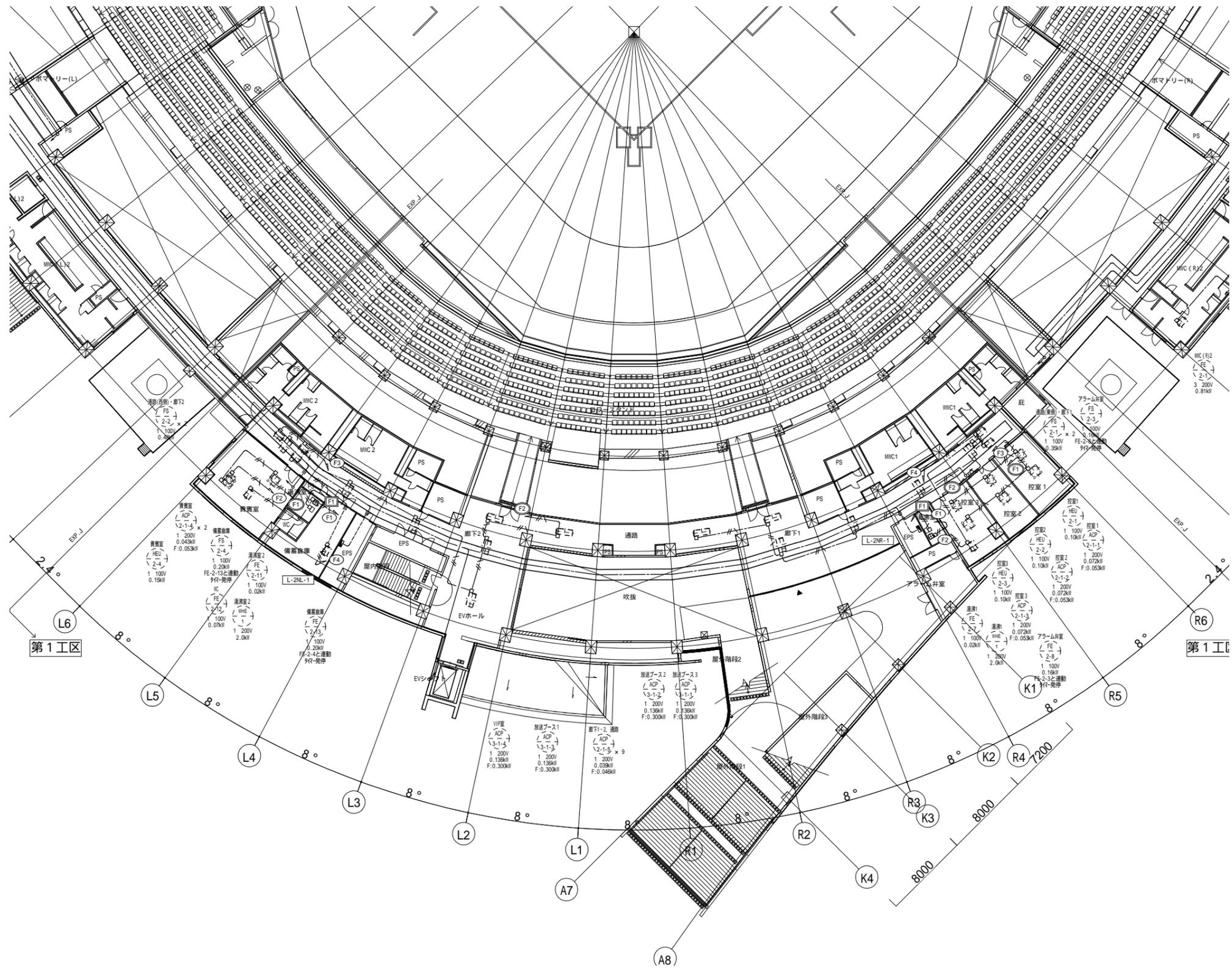
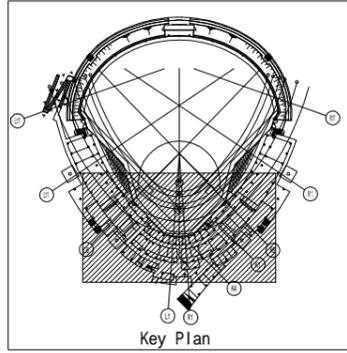
一級建築士 第286776号 渡邊 和泰	一級建築士 第384579号 浅山 明	設計者 法適合確認 第6211号 浅山 明	検査者 寺田 庄作	設計番号 17992	特記 徳島県土整備部管轄課	工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 幹線・動力設備 1階平面図(2)	図面番号 E-035 縮尺 1 : 200(A1) 1 : 400(A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 〒650-0001 大阪府大阪市東淀川区西淀川1-1-1	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 〒650-0001 大阪府大阪市東淀川区西淀川1-1-1
----------------------------	---------------------------	--------------------------------	--------------	---------------	------------------	--	---	--	---



Key Plan



一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第384579号 浅山 明	設計者 西山 浩司	法適合確認 第6211号 浅山 明	検証者 寺田 庄作	設計番号 17992	特記	徳島県土整備部管轄課	工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 幹線・動力設備 1階平面図(3)	図面番号 E-036 縮尺 1:200(A1) 1:400(A3)	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 徳島県建設業登録 11055号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県建設業登録 11055号
----------------------------	---------------------------	--------------	-------------------------	--------------	---------------	----	------------	--	---	--	---

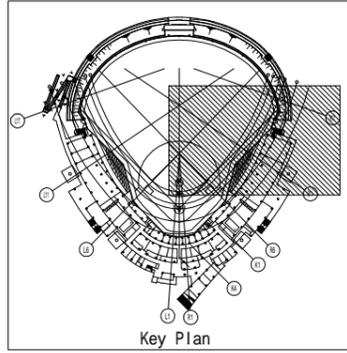


設計者	法適合確認欄	検証者	設計番号	特記																					
<table border="1"> <tr><td>一級建築士</td><td>一級建築士</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第286776号</td><td>第384579号</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>渡邊 和幸</td><td>浅山 明</td><td>西山 浩司</td><td></td><td></td></tr> </table>	一級建築士	一級建築士				第286776号	第384579号				渡邊 和幸	浅山 明	西山 浩司			<table border="1"> <tr><td>設備設計一級建築士</td><td></td></tr> <tr><td>第6211号</td><td></td></tr> <tr><td>浅山 明</td><td></td></tr> </table>	設備設計一級建築士		第6211号		浅山 明		寺田 庄作	17992	
一級建築士	一級建築士																								
第286776号	第384579号																								
渡邊 和幸	浅山 明	西山 浩司																							
設備設計一級建築士																									
第6211号																									
浅山 明																									

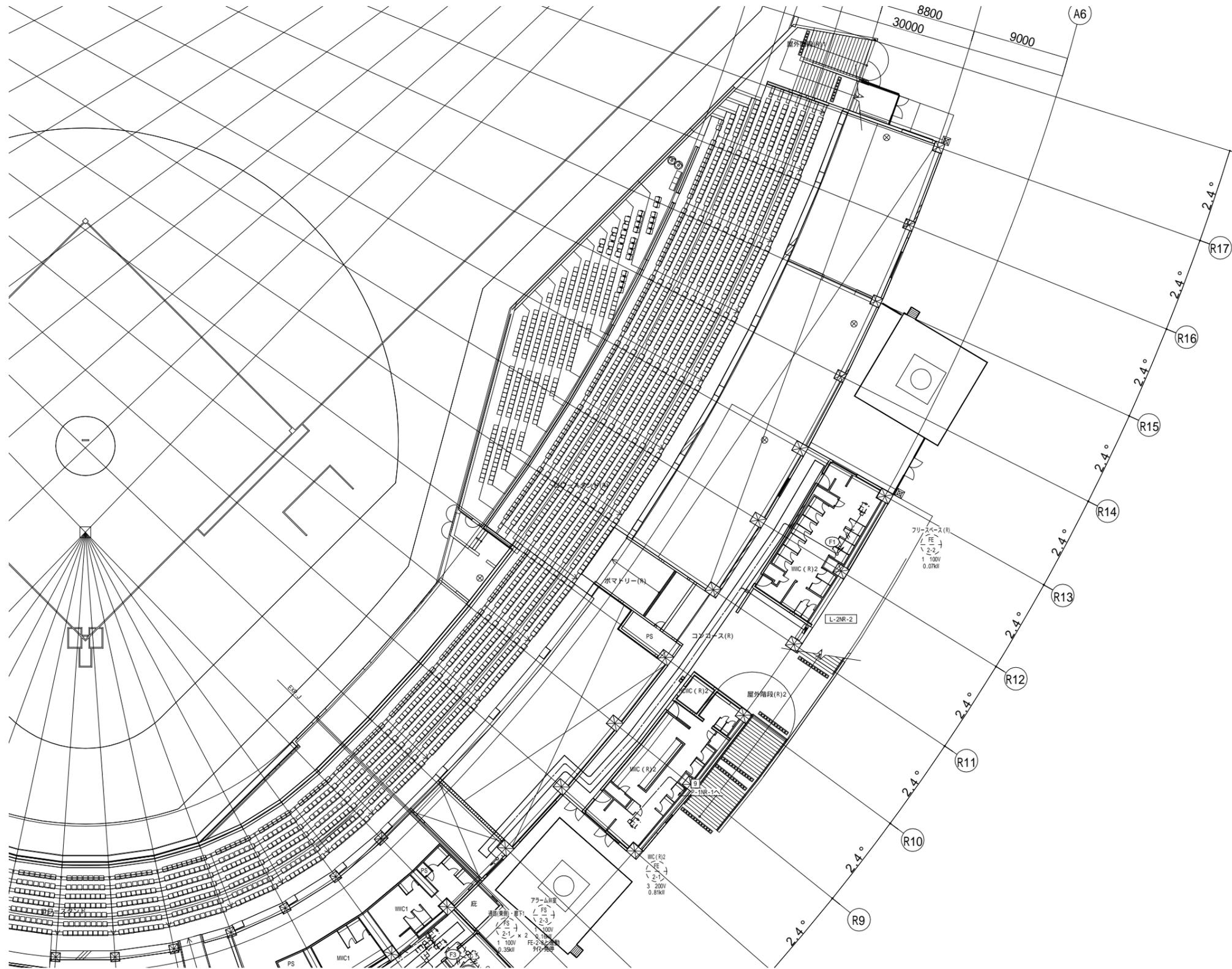
徳島県土整備部営繕課	工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事
	図面名 幹線・動力設備 2階平面図(2)

図面番号	E-038
縮尺	1 : 200(A1) 1 : 400(A3)





Key Plan



一般建築士 第286776号 渡邊 和幸	一般建築士 第384579号 浅山 明	設計者 西山 浩司	法適合確認 第6211号 浅山 明	検証者 寺田 庄作	設計番号 17992	特記	徳島県土整備部管轄課	工事名 徳島県鳴門総合運動公園 野球場改築工事のうち電気工事 図面名 幹線・動力設備 2階平面図 (3)	図面番号 E-039 縮尺 1 : 200 (A1) 1 : 400 (A3)	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 〒650-0001 大阪府大阪市東区東 1-1-1	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 〒760-0001 徳島県徳島市東区東 1-1-1
----------------------------	---------------------------	--------------	-------------------------	--------------	---------------	----	------------	---	---	---	--